

## 平成29年矢巾町議会定例会12月会議目次

議案目次	1
第1号(12月5日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条により出席した説明員	5
○職務のために出席した職員	5
○開議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情	8
29請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願について	
○報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	8
○報告第12号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算(第7号)の専決処分に係る報告について	9
○議案第77号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	10
○議案第78号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	12
○議案第79号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分協議に関し議決を求めることについて	13
○議案第80号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条	

	例について	14
○議案第81号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	15
○議案第82号	矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について	16
○議案第83号	矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について	18
○議案第84号	矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について	20
○議案第85号	矢巾町水路条例の一部を改正する条例について	22
○議案第86号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	23
○議案第87号	矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について	25
○議案第88号	矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	26
○議案第89号	矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	29
○議案第90号	矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	31
○議案第91号	矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	32
○議案第92号	矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	36
○議案第93号	平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について	39
○議案第94号	平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	39
○議案第95号	平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	39
○議案第96号	平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	39
○議案第97号	平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について	39
○議案第98号	平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について	39
○発議案第10号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改	

正する条例について .....	4 2
○散    会 .....	4 4
第 2 号 (12月7日)	
○議事日程 .....	4 5
○本日の会議に付した事件 .....	4 5
○出席議員 .....	4 5
○欠席議員 .....	4 5
○地方自治法第121条により出席した説明員 .....	4 5
○職務のために出席した職員 .....	4 6
○開    議 .....	4 7
○議事日程の報告 .....	4 7
○一般質問 .....	4 7
1 昆        秀 一 議員 .....	4 7
2 村 松 信 一 議員 .....	7 6
3 赤 丸 秀 雄 議員 .....	9 8
4 高 橋 安 子 議員 .....	1 1 6
5 廣 田 清 実 議員 .....	1 3 3
○散    会 .....	1 5 1
第 3 号 (12月8日)	
○議事日程 .....	1 5 3
○本日の会議に付した事件 .....	1 5 3
○出席議員 .....	1 5 3
○欠席議員 .....	1 5 3
○地方自治法第121条により出席した説明員 .....	1 5 3
○職務のために出席した職員 .....	1 5 4
○開    議 .....	1 5 5
○議事日程の報告 .....	1 5 5
○一般質問 .....	1 5 5

1	川村よし子議員	155
2	藤原梅昭議員	174
3	小川文子議員	196
4	山崎道夫議員	214
○	散会	233

#### 第4号（12月14日）

○	議事日程	235
○	本日の会議に付した事件	235
○	出席議員	235
○	欠席議員	236
○	地方自治法第121条により出席した説明員	236
○	職務のために出席した職員	236
○	開議	237
○	議事日程の報告	237
○	議案第93号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について	237
○	議案第94号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） について	237
○	議案第95号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に ついて	237
○	議案第96号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） について	237
○	議案第97号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について	237
○	議案第98号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について	237
○	議案第99号 副町長の選任について	240
○	発議案第11号 道路整備に係る補助率のかさ上げ措置等の継続を求める意見書 の提出について	241
○	閉会中の継続審査の申出について	242
○	閉会中の継続調査の申出について	243
○	閉会中の議員の派遣について	243

○町長挨拶	.....	2 4 3
○閉 議	.....	2 4 4
○署 名	.....	2 4 5

# 議 案 目 次

平成 29 年 矢 巾 町 議 会 定 例 会 1 2 月 会 議

1. 請願・陳情
  - 29 請願第 5 号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願について
2. 報告第 11 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 報告第 12 号 平成 29 年度 矢 巾 町 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 7 号 ) の 専 決 処 分 に 係 る 報 告 について
4. 議案第 77 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
5. 議案第 78 号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
6. 議案第 79 号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分協議に関し議決を求めることについて
7. 議案第 80 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 81 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 82 号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 83 号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 84 号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 85 号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 86 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第 87 号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
15. 議案第 88 号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
16. 議案第 89 号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
17. 議案第 90 号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
18. 議案第 91 号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求

めることについて

19. 議案第92号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
20. 議案第93号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
21. 議案第94号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
22. 議案第95号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
23. 議案第96号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
24. 議案第97号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
25. 議案第98号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
26. 発議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
27. 議案第99号 副町長の選任について
28. 発議案第11号 道路整備に係る補助率のかさ上げ措置等の継続を求める意見書の提出について
29. 閉会中の継続審査の申出について
30. 閉会中の継続調査の申出について
31. 閉会中の議員の派遣について

平成29年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第1号）

平成29年12月5日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情
  - 29請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願について
- 第 4 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 5 報告第12号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について
- 第 6 議案第77号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第 7 議案第78号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第 8 議案第79号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 第 9 議案第80号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第81号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第82号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第83号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第84号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第85号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第86号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第87号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第88号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第89号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を

改正する条例について

- 第 19 議案第 90 号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第 20 議案第 91 号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第 21 議案第 92 号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第 22 議案第 93 号 平成 29 年度矢巾町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 第 23 議案第 94 号 平成 29 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 24 議案第 95 号 平成 29 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 25 議案第 96 号 平成 29 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 26 議案第 97 号 平成 29 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 27 議案第 98 号 平成 29 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 28 発議案第 10 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（18名）

1 番	赤 丸 秀 雄 議員	2 番	水 本 淳 一 議員
3 番	廣 田 清 実 議員	4 番	高 橋 安 子 議員
5 番	齊 藤 正 範 議員	6 番	村 松 信 一 議員
7 番	昆 秀 一 議員	8 番	藤 原 梅 昭 議員
9 番	川 村 農 夫 議員	10 番	山 崎 道 夫 議員
11 番	高 橋 七 郎 議員	12 番	長谷川 和 男 議員
13 番	川 村 よし子 議員	14 番	小 川 文 子 議員

15番 藤原由巳議員

17番 米倉清志議員

16番 藤原義一議員

18番 廣田光男議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	総務課長兼 防災安全室長	山本良司君
企画財政課長兼 政策推進室長	藤原道明君	会計管理者兼 税務課長	佐藤健一君
住民課長	浅沼仁君	福祉・ 子ども課長	菊池由紀君
健康長寿課長	村松徹君	産業振興課長	稲垣譲治君
道路都市課長	菅原弘範君	農業委員会 事務局長	村松亮君
上下水道課長	山本勝美君	教育長	和田修君
学務課長	村松康志君	社会教育課長兼 矢巾町公民館長	野中伸悦君
学校給食共同 調理場所長	佐々木忠道君	代表監査委員	吉田功君
農業委員会会長	高橋義幸君		

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田孝君

主任主事 渡部亜由美君

係長 藤原和久君



---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成29年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田光男議員） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

15番 藤原由巳 議員

16番 藤原義一 議員

17番 米倉清志 議員

以上の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の12月会議の会議期間は11月27日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月14日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、12月会議の会議期間は本日から12月14日までの10日間と決定いたしました。

なお、会議日程につきましては、お手元に配付しました会議日程案のとおりでありますので、ご了承を願います。

---

### 日程第3 請願・陳情

#### 29 請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願について

○議長(廣田光男議員) 日程第3、請願・陳情を議題とします。

11月27日会議の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。29請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願については、会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、29請願第5号は教育民生常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

---

### 日程第4 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長(廣田光男議員) 日程第4、報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処

分に係る報告について説明を申し上げます。

発生した事故は、宮城県大崎市の東北自動車道長者原サービスエリア上り線駐車場において、公用車に乗り込む際に、ドアをあけたところ、強風にあおられ、隣に駐車しておりました自動車ドアが接触をしてしまい、相手方のフェンダー部分を破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償保障保険で行っており、全て本町の過失との保険会社の査定から、相手方の破損部分の修理代金9万925円を支払うものであります。

公用車の運行に際しましては、周辺的安全確認を徹底し、再発防止に努めてまいり所存であります。

なお、このことに関しましては、先月20日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により、専決処分としたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

- 議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。  
以上をもって報告第11号を終わります。

---

日程第5 報告第12号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の  
専決処分に係る報告について

- 議長（廣田光男議員） 日程第5、報告第12号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。  
高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

- 町長（高橋昌造君） 報告第12号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

歳入につきましては、19款諸収入に、建物及び車輛共済金を新設補正し、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款総務費の一般管理事業を増額補正し、歳入歳出予算の総

額に、歳入歳出それぞれ9万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億7,987万2,000円とするものであります。

これらのことについては、11月20日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により、専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） それでは、私から報告第12号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細について説明いたします。

専決処分書の9ページをお開き願いたいと思います。今回の補正につきましては、先ほど報告第11号として専決処分の報告がなされました自動車破損事故による損害賠償に係るもの、それだけの内容となっております。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

それでは、歳入17款繰入金、2項基金繰入金1,000円、19款諸収入、4項雑入9万円。こちらは、歳出のほうでご説明いたします賠償金の予算9万1,000円の財源として計上したもののになります。

続きまして、歳出に参ります。13ページをお開き願います。歳出、2款総務費、1項総務管理費9万1,000円。

以上をもちまして報告第12号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第12号を終わります。

---

日程第6 議案第77号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第77号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求め

ることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第77号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げます教育委員会の委員の任命に関しましては、平成25年1月から2期4年11カ月教育委員を務めておりました関村昭子さんがこの12月22日をもって任期満了となりますことから、新たに教育委員会の委員の選任について同意をお願いするものであります。

このたび教育委員会の委員として任命いたしたいと存じます矢巾町大字上矢次第4地割33番地1の漆原祥子さんは、平成13年12月から主任児童委員を16年にわたり務められており、児童・生徒の健全育成について、民生児童委員等との情報交換を密にしながら積極的かつ誠実にその職務を果たされております。また、平成8年度から3年間、矢巾北中学校のPTA副会長を務められ、平成27年度からの2年間は、矢巾中学校評議委員、今年度は煙山小学校学校評価委員を務められております。

以上のことから、教育委員会の委員をお願いするに適任者であると思われ、かつ人格高潔で識見を有する立派な方でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第77号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

日程第7 議案第78号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第78号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第78号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または規約を変更しようとするときは、構成団体の協議により、これを定めることとされております。

このたび岩手県市町村総合事務組合から構成団体である紫波、稗貫衛生処理組合の常勤の職員が平成30年3月31日をもって配置されなくなることから、退職手当に関する事務を共同処理する団体から除くこと、及び同組合規約の一部を変更することについて協議がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第78号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変

更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第79号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し  
議決を求めることについて

○議長(廣田光男議員) 日程第8、議案第79号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第79号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第289条の規定により、一部事務組合の共同処理する事務を変更しようとする場合において、財産処分を必要とするときは、構成団体の協議により、これを定めることとされております。

このたび岩手県市町村総合事務組合から構成団体であります紫波、稗貫衛生処理組合の常勤の職員が平成30年3月31日をもって配置されなくなることから、退職手当に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、退職手当に係る負担金に関する財産処分を行うことについて協議がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第79号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第80号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部  
を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第9、議案第80号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第80号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき国が特別職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、町長等の特別職の期末手当に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。国においては、官民格差に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の期末手当の支給を引き上げたことから、町長等の特別職の期末手当の支給月数を1.7カ月分から1.75カ月分と0.05カ月分引き上げる改定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第80号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第81号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第10、議案第81号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第81号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、本町の一般職の職員の給与に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。国においては、官民格差に基づき俸給表を平均0.2%引き上げたこと、及び勤勉手当の支給月数を1.7カ月分から1.8カ月分と年間0.1カ月分引き上げることに準じ、本町の一般職の職員の行政職給料表及び医療職給料表の改定並びに勤勉手当の支給月数の改定を行い、給料表の改定については、平成29年4月1日から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせ

ていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） この改正によって総額どのくらいアップになるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、給料につきましては124万3,000円、全体でございますけれども、これの増、1人当たり平均で7,400円。それから、手当、職員勤勉手当でございますけれども、総額全体で551万8,000円、1人当たり3万3,000円の増と。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第81号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第82号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第11、議案第82号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第82号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、都市公園法の改正に伴い、矢巾町立都市公園条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。都市緑地法等の一部を改正する法律により、公園管理者の権限の代行の規定の条番号に変更があったことから、同条を引用する町立都市公園の管理者の権限の代行の規定に関して所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これは、流通センター四丁目の公園がありますが、そのところも該当になるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

四丁目の北川公園、これも対象になります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 流通センターを回っていると、当時公園をつくったときには、木が小さかったと思うのですけれども、現在は背が高くなって、もう周辺の住宅の屋根よりも高くなっていて、雨どいとかに葉っぱが落ちるとか、いろいろ苦情を聞くのですけれども、どのようにされているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

川村議員さんのおり、ことしに関しましては、例えば木の根っこがやっぱり大きくなって、ブロックをちょっと盛り上げていたようなお話もありましたので、そういったものにつきましては、そのブロックをコンクリートで固めるとかということもやっておりますし、あと工法につきましても、高くなった部分については、いわゆる枝払いとか、そうい

ったものはしております。

ただ、大きくなったからといって全部伐採するという形のものはありませんが、適宜、いずれそういった管理はしているというところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これは意見なのですけれども、周辺に住む方たちが高齢化をされていまして、意見を今言える状況ですけれども、意見を言えないような状況でも、やっぱり定期的に処理をするような方法にしたほうがいいと思いますけれども、そのことにつきましては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 意見ではなく質問ですね。

菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かにやっぱり荒れてきますと、実際公園を使われるといった場合に、やっぱり支障もあると思いますので、今後いずれ定期的に見回りをしながら、そういった必要なものについては、予算というものもございますけれども、できる限りそういったものについては、管理するようにしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第82号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 賛成多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第83号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第12、議案第83号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第83号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、道路法施行令の改正に伴い、矢巾町道路占用料に関する条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国の道路占用料の額は、民間における地価水準等を勘案し、算定することとされており、算定基礎となります固定資産税評価額や土地の価格に対する年額賃料の割合などをもとに道路法施行令で全国市町村ごとに所在地区分を設けておりますが、道路法施行令の一部を改正する政令により、道路占用料の額が改正されたことから、政令に準拠しております本町の道路占用料についても、同様の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番、赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） まず、これはいつ以来の改定になるのでしょうかというのが1点と。

それから、この改定によって町の収入はどれぐらいアップしますか。

それから、もう一点、内容を見れば、1カ所、広告塔のところは金額が減っていますが、この理由は何でしょうかという部分の3点お願いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず1点目につきましては、いつ以来かということですが、これ3年に一遍の改正でございますので、3年前、いわゆる平成26年4月1日以来でございます。

それから、2点目の収入につきましてはということですが、なかなかいろんな項

目がございますが、今年度の占用料と比較しますと、大体8割から9割ぐらいが電力さんの電柱とか、NTTさんの電柱でございます。そういったところを見ますと、約17万6,000円ほどの増というふうに見込んでおります。

それから、3点目の一部下がっているところがあるが、どうかということでございますが、これは先ほど町長答弁したとおり、固定資産税等々の算定で道路施行令のほうで改正になっております数値で計上させていただいておりますので、その部分については、いわゆる減額しているということで、それをそのまま利用させていただいているということでご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第83号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第84号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第13、議案第84号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第84号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。行政情報の定義につきまして情報公開法との整合性をとった内容に改めるものであります。

また、情報公開を請求できるものにつきましては、町に利害関係を有するものとして限定していた規定を情報公開法と同様に、何人にも請求できるようにする改正のほか、町が出資する法人に対して、条例の趣旨にのっとり情報公開に努めるよう新たに規定を加えたものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この情報公開は、町内に限らず町外の方にも適用されるということでしょうかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

以前までは、何らかの形で町に関連するものというふうな規定をしてございましたけれども、今回の改正により、議員ご指摘のとおり、何人もというような規定に変えさせていただきましたのでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 関連です。これは、矢巾町は、決算書とか予算書は、図書センターにはありません。やはり周辺の町村を見ますと、図書館には、決算書とか予算書は置いて

いるように思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに予算決算分、ホームページ等一部、一部と申しますか、掲載させているところはありますけれども、公民館等、公開という意味の中で広く対応するというのがベースになってございますので、そのところも検討しながら公開に向けて対応させていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第84号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第85号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第14、議案第85号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第85号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、矢巾町道路占用料に関する条例の一部が改正されたことに

に伴い、矢巾町水路条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。水路敷における電柱や地下埋設管などの占用は、道路敷地として連続して設置される場合が多いため、水路占用料は道路占用料と同額に設定しており、矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例により、道路占用料の額を改正することから、矢巾町水路条例において徴収することとしております水路占用料の額についても同様の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第85号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 賛成多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時10分とします。

午前11時01分 休憩

-----

午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

---

日程第15 議案第86号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第15、議案第86号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第86号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本町の職員の育児休業等に関する条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。非常勤職員の育児休業は、原則お子さんが1歳になるときまでとなり、保育所に入られない場合等は、1歳6カ月までの延長をすることができますが、延長しても保育所に入られない場合等は、2歳になられるまで再延長を認めて、仕事と家庭生活との両立を行いやすくするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番、赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 矢巾町職員で女性の方は、当然育児休業とるかと思いますが、男性でとられている方の実態というのは、どのような形になっているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

男性でとっている職員はおりません。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第86号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第87号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第16、議案第87号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第87号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、平成30年度末に解散いたします紫波、稗貫衛生処理組合が平成29年度でし尿処理の受け入れを終了し、平成30年度からは、紫波町汚泥再処理センターにおいてし尿を処理することに伴い、これまで組合で行っておりました一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等に関する事務が本町の事務となることから、許可申請に係る手数料について定めるものであります。

その改正内容であります。これまでの組合で定めておりました額と同額の一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関し、1件5,000円、一般廃棄物処理業の範囲の変更に関し、1件3,000円、また許可証明の再交付に関しましては、1件1,500円として手数料を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第87号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第88号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第17、議案第88号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第88号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。個人情報保護法において、新たに個人識別符号及び要配慮個人情報の定義されたことに伴い、条例においても当該法律との整合性をとった規定とするための改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 災害時に支援しなければならない住民がいるわけなのですけれども、この情報は、その住民が了解した場合に、それぞれの組織に提供することになっているのですけれども、今は共助の部分がかなり重要視されており、その組織でそういう人たちの実態がわからなければ、ちょっと活動しにくいという点もあるわけなのですけれども、この辺につきまして当町は、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回の改正部分につきましては、町長答弁で申し上げましたとおり、いわゆる個人情報の保護の強化というのが今回の改正の内容になってございますし、その定義づけを国の法律に合わせて定めたものでございます。ご質問の、いわゆる災害時の部分の情報提供、公開、この部分の考え等につきましては、前にも答弁した経緯はあるわけでございますけれども、災害時の部分、この部分については、現在も共有している部分もございますし、災害時における対応については、この個人情報保護の部分の観点の縛りの中でしっかりと最後まで結びつくかということもありますので、ここら辺の部分につきましては、災害部分、特化した部分の中につきましては、前にもお話ししたとおり、この縛りに当てはまらない部分の対応も出てくる場合は、対応させていくことにはなりますということでご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 情報に対して強化されるということなのですけれども、安全性が担保されているのか、すごく心配なものなのですけれども、そこら辺の強化策というものを聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 個人情報保護という観点での情報セキュリティーについてという視点でお答えさせていただきたいと思っております。

これまでもそうでしたが、現在も国から二、三年に1度は新たな強化等の要求が出ておまして、それに伴って町でもシステムの改修を行い、またそれに対して国からも補助が出るというふうな流れがきてございます。

終わりはもしかしてないのかもしれませんが、常にずっと更新していかなければならない性

質なのかなとも思われますが、いずれ都度都度そうやって強化はしておりましたので、国が示している対応をきちっとまずやっていくことが町としての立場の強化なのかなというふうに感じております。

システムの強化のみならず運用面につきましても、日々とは言いませんが、月単位ぐらいではしょっちゅういろんな対応をしておりますし、セキュリティーポリシーといたしますけれども、セキュリティーを保護するための方針を取り決めを見直し等しまして強化していくというふうな形で努めております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） システムの改修で強化策ということなのですが、やっぱりシステムを扱うのは人なので、人に対する教育なり、そういうふうなところの強化をぜひお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） おっしゃるとおりに捉えておまして、先ほど私お話ししましたセキュリティーポリシーということでは言いましたけれども、それがまさしく運用面におけるセキュリティー強化のいろいろな条項を定めたものになっております。それは、当然教育、通常の運用ということについてきちっと定めがありますので、それにのっとってやっていくように対応してまいります。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第88号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第89号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に  
関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第18、議案第89号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第89号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、町が定めた独自利用事務に係る情報連携を平成30年4月から実施するに当たり、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。独自利用事務であります子どもに対する医療費の給付に関する事務について、給付対象者を中学生までに拡大したこと及び難聴児、耳が聞こえないのに係る補聴器購入費の助成に関する事務について、助成対象児の聴力に係る要件を緩和したことによる改正をするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 12歳から15歳が子どもという定義ということだったのですけれども、もし今後医療費が高校生までというふうになった場合は、子どもという扱いでなるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの昆議員の質問にお答えいたします。

もし、そうなった場合は、この条例の備考欄ですけれども、18歳までを子どもということで改定をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 12歳から15歳ということで年齢で区分しているわけですが、何か事情があって1年それこそ多く在学するとか、あるいは2年多く在学するとか、そういう場合もあると思うのです。そういう場合の対応というのは、どのように考えているのか、ちょっとお伺いをします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの藤原議員のご質問にお答えいたします。

年齢で区切ってはおりますけれども、それぞれのマイナンバーカードの対応につきましては、マイナンバーの番号がわかれば、中学生と、ここでは年齢ですけれども、中学生までということで矢巾町では医療費給付をしておりますので、中学生という区分であれば、これはこの条例、マイナンバーの今回の条例ではなく、その番号を使いまして、こちらのほうで所得なり、そういった証明をご負担をかけないで処理をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） そういうことであれば、別に年齢ということではなく、中学生ということでもいいのではないですか、その辺のところは、ちょっとそのところがよくわからないのですが、もう一回お願いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご指摘、その部分も確かにそのとおりだと思っておりますので、ちょっとこの部分については、今後高校生までということも視野に入れますと、ますますそういったことも出てまいりますので、そこについては検討させていただきたいというふうに思っております。

なお、今回改正をいたしますのは、来年の7月からマイナンバーを利用した、先ほど申し上げました所得証明とか、そういった添付書類が要らなくなると、ご負担をかけなくてもよくなるということの申請を国のほうに上げるということで今回の提案でございます。また、そういった高校なり、18歳なりといったときには、またご提案を申し上げますので、それなりに検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第89号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第90号 矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長(廣田光男議員) 日程第19、議案第90号 矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第90号 矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館の管理については、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会が平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間指定を受けておりますが、引き続き平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間指定管理を行わせるべく地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から4期12年間にわたって行ってきた矢巾町社

会福祉協議会による同施設の管理運営が良好であり、児童の健全育成、子育て家庭支援、地域交流活動を重点に児童の健全育成に寄与しておりますこと、また児童館の役割として、子育てに不安を抱える家庭の相談、助言、虐待などの深刻な児童問題の早期発見など、地域の協力と理解を得ながら事業を行っていることが評価できるものであります。

今後においても、これまでの施設管理と運営の実績を生かし、適切な運営が見込まれることから、矢巾町大字南矢幅第14地割78番地、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会会長、谷村雄二が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第90号 矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第91号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等

に関し議会の議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第20、議案第91号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第91号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町立矢巾東児童館の管理については、特定非営利活動法人矢巾ゆりかごが平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間指定を受けておりますが、引き続き平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間指定管理を行わせるべく地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から4期12年間行ってきた特定非営利法人矢巾ゆりかごによります同施設の管理運営が良好であり、地域から親しまれ、信頼される、そして地域に開かれた児童館を基本方針として、地域の児童が安心して遊ぶことができ、異年齢、異なる年齢の児童が集まる児童館ならではの遊びや活動に意欲的に取り組むことができる機会を設け、児童の健全な育成に寄与しておるところが評価できるものであります。

今後においても、これまでの施設管理と運営の実績を生かし、適切な運営が見込まれることから、矢巾町大字西徳田第4地割1番地54、特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事長、半澤久枝が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 以前ゆりかごさんの東児童館で特別な支援の必要な児童受け入れをした場合、ちょっと理解が足りないなと感じているところがあったのですけれども、その後障害者差別解消法も制定されましたけれども、その辺の受け入れ状況をどう体制をつくっているのかということと、先ほど協定の見直しをされるということだったのですけれども、そこから辺はどうされているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

支援が必要なお子様に関しましては、ゆりかごのほうもかなりやはり学習を進めてまいりまして、どんぐりっこのほうでも同じ法人でございますが、障害者の障害を持っている子どもさんへの理解の学習を職員が進めているところです。

ただ、どうしても集団の遊びになりますので、障害のサービスを利用しているお子様に関しましては、担当課としても、そこの話し合いに応じながら調整をとっている経緯はございますが、受け入れについては、以前よりも理解は進んでいるかと思えます。

そしてまた、協定の今後に向けた取り組み、指導につきましては、さらなる放課後の子どもたちが安心して過ごせる場所づくりということもあります。今国が進める人材育成の視点も取り入れまして、1年生から6年生まで同じようなプログラムでは、やはり子どもたちも、それぞれ内容に不満も出てくるというところもありますので、低学年あるいは高学年の発達段階に応じた取り組みを進めていきたいなということで、今いろいろな話し合いを進めている経緯はありますが、指定管理のほうは、そのようにゆりかごのほうにいろいろと協力をいただきながら取り組んでいきたいなというところを進めているところです。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まずご存じのとおり、今度矢巾町には、県立の療育センター、それから盛岡都南支援学校、私どもとしては、そういう優位性もあるわけございまして、先ほど協定の見直しの中で、当然障害者の皆さん方に対するそういう対応はしっかりやっていきたいと。特にも障害者の差別解消法も含めて協定の中でしっかり対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

1番、赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 指定管理料のことでお聞きしたいのですが、まず今回3年契約ということで、これというのは、ここの地域は転入者が増加することも当然想定されて、もし児童館を利用される方が20人も30人もふえたと仮定した場合、3年の中で指定管理料を見直すとか、3年間は同じ料金だとか、その辺どのように考えているのかちょっとお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それぞれ3年間の指定管理料のところは、定額でございますが、定額というか、決まっていますが、特別な事情が発生した場合には、それは反映していかなければならないところということは踏まえての指定管理でございますので、そのことにお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点お伺いします。

1点目は、東小学校の児童館は、小学校の敷地内にあるのですけれども、中の建物が天井が低くて、子どもたちにはボール投げとか、そういうところも何か不十分なような気がするのです。そして、人数も多いですけれども、そういう点は、どういう意見がされているのかお伺いします。

それから、2点目は、分室というか、丸三建設さんの2階を使っているのですけれども、全協の中では、今度は空き教室を利用するというようなお話もされたのですけれども、その辺はどのようにお考えなのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

天井が低いというところは、煙山やほかの児童館とは違った建物だということは認識しておりますが、子どもたちもルールを守りながらやわらかいボールとか、あるいは1年生がいるところでは十分配慮するとか、いろいろルールを守りながら遊んでいる状況はありますので、あるいは大きな運動が必要なときには、小学校からはグラウンドのほうも使用については、許可をいただいておりますので、そのような多様なプログラムを工夫しながら運営しているところでございます。

2点目の空き教室を利用した取り組みにつきましては、学校の空き教室あるいは放課後の時間を利用した取り組みを国は進めております。矢巾町は、東小学校の場合は、これからも児童数がふえるだろうということも予想されますので、空き教室というよりは、放課後の時

間を利用するという事で、多目的ホールを今使用させていただいた運営を新たな仕組みとして、特に4年生から6年生の人材育成を含めたプログラムで展開できないかということを検討しております。ただ、学校の施設でございますので、いろいろと新たな取り組みをしていくためには、随分協議していかないとならないなというところをそれぞれ課題を洗い出して進めて協議しているところでございますので、できれば30年度の4月からというところを目指したいなというところで協議している状況があります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認め、採決に入ります。議案第91号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第92号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第21、議案第92号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第92号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾斎苑の管理については、株式会社J Aシンセラが平成27年4月1日から平成30年3月

31日までの3年間の指定を受けておりますが、引き続き平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間管理を行わせるべく地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成21年度から3期9年間行ってきた株式会社J Aシンセラによります同施設の管理運営が地域の葬祭事情に精通し、施設利用者の心情に配慮しつつ、住民サービスの向上に努めているとともに、管理運営に係る内容等を熟知し、効率的な運営を行うことが可能なことから、今後においても施設の適切かつ効率的な管理運営が見込まれるわけございまして、盛岡市下飯岡21地割180番地、株式会社J Aシンセラ、代表取締役、久慈宗悦が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定をするために当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） ただいまの選定方法で公募によらないという説明がございましたが、本町の指定管理の中で公募している分と公募していない分の比率というものは、どの程度のものなのか教えていただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

公募、現在期限が来て、公募ですよ、推薦ですよということをちょっと別にしまして、施設そのものについては18施設ございます。今回指定管理の期間きた部分については5施設、これは全てご提案申し上げたとおり公募と。ほか残りの部分の形でございますけれども、具体的に公募、実施している部分につきましては、前回のドルフィンサポート矢巾、それからキャンプ場でございました矢巾キャンプ愛好会、こちらの部分、こちらは公募させていただいてございますけれども、ほか残りの部分、例えば保養センター、矢巾観光開発、公募はし

てございませんし、いずれ公募している部分については、そのような形の施設でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、11月会議のときに火葬料金の値上げに反対討論したわけですけれども、この料金が紫波町の火葬場やすらぎと同じ料金になっているわけですけれども、このシンセラさんが担当しているわけですけれども、そういうこともあって値上げになったこともあるのかなと今思ったのですけれども、そういうところはなかったのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの川村議員のご質問にお答えいたします。

この料金につきましては、あくまでも町の収入となりますので、シンセラさんのほうに収入されるものではございません。ですので、そういったことは一切ございませんし、あくまでもランニングコストの高騰によるものの値上げという形になりましたので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

それでは、採決に入ります。議案第92号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第93号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）  
について

日程第23 議案第94号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補  
正予算（第2号）について

日程第24 議案第95号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予  
算（第2号）について

日程第25 議案第96号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第2号）について

日程第26 議案第97号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2  
号）について

日程第27 議案第98号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第  
2号）について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第22、議案第93号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について、日程第  
23、議案第94号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、  
日程第24、議案第95号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につい  
て、日程第25、議案第96号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
について、日程第26、議案第97号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）につ  
いて、日程第27、議案第98号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）につい  
て、この6議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思  
いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第93号から日程第27、議案第98号までの6議案については一括上  
程することに決定いたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の平成29年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第93号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、19款諸収入に過年度分岩手県後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算金、防災ラジオ購入負担金を新設補正し、また1款町税の個人町民税、固定資産税、軽自動車税、13款国庫支出金の障害児入所給付費等負担金、被用者児童手当交付金、保育所運営費負担金、14款県支出金の障害児入所給付費等負担金、保育所運営費負担金、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正とし、14款県支出金のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金、多面的機能支払交付金、20款町債の公共事業等債緊急防災減災事業債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、職員の新陳代謝、給与改定等による人件費の総額のほか、3款民生費の障害児福祉事業、児童手当給付事業、保育委託事業、認定こども園施設型給付事業、4款衛生費の予防接種事業、8款土木費の矢巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業を増額補正とし、6款農林水産業費のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業、農地等整備事業、8款土木費の矢巾スマートインターチェンジ本体整備事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,272万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億9,259万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第94号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、3款国庫支出金の現年度分療養給付費負担金及び7款共同事業交付金の現年度分、高額医療費被共同事業交付金の増額補正をするものであります。

歳出につきましては、2款保健給付費の一般被保険者高額療養費給付事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,104万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第95号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、4款国庫支出金の事務処理システム改修補助金及び6款県支出金の生活扶助に係る介護認定調査委託料を新設補正し、1款保険料の現年賦課分及び10款諸収入

の第三者納付金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、1款総務費の介護保険一般管理事業、2款保険給付費の介護予防サービス費給付事業及び介護予防サービス計画費給付事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ786万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,024万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第96号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料の現年賦課分を増額補正し、3款繰入金の保険基盤安定負担金繰入金を減額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款広域連合納付金の保険料を増額補正、保健基盤安定負担金を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ593万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,665万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第97号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち収入の第1款水道事業収益の営業収益を増額し、支出の第1款水道事業費用の営業費用を減額、営業外費用を増額補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の第1款資本的支出の建設改良費を増額補正するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益を28万円増額して、総額を7億2,995万3,000円とし、支出の第1款水道事業費用を183万2,000円減額し、総額を5億1,104万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款資本的支出を21万8,000円増額して、総額を13億2,290万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第98号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち収入の第2款農業集落排水事業収益の営業外収益を増額補正し、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用を増額補正し、第2款農業集落排水事業の営業費用を増額補正し、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を増額補正するものであります。

これによりまして、収益的収入及び支出のうち、収入の第2款農業集落排水事業収益を2

万5,000円増額して、総額を3億947万3,000円とし、支出の第1款公共下水道事業費用を16万円増額補正して6億7,829万2,000円とし、第2款農業集落排水事業費用を170万2,000円増額補正して4億3,540万2,000円とし、資本的収入及び支出のうち支出の第1款公共下水道資本的支出を597万1,000円増額補正して、総額を4億7,683万5,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 審議の途中であります。議長より、昼食時間等も迫っておりますけれども、時間の配分上、続けて審議してまいりますので、ご了承いただきたいと思います。提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第93号から議案第98号までの6議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の6議案については、12月14日午後1時30分までに審議を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、6議案につきましては予算決算常任委員会において12月14日午後1時30分までに審議を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いをいたします。

---

日程第28 発議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第28、発議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は、表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、議案第80号、特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正と同様に、本年8月の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与に関する法律の改正を踏まえ、議会の議員の期末手当に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。本町の議会の議員の期末手当の支給月数を1.70カ月分から1.75カ月分と0.05カ月分引き上げる改定を行うものであります。

なお、この条例は、平成29年12月1日から適用するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで高橋町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長からお許しをいただきましたので、私のほうから発言をさせていただきたいわけですが、実は伊藤副町長が廣田議長初め議員各位ご存じのとおり、病気休暇をさせていただいておりましたが、伊藤副町長がもう7月18日から病氣治療のために療養に専念しておりましたが、今後も療養に専念する必要があり、公務を続けることが困難だということから、今月31日をもって退任をさせていただきたいという申し入れが私にありました。

そこで、任期途中での退任ではございますが、本人の意向どおり今月31日で退任につきまして議員各位のご理解をいただきたいということで本人からも強く申し入れがありましたので、特段のご配慮をお願いしたいということで私からのお願いでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 本日はこれにて散会します。

なお、あす6日は休会、あさって12月7日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午後 0時12分 散会

平成29年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第2号）

平成29年12月7日（木）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	総務課長兼 防災安全室長	山本良司	君
企画財政課長兼 政策推進室長	藤原道明	君	会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君
住民課長	浅沼仁	君	福祉・ 子ども課長	菊池由紀	君

健康長寿課長 村 松 徹 君

道路都市課長 菅 原 弘 範 君

上下水道課長 山 本 勝 美 君

学 務 課 長 村 松 康 志 君

学校給食共同  
調理場所長 佐々木 忠 道 君

農業委員会会長 高 橋 義 幸 君

産業振興課長 稲 垣 讓 治 君

農 業 委 員 会  
事 務 局 長 村 松 亮 君

教 育 長 和 田 修 君

社会教育課長兼  
矢巾町公民館長 野 中 伸 悦 君

代表監査委員 吉 田 功 君

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 孝 君

主任主事 渡 部 亜由美 君

係 長 藤 原 和 久 君

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、昆秀一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、政策循環による計画の推進についてをお伺いいたします。町の政策を考える上では、計画、執行、評価、改善のいわゆるP D C Aサイクルは、重要でございます。このP D C Aサイクルにおける計画の推進と見直し等について以下お伺いいたします。

1点目、町の計画を策定する場合、広く町民から意見を聞くべきであり、タウンミーティングなどでとことん議論しながら進めていく必要があると考えます。計画を策定する上で町として町民の意見をどのように反映させているのかをお伺いいたします。

2点目、各計画の執行に関しては、本格的施行以前に試行したほうがいいものもあると思われませんが、今までの実績をお伺いいたします。

3点目、町の計画は、計画策定委員会等を設置して策定を行うことが多いです。その評価について評価委員会のような第三者機関を設置して行うべきと考えますが、計画の評価方法についてお伺いいたします。

4点目、計画や、その評価結果について、町民への公表等周知の方法をお伺いいたします。

5点目、計画に指標を設定し、評価をしている場合があります。指標をクリアしていない場合、どのように対処し、またその責任についての考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、昆秀一議員の政策循環による計画の推進についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町の各種行政計画を策定するに当たりまして、広く町民の皆様からご意見をお伺いしながら策定すべきものと考えており、その手法につきましては、アンケート調査の実施やワークショップの開催、策定委員等の一般公募、計画案のパブリックコメントの実施など、さまざまな方法があるところであり、それぞれ策定する計画の目的や内容等に応じて適宜組み合わせながら策定に反映しているものであります。

2点目についてですが、行政計画の策定に伴い、その内容を本格的に施行以前に試験的に実施するような例は、本町ではこれまで実績がないものと認識をしております。

3点目についてですが、計画の評価方法につきましては、第三者機関を設けて評価を行う方法、実施機関の内部で評価を行う方法や内部評価を行い、その結果を公表する方法など、さまざまな方法がとられているところであり、このうち第三者機関を設置しての評価には、相応の費用や労力を要し、町の全ての行政計画に適用することは事実上困難であるため、計画によっては、内部評価の結果を公表し、町民の皆様からの声や議会などのご意見をいただくことをもって評価としているものであります。

本町としましては、計画の評価に当たり、公正性や透明性を確保することが必要と考えておりますので、どのような手法をとる場合でも、内部評価だけに終始することなく、その公正性や透明性が確保されるよう努めているところであります。

4点目についてですが、計画や、その評価結果につきましては、主に町のホームページを通じて公表をしております。

5点目についてですが、計画に設定された指標につきましては、いわゆるPDCA、計画、実行、評価、改善のサイクルに従い効果検証や計画の見直し、修正等を行うべきものと考えております。

仮に、ある指標が達成できなかった場合には、どのような理由で達成されなかったか、指標や計画そのものの立て方が適切であったかなどを検証の上、必要があれば、計画の修

正や指標の再設定を行い、次のサイクルで改善や達成を目指していくことが適当と考えております。

計画に対する責任につきましては、執行する側はもちろんのこと、厳密には、その立案や評価など、計画にかかわった主体それぞれに応分の責任が生ずるものと思われませんが、最も大切なことは、町民の皆様の願いであります計画の目的が達成されることであり、仮に指標がクリアできなかった場合でもP D C A、いわゆる計画、実行、評価、改善サイクルに従い、適切な改善策を講じながら目的達成に向け、それぞれの立場で責任を果たしていくことが必要と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 計画を策定するに当たって、広く町民の意見から聞くということでワークショップの開催ということでありましたけれども、ワークショップ、1回か2回くらいしか、やっているのを記憶にないのですけれども、どのくらいやられて、そのくらいで足りているとお思いなのでしょうかお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ワークショップについてのご質問でございますが、全ての計画でどの程度ワークショップをしているのかというところを今手持ちでは資料がございませんので、正確には把握し切れておりませんが、私の記憶にあるところで言いますと、通常3回から4回、水道の例でございますけれども、そういった形では進めておったところでございます。

計画の内容によって回数を重ねるべきものがあることは、そのとおりでございますので、やはりその程度の回数は必要だったのかなということで、その計画の際は、その計画、ワークショップの回数でよかったのかなと思います。

あとワークショップのスタイルをとる場合に、やはり延べ時間といいますか、結構な時間を拘束する形になります。もちろん一定の報酬等はお支払いするにしても、余りに多くの時間をそれに割いていただくということも、なかなか現実的に厳しいので、数回というのが大体適正なのかなと我々では考えております。

なお、ワークショップ、どんどんやっていきたいとは考えておるところなのですが、ワークショップをやる際に必要な人材があります。ファシリテーターとファシリテーション

グラフィッカー、文字や絵に描いて、その場で見せられるようにする方、それからもちろん全体の進行をしていく方、そういったスキルを持った人間が都度都度必要になります。そちらについては、今若手の職員を中心にそういったものをみずから勉強していこうというふうなチームもでき上がっておりますが、まだまだ現状は、それほど多くはございません。よって、今後そういった人材を少しずつふやしながらワークショップの回数もふやしていけたらなというふうに考えているところでございます。

私の経験したところでの話をさせていただきましたが、今後の矢巾町全体の計画というところに関してもワークショップが適切なものについては、そういった手法をとっていききたいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 答弁者にお願いします。傍聴者もいますから、余り片仮名文字でわからないことを言わないように、わかりやすく答えていただきたい。

再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） また片仮名文字になるかもしれないのですけれども、パブリックコメントというものを実施していますけれども、何か意見が少ないように感じるのですけれども、そこら辺どういうふうに対処しておるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） パブリックコメントにつきましては、町のほうではホームページ等にパブリックコメントをお願いしますといたしますか、そういった公表をした上でということになります。ある意味、積極的にどんどん出してくださいというふうなPRまではしていないのが実態でございます。なので、来るもの拒まずというスタンスでおりますが、1件、2件ではなく、もっと多く来たらいいのかなとは思っておりますけれども、正直申しますと、例えば10件も20件も来るようになれば、それはそれでそれぞれの対処とか、内容の公表とか、事務は正直数に応じて発生してまいりますので、痛しかゆしのところがあるのかなとは思いますが。

ただ、パブリックコメントは、基本的に計画策定の最終段階まで来て、まずこれで成案にできるという状況になってからのパブリックコメントですので、それはそれとして皆様にご覧になっていただいて、パブリックコメントが少ないというのは、内容的に問題がないというふうな評価にもなっているのかもしれないなと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 試験的实施についてなのですけれども、なぜこれまでそういうふうなことが行われてこなかったのか。行われるべきものもあったように思うのですけれども、今後さわやか号に対しては、試験的に行うというお話ですが、そこら辺詳しくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） これまで試験的に行われてこなかったというのは、その計画の内容にもよったかとは思いますが、今一般論として考えられるのは、試験、テストに対して予算を導入することの是非というところで、やはりハードルがあったのかなとは想像されます。

今後のお話として、公共交通網形成計画を今最終的な決定の前段階でおるのですが、それが決定しますと、その計画の内容の実施に関しては、一度に実施するというふうな性質のものではございませんので、段階的に計画を進めていくというふうなことがありますので、これに関しましては、もちろん予算をお認めいただいてからということにはなりませんけれども、段階的な実行と、それから1つはやっぱりやってみないとわからないという部分がございます。デマンドタクシーを実施するに当たり、こうだったらいいなということで予想はして実施はするわけですが、いざそれが実際に予想どおりに利用されるのか。はてまた、予想を超えて利用されるのか、さすがにそれはやってみなければわからないというふうな性質のもので、そちらについては試行というふうな形で取り組むということにしております。

先日も別な会議の席ではご説明したつもりでございますが、デマンドタクシーについて来年度の後期のほうから進めるべく手続を新年度から始めるという前提でおりましたので、そういった予算要求もさせていただこうと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） それから、経過の公表についてですけれども、ホームページが主ということだったのですけれども、またちょっと違う視点ですけれども、例えば議会で

われていることを町民にお知らせする場合は、議会だよりというのを全戸に配布しているわけですけれども、ほとんど見られていないということもお聞きしております。ですから、私は、重複してもいいですから、これも先ほどの試行につながるわけですけれども、小中学校の生徒全員やコンビニ、駅等、あらゆるところに置いてみるという方法も考えたいと思っていたのですけれども、町でのこのような意見を聞きながら、そのような新しい配布先とかを考えたり、議会ともどもやってみたらどうかと考えるのですけれども、その広報活動についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 今のご質問は、計画の評価について……

（「公表、周知に関していろいろな方法」の声あり）

○企画財政課長（藤原道明君） 一般的な広報の話とはまた別の……

（「全体」の声あり）

○企画財政課長（藤原道明君） 全体でですか。

（「はい」の声あり）

○企画財政課長（藤原道明君） はい、わかりました。

計画の評価についての公表をこれまでホームページでやってまいりましたのは、それは計画書そのものも同じところに置いた上で、そういった評価の結果も見られるようになるというふうな有利性があるなというふうな考え方もあったので、そうしてまいりました。また、この評価を広報で知らせるということについては、検討の余地はあるのかなと思っておりますが、いかんせん紙面にどうしても限界がございますので、そういった計画及びその評価ということになりますと、特集でも足りないのかなと思われれます。なので、現実論として、今一般的なところでコストのことも含めて考えたときに、やっぱり現実的にはホームページなのかなと思います。

計画本体は別として、それ以外の周知なりなんなりというところの中で広報紙をさらに活用する、それから昆議員がおっしゃるように、全戸配布にプラスアルファでいろんなところにも置いてみるというふうなのは、今後考えていくべきことなのかなとは思っております。いずれただコストとの兼ね合いがございますので、いろいろ検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

- 7番（昆 秀一議員） 政策の循環による計画を推進するためには、計画のみならず人、職員の働きが必要なことは言うまでもありませんけれども、この職員のモチベーションが大切になってくるわけですからけれども、職員の皆さん、大変に優秀な方が多くいられて頑張られてはいると思うのですけれども、もっと計画の推進について、それ以外にも個人個人の個性もあろうかと思えます。その生かし方、それぞれにやる気を今以上に出して職務に当たられれば、町全体またさらに活気づく力となると思えます。

話は少し変わりますがけれども、町には、職員表彰実施要綱というものが何十年前でしょう、昭和49年に定められておるそうですけれども、公務に関して著しく功労しているということを目的としてあります。今までどのくらいの職員がその表彰を受けられているのか把握されているでしょうかお伺いいたします。

- 議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

- 総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

功労表彰の部分、今までという実態の部分については、把握はしておらないところでございます。ただ、功労というのか、30年、永年勤続の部分、これは当然ながらあるわけではございますけれども、ご質問のあった部分については、把握しておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

- 議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

- 7番（昆 秀一議員） 把握されていないということで、30年勤労し続けることは、ある面著しい功労に入るものだとは思っているのですけれども、そのほかに基準がよくわからないのですけれども、これは誰がどのように判断されるのか。職員は、ミスのないようにやって当たり前、その仕事以上しなくてもお給料がもらえると思われているところがあります。しかし、私は職員がやる気を持って何がしかの成果を上げたときには、このような表彰などの評価をどんどんして、今後も職務に積極的に当たることができるようにしていただきたい。そんな表彰なんか役に立たないとは言わずに、そのように評価をしていく人を褒めて、伸ばして行ってほしいと思えます。ただ無難に退職まで過ごすことのないように、できれば必要なときには、出るくいにもなって、そのような気持ちで職務に当たる職員になって町のために働いていただければ、私はもっともっと町の政策が、計画推進などが町の

活性化にもつながると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まずこれまでの質疑のやりとりの中で、政策循環、この中での、やはり計画、実行、評価、そして改善と。この計画のときだけ私どももこれまでは力点を置いて、どちらかというと、実行の評価とか、それから改善の評価はおろそかにしてきたところもあると思うのです。だから、今後その政策循環の一つのいわゆる一連のサイクル、こういうふうなものをもう少し見直しをしながら進めていきたいと。

それから、例えば今パブリックコメントのお話なんかもあった、またはアンケート調査のとり方とか、やはりこういうふうなものについても、私どももいろんなケース・バイ・ケース、先ほど企画財政課長に答弁させていただいたのですが、試験的運用、運行でデマンドタクシーとか、そういった公共交通のあり方とか、こういうふうなものについても、やはりケース・バイ・ケースで考えていきたいと。

今ご質問のあったことについてですが、私は、やはり職員のモチベーション、今例えば私どもでは、係長、補佐クラスで事務事業推進会議とかやっておりますし、それから今職員の提案制度、これによって若手の職員が、この間リーサスの関係で、いわゆるある段階まで、まだこれからもあるようなのですが、評価をいただいたと。それから、この間であれば、コマースの広報大賞、こういうふうなものとか、やはり若手職員が前向きに積極的に仕事をできる環境を考えていきたい。

その中には、今お話しあった表彰制度、こういうふうなものもやっていきたいと。特に職員提案制度、この間も発表してもらったのですが、その中から優秀なものは取り上げてやっていくということで、今遅きに失したかもしれませんが、いずれそういったことに一つ一つ丁寧に対応して、職員の資質の向上につなげていきたいなど、こう考えておりますし、きょう1問目の質問の政策循環、これはもう進化させていかなければならないわけですので、そのためには、いろいろな工夫を凝らしながら積極的に対応してまいります。

そして、今人事評価制度もできたわけですので、そうすると必ず優劣が出るわけなのですが、特にそういった人事評価で、やはり立派な仕事をなされている方々については、それなりの対応を考えていきたいなどということで、私どもとしては、職員を叱るだけではなく、褒めることも、私は、ちょっと叱る傾向が強いところもありますので、今

後はそういうことのないように、時には厳しく、時には優しく対応してまいりたいということでお答えをさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、特別な支援の必要な子どもたちへの療育についてお伺いいたします。

子育て支援については、各種で検討され、充実が図られているところでございます。子どもは宝であり、特にも大事にしていく必要があります。その中であって、特別に支援の必要な子どもたちがいます。以下、その子どもたちに対しての療育についてお伺いいたします。

1点目、障がいについては、早期発見、早期治療をする必要がございます。乳幼児健康診査時に障がいを発見するために留意されている点をお伺いいたします。

2点目、障がいを持つ子どもに対しての支援策について、周知が不足しているとの声をお聞きしますけれども、実際の周知方法をお伺いいたします。

3点目、教育委員の方々の特別支援についての認識と考え方をお伺いいたします。

4点目、障がいを持つ子どもにかかわる支援には、町として各課での連携が必要になりますから、その考えについてお伺いいたします。

5点目、障がいを持つ方々や、その家族、地域との交流は、どのように行われているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 特別な支援の必要な子どもたちへの療育についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、乳幼児健診の中でも、特にも1歳6カ月児及び3歳児健診において、発育状況を確認できるキーポイントと捉えており、母子健康手帳や問診票を確認しつつ、子どもと保護者との個別面談を丁寧に行い、状況に応じて心理判定員が専門的な立場から面談する体制を整えております。また、健診時における留意点としては、運動、言語の面での発達状態、コミュニケーションや社会性及び育児環境に重点を置いた面談を実

施しておるところであります。

2点目についてですが、支援制度についての相談、要望に対して、利用できる制度を紹介しているところであり、障害者手帳を取得をなされました方々に対しましては、矢巾町障害者福祉ガイドブックを活用しながら支援制度の周知を図っておるところであります。

4点目についてですが、障がいを持つ子どもを支援する場合、その家庭においてさまざまな困り事が複雑に絡み合っているケースがあります。そのようなケースに対しましては、福祉・子ども課、健康長寿課、教育委員会、子育て支援センター、保育園などの保健、福祉、教育の部門だけではなく、町営住宅、水道担当などが所属を越えて横断的に連携しながら支援を行っているところであり、今後もさらに連携を密にして支援をしてまいります。

5点目についてですが、地域との交流としては、町主催の健康福祉まつりや矢巾町社会福祉協議会主催のふれあい広場、それぞれの施設が実施する夏祭りなどのイベントを通して交流を深めております。

また、ことし8月には、岩手県難病疾病団体連絡協議会主催の在宅難病患者療養支援のための交流会をさわやかハウスにおいて開催し、当事者や、その家族同士の交流の場を設けたところあります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、特別な支援の必要な子どもたちへの療育についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、教育委員は、特別支援教育について、通常の学級における指導では十分な効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために特別支援学級が設置されていること、そして普通学級とは異なるカリキュラムで教育課程で一人一人の子どもに応じた授業が進められているという状況は認識しております。

また、特別支援教育は、今後も児童・生徒一人一人の教育的ニーズを、必要性を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服できるようにするために、さらに就学支援を充実させていくべきとの考えも持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 先日総合教育会議でコミュニティスクールの導入の話があったようですが、特別支援学校におけるコミュニティスクールの導入の意味が大いにあるように思われるのですが、この特別支援教育とコミュニティスクールとの関係について、今後取り組まれてはどうかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このコミュニティスクールについては、この前の総合教育会議のところで私のほうから提案をさせていただきました。それを議題として教育委員の皆様と町のほうということで協議をいたしました。ここから始めていくことでございます。県内でまだ数例しかない、そういうコミュニティスクール、今昆議員のほうからありました特別支援学校のほう、特別支援教育に含めてちょっと考えてまいりたいと思っております。いずれこれからいろいろなところの例を参考にしながら構築してまいりたいと、そう思っております。よろしくお願いたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そこら辺、これからということでよろしくお願したいと思いません。

それから、先日県療育センターの落成式が行われたようです。その落成式の中で町長も祝辞を述べられたと思えますけれども、町のホームページにおいては、町長だよりにおいては、町といたしましても、さらに医療、福祉、教育が一体となり、総合的な支援体制をさらに強化してまいりますという力強いコメントが掲載されております。町長は、発達障がいや難病に対する支援には、並々ならぬ決意と、その熱意を感じるわけでございますけれども、今後の支援体制について、大いに期待するものでありますけれども、具体的な策がはっきり見えません。さらに強化していくということですが、どこをどうさらに強化していこうとしているのか、いろいろたくさんあるとは思いますが、今考えることがおありでしたら、具体的なさらに強化する内容についてお示しいただければと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今昆秀一議員もご存じのとおり、障害者総合支援法というのがあるわけですが、これはご存じのとおり平成15年にノーマライゼーションの基本理念が示されたわけです。しかし、その基本理念だけで、その後平成18年には障がい者の自立支援法と、そして今お話し申し上げた障がい者の総合支援法、これはもう平成25年ということで障がいの制度、仕組みのあり方も少しずつ変わってきていると。私が今までなぜ難病、特にも私たち、一番最初にはC型肝炎に取り組みさせていただいて、C型、B型肝炎を初めとする難病、そして療育、発達障がい児と。

私、そのときに強く感じたのは何かというと、発達障がい児をいわゆる個別相談が、これまでの県立の療育センターでは、もう何カ月も待たされるということで、それで今回ご存じのとおり、岩手医科大学の小川理事長は、やはり医学部にそういった児童精神科の先生方が今不足しているわけですので、そばにそういう療育センターなり、盛岡都南支援学校、そういうふうなものをあれして実習を通して、その精度を高めていきたいと。まさに私もそのとおりだと思うのです。

だから、この間も、今までは、岩手医科大学が来て、保健、医療、福祉、特にも医療の中核は、今度医大が中心になってやるのですが、その中で、やはり医療と教育、この中核を機能を担うのが今度の療育センター、そして支援学校なのです。来年の1月からいよいよ始まるわけですが、私がそこで期待するのは、まず今大人だけではないのです、鬱とか何かというのは。子どもたちの鬱もあるわけです。だから、そこは児童精神科。そして、今医大では、十五、六ベッドを子どもたちの鬱病のための病棟、全国で初めて設置をして対応するという事もお示ししているわけです。

だから私どもは、そういった意味で先進的な保健、医療、福祉、また教育、そういうふうなものが本町であるわけですので、これからも岩手医大と一体となって、そして一番最初、平成15年に示された障がいのある方もない方も、もういつも昆秀一議員がおっしゃる障がい者の差別はあってはならないわけです。これをこの町から発信していきたいと。

だから、先ほどの答弁でも、ことしもふれあいらんどにある難病の団体とも、そして家族、そして実際難病の方々とも意見交換して、そこからいろんな課題も出されました。それを一つ一つ解決していきたい。これは、特にも難病とか、いわゆる療育の関係は、町だけでは解決できない。県、国が一体となってやらなければならないということだけのご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そういうことをこの町から発信するということは大事だと思いますので、これは単純な話なのですけれども、盛岡都南支援学校が矢巾に移転してまいりました。矢巾にあるけれども、盛岡都南と、ちょっとややこしいように私は感じてしまいます。当初、工事の看板には、（仮）盛岡都南支援学校となっていたようでしたので、いずれ名前が正式に変わるのだろうと思っていたのですけれども、いつの間にか仮が消えて、今では正式に盛岡都南支援学校で落成式を迎えたようです。過去私の通っていた学校も都南村にあったけれども、盛岡と名乗っていました。今では、合併して盛岡でいいのですけれども、このようにこれは盛岡市と矢巾町の合併に向けての布石ではないかという声も聞かれます。矢巾町としては、合併しないという路線を歩んでいるはずでございますけれども、これは県立の学校ですので、県が決めることだとは思っているのですけれども、このままでは、あの場所は矢巾町ではなく、盛岡市であるとの誤解を受けてしまう。矢巾町から発信ということではなく、盛岡市で発信ということになってしまう、思われてしまうのではないかと思います。しっかりと学校は内外に矢巾町だという認識を持ってもらうためにも、町として矢巾支援学校と名称を変更してもらうように要望すべきではないかと思うのですけれども、これまでの経緯等あればあわせてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まさに昆秀一議員のおっしゃるとおりです。矢巾にあって、何で都南なのかと、私も最初は心穏やかではなかったのです、正直なところ。そして、このことについては、県からも事前に私どものほうにも、盛岡都南支援学校にしたいと。今回、私がよかったというのは、特別を取っていただいたのが、私はその言葉が一番嫌いだったのです。だから、この学校名から、まず特別を取っていただいたのが一歩前進なのかと。

それから、昆秀一議員、なぜ都南なのかと、これはもう都南の園とか、もういろいろな歴史的な歩みがあるのです。そこで、あそこを卒業された子どもさんたち、またこの間も中学3年生の子どもさんも来て、みんなこの間やるときに、くす玉割るときに、みんな一人一人、私たちはこの盛岡都南という学校をこれからも大事に、大切にしていきたいと。だから、そのことをお聞きしたときに、はっと気づいたのは、やっぱりあそこで学んだ子

どもさんたちは、学校名に思い入れが強いのだなということを感じてきました。

だから今心中は穏やかではないのですが、もう少し様子を見させていただいて、ただ、一度県で決めた、これは県立ですので、県で決めたことは、なかなか変更というのは、あれだと思うのですが、そこは大きな気持ちで受け入れて、受容してやることも大事ではないかなということをこの間の落成式で、その思いを強くしてきたということと、それから合併議論は、そんなことはございませんから、もしそういううわさが流れたら、どこが火元か、あとは下手すると、高橋昌造がそういうことを言っているのではないと言われることがあってはならないので、昆秀一議員、そういうことは一切ございませんので、ひとつ盛岡都南支援学校は、そういったお子さんたちの思い入れが強いということをご理解していただきたいということです。

○議長（廣田光男議員） 他に。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 名称のことは大きな心で見たいと思っておりますので、そこは余りこだわるところではございません。

先日紫波郡の特別支援教育研究会の児童・生徒合同発表会がありました。子どもたちがいろんな発表をして、大変すばらしい会だったと感じました。しかし、ここ数年は、その発表の形態というか、行い方が変わってきているように思います。というのは、徐々に招待客が少なくなっているように思いますし、児童・生徒の発表がない時期もありました。これは研究家が考えて行っているのかもしれないですけれども、児童・生徒や保護者の意見が聞かれていないように思いますけれども、この発表会について、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度の発表会について、私も参加できなかつたわけですけれども、これまで自分が現職のときには、紫波郡の特別支援教育のほうの発表会には参加しておりました。また、時期が12月になると、クリスマスの発表会等もありまして、そのときには、私もサンタ役として参加したこともございます。そういう昆議員が歴史をわかっているとおり、昔は発表型式、本当に各学校の子どもたちがステージに上がって発表をしていたという歴史もあります。ただ、なかなかそれがうまくできなくなっているということも事実でございます。その実態についてもう少しこちらのほうで把握しながら、子どもたちのより発達段階

に合わせて、子どもたちの将来に向けてどういうふうにしていくのがいいのか考えてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 発表については、考えていただくということだったのですけれども、招待客についてですけれども、今回オガールと、少し狭いところで、会場で行われたのですけれども、数人の観客と校長先生くらいが来場するくらいでした。あとは生徒、その保護者や先生くらいの関係者が参加しておりましたけれども、私は、ぜひこういう機会を利用して、特別支援学級の子どもたちがどのように一生懸命にやっている姿をたくさんの人たちに見てもらって、交流を図る機会にさせていただきたいと思うのですけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昆議員の考え、そのとおりだと思います。私、先ほど町長が答弁されましたけれども、そのことについてもすごく感じていることがあります。発達障がいの子どもたち、各学校にたくさんおります。でも、その発達障がいというのは、今言葉を変えて、発達に偏りのある子どもという言い方をしております。発達障がいではない、発達に偏りがあるのだと。足の速い子がいれば、背の高い子がいる、ちょっと太りぎみの子がいる、そういうふう子どもというのは、いろんな発達に偏りがあるのだと。その1つが、今いわゆるADHDだったり、アスペルガーということなのだというふうに解釈をすると、子どもの理解が随分深まります。

今一番の障がいは、親の理解なのです、保護者の理解なのです。昆議員のように、理解をしっかりとされている保護者は、子どもに対する対応がすばらしいです。でも、子どもをまだ障がいというだけでしか考えない保護者の皆さんがたくさんいます。子どもの障がいを隠してしまう、偏りと考えない、全く病気だと、この子の病気を隠すというふうな、そういう保護者の方が一番の問題なのです。そこを何とかしないとイケないと。そういう意味でも、いろんな方々にその発表会を見ていただくということは、これは大変いいことだと思っております。そういうふうな方向で私もこれから携わってまいりたいと思っておりますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひそういうふうな方向で皆さんに理解してもらうような方法をとっていただきたいと思います。けれども、町内の学校の特別支援学級の生徒の家の人から私が聞いた話なのですけれども、差別というか、いじめのようなものを受けているという話を聞きました。本人たちのお互いの言い分を聞いているわけではないので、本当にいじめが行われているという判断は、私にはできないのですけれども、言えることは、生徒本人の家の方は、いじめられていると感じているということ、それは事実です。その生徒は、学校に行きたくないというときがあるということで、学校にはいじめられているのではないかと訴えていたそうですけれども、学校には取り上げてもらえなかったということでした。

このように学校の対応にも家の方は思っていたわけですが、このように寄り添って、学校が生徒や、その家の方に寄り添いながら支援していくということも必要なのではないかと感じたのですけれども、このようなことが大きな問題に発展し得るのではないかと思います。ぜひ学校には、個々の悩みをしっかりと聞いて、できるだけ不満を持たれないような、そのような対応の仕方をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず学校の状況としまして、学校の職員に発達障がいについての理解をしてもらわなければいけない、その研修会を複数回するような形、それからいじめの見逃しゼロという形で私は各職場にお願いしていますが、とにかくいじめはなくなりません。子どもたちがいる限り、そのけんかや、そういう言い合いとか、これもいじめになります。ですから、いじめはなくならないと思います。でも、それを早期に解決するとか、早期にそこで発見することはできます。そうすると、解決が早くなります。今実際各学校のいじめの件数はふえております。それは、各小中学校で先生方が見守る、そういうふうな発見をする、そういう頻度が高いからです。

そういうふうな中で、今昆議員さんがおっしゃられた特別支援学級の子どもたちのところでそういういじめがある。確かにその報告は受けております。寄り添うということの大切さも教育委員会のほうで必ずそういう会議には参加させておりますので、そこでの報告

を受けながら教育委員会としても指導しておりますし、学校の実態も聞いております。いずれ呼びかけながら、お互いに共通理解を図りながら、子どもたちに寄り添うような、そういうふうな指導をこれからも引き続きしてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 特別支援学級の担任教師については、特別支援教育の免許のない方も、必須ではないということで、町内の学校でも実際担任されている教師は、特別支援教育の免許のない方もいらっしゃいます。これも県教委が人事権を持って配置しているのですけれども、中には今まで特別支援教育に余りかかわっていない方という教師もいるようですけれども、児童・生徒への対応の仕方には、そこから保護者からは不信の声も聞くこともあります。実際の現場の教師は頑張っているとは思いますが、学校としてのサポート体制がうまく築かれていないということもあると思うのですけれども、その辺の支援体制の強化等は、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えします。

確かに免許を持っていない教員が特別支援教育に携わるという例はたくさんございます。特別支援教育の免許を持っている職員が少ないからです、絶対数が。ただ、職場の中でそういうふうな職員、免許のない職員に特別支援教育をしてもらうときには、研修会に参加させたり、あるいは他校の学校の特別支援学級を見学させたりというふうなことでの学校としての支援をしておりますし、教育委員会としてもそういうふうな方向で全くゼロから出発するのではなくて、しながら勉強したり、そして学校としての支援体制もしっかりやってほしいということで指導しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 特別支援において重要なことの一つに通級指導などのインクルーシブ教育の浸透があるのですけれども、インクルーシブ教育は、支援の必要な児童・生徒ばかりではなく、通常学級の児童・生徒に対しても重要な教育になります。しかし、小学校に比べて中学校に行った場合、通級指導ができていない状況があります。そこに不安を抱えている保護者がいます。その辺もしっかりと児童・生徒や、その保護者に事情を聞き

ながら不安をできるだけ払拭するように進めていただきたいと思いますのですけれども、この辺の認識については、どのようにお持ちでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えします。

確かにそういうふうな不安をお持ちだと思います。ぜひ昆議員、そういうふうな不安を持っている保護者の皆さんに直接学校のほうに、その不安をぶつけてほしいと、それが一番の解決になります。私が間接的にやるよりも、私は私で教育委員会の立場としてやりませけれども、一番は保護者の方から生の声を学校に伝えることだと思います。そのことで一つ一つ解決されていくのではないかと思います。全体的なこととしては、教育委員会としても頑張りたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひ学校に行くように、直接行くようにお話ししたいと思います。

この12月会議においては、教育委員の方1名が選ばれております。この一般質問の項目の中でも特別支援についての認識と考え方を委員に対して伺っているわけですがすけれども、本町には支援学校移転してまいりました。先日高田で行われた地域懇談会においても支援学校についての意見を発言された方がいらっしやいました。私は、本町の、特に教育委員会に、どれだけ特別支援教育の理解されている人がおられるのか。また、理解しようとしているのかわからなかったので、今回の質問項目に入れたのですけれども、そこで私は、そのような各委員についての一人一人どのような考えを持って委員となっているのか少しはわかるかなということは何回か教育委員会議を傍聴させていただいております。私の特別支援教育に関する一般質問に対して反応は、各委員の方からは余り反応がありませんでしたけれども、しかし、質問に対しての答弁は、教育委員会としてのものとなっておりますので、私はもう少し特別支援教育に対して熱心になっていただける委員がいていただけたらいいなというふうに思いました。そして、そういう委員がないように感じたので、今後不安を感じてしまったのでございます。

今の教育委員の皆さん、教育に対して考えることはたくさんおありだと思います。ですが、どれだけこの特別支援教育の必要性を考えているのか、その支援の仕方、支援の必要な子ども以上に難しいということ。だから特別支援の支援が必要なのですけれども、その

支援の仕方を考えるのは、特に難しいと思います。ですから、専門家から学ぶ機会等を持ってほしいというふうに思っております。そして、支援の方法を考えてほしいというところ、その点については、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） まず教育委員、新しい教育委員についてですけれども、今昆議員さんがおっしゃった、そういうふうな子どもたちの福祉関係のこと、そういうふうなことに精通している人がいないのではないかと。福祉のまち矢巾ということで、それに対応できる方ということで今回新しい教育委員さんについては、主任民生児童委員を長くやっている方ということで、そういうふうな選考の方法があったようです。ということで選ばれたと思っております。

それから、教育委員の皆さんが各月、毎月の中で学校からの報告、特別支援学級も含めて子どもたちの様子について、学校からこういう報告がありましたということについて私のほうからも補足説明をさせていただいております。そういうところで議員の皆さんには、ご理解を少しずつしていただいていると思っておりますし、それから療育センター、それから支援学校が参りました。医大もきます。そういうふうなことも含めて教育委員の皆さんにも見学をしていただいたりとか、実際にそういうふうな場をこれから考えていかなければいけないのではないかなと、そういうふうにご考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、障がいを持つ方が活躍できるまちづくりについてお伺いします。

町民の誰もが活躍できることが理想の町でありますけれども、その活躍できる場を持っていない方もいます。特にも障がいを持たれている方が活躍できる場は限られており、特に支援の必要性を感じるころから以下お伺いをいたします。

1点目、障害者雇用促進法では、事業主に対して障がいを持つ方の法定雇用率の2%となっております。町内事業所の状況をお伺いします。

2点目、障がいを持つ方に働く場所があることは、町全体の活性化にもつながると考え

られますが、町としての考えをお伺いいたします。

3点目、障がいを持つ方々と地域の方々との共生は重要なことではありますが、その共生を考える上で町はどのようなことを行い、今後どのように推進していかれるのかお伺いいたします。

4点目、障がいを持つ方が働きながら一般企業への就労に必要な支援を受けられる事業所がありますが、町としては、一般就労へつなげるための支援をどの要に行われているのか、考えているのかお伺いします。

5点目、農業の担い手が足りないと言われておりますけれども、働く場所のない障がいを持つ方とのマッチングをして両者の課題の解決を図ってはどうかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 障がいを持つ方が活躍できるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町内事業所に限定した障がい者雇用状況について公表できる資料は、持ち合わせておりませんが、岩手労働局が公表しております平成28年6月現在の岩手県内に本社を置く民間企業の障がい者雇用状況によると、報告対象であります従業員50名以上の企業923社における障がい者の実雇用率は2.07%で、東北六県では最高の値となっており、法定雇用率を達成している企業は520社、割合にして56.3%となっております。

2点目についてですが、労働の対価として得た収入を自分自身のために自由に使用することは、本人の自立心を高めるばかりではなく、地域経済の活性化にもつながります。また、今月あさあけの園にカフェあさあけがオープンしておりますが、このように働きながら地域の方々と直接かかわることができる場所がふえることは、町全体の活性化にもよい影響を与えていくものと考えております。

3点目についてですが、障がい者に限らず全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた一つの手段として、来年度地域における居場所づくりについて各地の取り組みを参考にしながら会場、対象者、運営方法及び資金の確保策について検討を進めておるところであります。

4点目についてですが、障がいを持つ方々を一般就労につなげていくためには、本人の状態や意欲だけではなく、通勤手段や職場環境等についてもきめ細かく条件を整えていく

必要がございます。そのため就労支援に当たっては、本人の意向に基づいて主治医や相談支援専門員を初めとした関係者と方針を共有しながら支援を行うことが大切と考えております。

5点目についてですが、現在町として具体的に実施している事例はございませんが、ことし6月には岩手県社会福祉協議会に農福連携コーディネーターが配置され、就労継続支援事業所並びに農協に対する説明会及び先進事例調査を実施しております。また、町内や近隣市町村には、既に農作業を中心として事業を展開しております就労継続支援事業所もあることから、それぞれの関係者との情報交換を行いながら農業関係者及び福祉関係者双方のニーズが満たされる場合には、障がいを持つ方が活躍する場が町内にふえるよう仲介する役割を果たしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今月3日から9日は、障がい者週間なのだそうですがけれども、どれだけの人が知っているでしょう。もっと周知してほしいと願うところではございますけれども、町障がい者プランによると、障がい者雇用の促進を目標にしており、各施策により、障がいを持つ方の働く機会の拡充を図りますとしております。そこで、雇用促進のための啓発広報活動など、生きがい推進課、商工観光課などと今何かが担当して施策を振興推進することになっていたのですけれども、これは余り熱心には取り組まれてこなかったように感じられます。障がいを持つ方に対しては、相談支援事業所などが個別に対応していると思うのですけれども、受け皿となる企業側に対しては、委託は別としてほとんど働きかけがされてこなかったのではないのでしょうか。うまく双方マッチングすれば、もっともっと障がいを持つ方の働き手がふえてくるのではないかと思います。

まずは町自体や関係機関に対して障がいを持つ方の働く場をもっとふやせるようにできないものではないでしょうか。そして、そのほかの町内企業にも障がいを持つ方の働く場をふやして行ってほしいと思うのですけれども、町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、なかなか個々の相談あるいは就労支援は行っておりますが、町全体としてというところは、作業所のものを、物品を購入する等の働きかけはしておりますが、

就労支援といった的確な大きな目標を持って進むところは手薄だったかなというところは反省するところでございます。

ただ町内の企業も積極的に行っているところはあると県及び職労、ハローワーク等からも聞いておりますが、公表できない理由があるそうです。やはり企業のメリットにもなりますが、デメリットにもなるということとか、あるいは公表することによって問い合わせとか見学とか、照会が集中するというふうなこともありまして、なかなかこの企業がどれくらいということが把握できない状況にあります。まずは庁舎内で産業振興課、そしてまた福祉といったところが情報共有しながらこの町の企業等への働きかけ等を共有していく場が必要かなと感じておりますので、今後そのような取り組みを庁舎内で検討してまいりたいということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そういう障がいを持つ方が働く場所を確保していく反面、つい先日、ある町内の障がいを持つ方から聞いた話なのですけれども、その方は仕事を探していて、町関係機関の職員募集を見て電話したそうです。そして、障害手帳を持っていて、オートマ免許しかないということをお聞きだけで、そのほかよく履歴書も確認せず、よく話も聞かずに、そこで電話をがちゃんと切られて断られてしまったということをお聞きしました。私は、まだこういう差別のような実態があるのかと信じられない思いになりましたけれども、町の関係機関に対しても、このような対応の仕方をしている現状について、町としてはどうお考えになられるでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今回のご指摘の件を受けまして、どのような場が活用できるかなということをお検討しますが、障がい者の相談支援機関からも実情を教えてくださいながら、庁舎内の関係課にもいろいろこのような状況があるということをお聞きしながら、状況を把握しながら庁舎内の関係課にも働きかけていくことを検討したいなということで、大事なことを教えてくださいましたので、今後の検討とさせていただきますことをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

昆秀一議員のいわゆる私どもが障がい者の方々、これは法律の中にもあるのですが、地

域生活支援事業、これは住まいの場と雇用の場、そこに私どもがしっかり支援していかなければならないわけです。だから、今後私どもが地域生活支援事業の中では、やっぱり一番大事なものは相談、この相談支援なのです。

まず本町でも今度、いわゆる機関相談支援センターを設置させていただいたのですが、まだ立ち上がったばかりで、まだ本当の意味での、いわゆるスタートしただけでございますので、あれなのですが、いずれ今後就労と、それから住居、そういったものを切り離して考えるのではなく、総合的にしっかり私どもがそういう仕組みを考えながら進めていきたいということでスタートしたばかりのあれなのですが、いずれ私どもとしては、機関相談支援センターを中心に相談事業を強化していきたいと。

その中で、今一つ一つご指摘のあった課題、問題を解決していきたいと、こう考えておりますので、そこは特段のご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） その機関相談支援センター、大いにこれから期待するものであります、私も何かあったら、そこに相談するよというふうには言っておりますので、そのところよろしくお願ひしたいと思っております。

あと現在厚労省では、障がい者の通所施設で食費軽減措置を来年3月で廃止する方針を提案したいということでございます。障がいを持たれる方のほとんどは、年金もわずかな工賃、平均、全国で月1万5,000円というわずかな工賃なそうですけれども、そこに軽減措置を廃止されると、月約9,000円程度の負担がふえるそうです。なぜこのようなところで予算を削除していくのかという国のやり方に私はちょっとわからないところがあるのですけれども、国のやり方に対して、ただ町は従っていくしかないのかもしれないですけれども、何か町でできることはないのかと私も考えたいと思うのですけれども、そのためには、障がいを持たれている方が仕事をしていただくことが一番なのではないかなと考えるわけですが、町として、その軽減策廃止について感想があれば、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

もう利用者負担のしくみと軽減措置は、これは国で決めることなのですが、今ご指摘のあったことは、そのとおりでございます。今私どもといたしましては、県の町村会とか、私

ら独自としてもそういうことはしっかり要望していきたいということと、そしてこれからやはり障がい者の先ほど答弁の中でもあれなのですが、いわゆる自立できる形をつくっていかなければならないわけでございます。もうそういったことで今後この仕組みと軽減措置については、ご指摘のとおり、しっかり町としても国、県に要望してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 時間が押しておりますが、ここで休憩をとります。

再開を11時20分とします。

午前11時11分 休憩

—————  
午前11時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、ターミナルケアへの支援策についてお伺いいたします。

人間は、生まれて、やがて誰も死んでいきます。住みなれた自宅で最期を迎えたいという方が多くいる中、病院で亡くなっている人が多数いらっしゃいます。在宅医療は整いつつありますけれども、まだ不十分であり、在宅での看取りは難しい面が多々あると思われまます。町としてのターミナルケアへの支援策について以下お伺いいたします。

1点目、在宅医療や在宅介護における課題についての町の考えをお伺いいたします。

2点目、在宅での家族介護による介護離職が問題となっておりますけれども、その支援策についてのお考えをお伺いいたします。

3点目、次期障害福祉計画や介護保険事業計画におけるターミナルケアの位置づけをどのように考えておられるのかお伺いいたします。

4点目、自宅だけではなく介護施設でのターミナルケアも医師や看護師の不足から難しい状況にあるようですけれども、医療、介護における人材の確保についての考えをお伺いいたします。

5点目、終末期の患者への精神的ケアと、その後の家族のグリーフケアなどの支援についてどのように考え、どのように実践されておられるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ターミナルケアへの支援策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、地域の医療や介護、在宅療養に必要な資源の状況を把握、多職種連携のための基礎的情報の共有化、在宅医療における切れ目のない体制づくり及び在宅医療に関する人材育成等の課題があるものと考えております。

2点目についてですが、在宅での家族介護によります介護離職の主な理由の一つに介護サービスの存在や内容を十分に知らなかったというものがあることから、地域包括支援センターが実施するまちかど相談所や家族介護者教室を初め、同センター及び介護支援事業所との連携により在宅介護における相談窓口体制や各種サービスの周知、啓発を通じて介護者の負担軽減につなげてまいります。

3点目についてですが、現在策定中であります矢巾町第7期介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステム構築の一環として、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する上での連携体制を構築していく中でターミナルケアの位置づけを検討してまいります。

4点目についてですが、国における介護人材確保対策として離職した介護人材の再就職支援、介護職を目指す学生の増加、定着支援及び介護未経験の中高齢者を初めとした地域住民の参入促進等の対策を講じており、国内人材の確保対策を充実、強化していくことを基本としつつ、新たに外国人介護人材の受け入れを検討しているところであり、国の施策の動向を注視するとともに、最も有効な人材確保策を検討してまいります。

5点目についてですが、コミュニケーションの重視、人権、プライバシーの尊重、受容する姿勢、居心地のよい環境づくり及び安心感を提供し、医療機関、地域包括支援センター並びに介護支援事業所等との連携を図り、関係専門職員による終末期の患者への精神的ケア及び家族へのグリーフケアに関する支援体制に向けた協議、検討を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 終わりよければ全てよしという言葉がありますけれども、人生の終わりもできれば満足して迎えたいと多くの方が思っているのではないのでしょうか。しか

し、自分の望み通りの死に方ができるのがどれだけいるのでしょうか。2015年の全国の統計によりますと、病院で亡くなる人は76.7%、自宅で亡くなる人が12.7%、介護施設で亡くなる人が8.6%なのだそうです。町内の状況はどうなっているのかということ。

あといずれほとんどの方は、病院で亡くなっているのが現状であると思うのですがけれども、死に場所をえら選ぶことができるようになっていくことはできないのか。そのところを今後どのように町としては支援していこうという考えなのか。

例えば特養などの施設の充実など、在宅の支え方などもあります。それぞれ対応できる支援方法もがあると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 答弁者にお願いをいたします。答弁は質問に特化し、わかりやすく簡潔にお願いします。

村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最期のお亡くなりになる統計の数字のお話が出ましたけれども、本町に置きかえた数字は持ち合わせておりませんが、ほぼ同じような状況で矢巾町におきましては、特養であるとか、病院等々も他町村に比べますと、恵まれた状況にございますので、在宅の方の割合が低く、病院、施設等での割合が高いものというふうに捉えておりますけれども、今後国におきましては、従来から在宅重視ということが求められておりますし、これからの、やはり介護者の立場という観点もありますけれども、これからの施策につきましては、当事者本人の意向をくみ取るような政策が必要だという国の考え方も若干変わってきている部分もありますので、在宅保健福祉サービスの充実と、あと連携、医療、介護連携によりますきめ細かな対応ができるように体制構築に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そういう形も必要ですし、最期を迎える方ということに関してですけれども、健康寿命の延伸ということ、介護予防に対して力を入れていることは、大変必要なことではあるのですが、やはり人生最期の心配をされている方もいます。高齢者の中には、早くお迎えに来ないかと言われていた方もいますし、なぜ早く死にたいのかと聞くと、何もいいことがないよという方が結構います。では、どうすれば、そう思わ

ないで済むようになるのでしょうか。できれば、矢巾に住んでこんないいことがあるのだよと言えるものがあれば、そう言わなくても済むように思うのですけれども、そこで町としてできるだけ楽しみなどの生きがい、町民が持てるような町にしていくためには、町としては、高齢者福祉計画、介護保険事業計画に盛り込んで推進していければと思うのですけれども、そういうことを町にはいきいきまちづくり委員会というものが設置されておりまして、生きがい推進部会というのが、そういうことを考えるところだと思っておりますけれども、そういうところを話し合われているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

高齢者の方の生きがいを感じるような施策に向けていきいきまちづくり委員会における生きがいに特化した話し合いがなされているかについてでございますけれども、いきいきまちづくり委員会につきましては、保健、福祉、医療の各機関の専門家の方々からいろいろ町の取り組みについて評価、検証、今後のあるべき方針をご提言いただいているところでございますが、どちらかという、やはり介護の問題が中心になっておりまして、その生きがいに係る部分については、今年度の会議においては、そういうお話は、話題は出なかったわけですが、ご指摘のとおり、やはりそういう矢巾町に住んでよかった、生きていて楽しかったというふうなことは、当然求められてくると思っておりますので、そういった観点からも施策、計画等への反映について検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） あと介護職員の問題、養成、育成についてですけれども、人材の確保については、答弁をお聞きしましたけれども、今回は国でも介護報酬を上げる意向に変わってきているようですけれども、やはりまだまだ介護職員の待遇に関しては、もっともっと上げていく必要性を私は感じているのですけれども、同時に将来介護に携わる仕事をしていきたいと思う人をこれからふやしていくことも必要になってきます。そのために今何をすべきなのか。それは、小さいころから、小学生、中学生、そういう仕事が身近にあれば、それにやりがいを持って魅力的であるという必要もあると思っておりますけれども、そして、教育において、その魅力や重要性を伝えていくべきだと思っておりますけれども、教育では、その死生観や人を支える仕事に携わる人の重要性に対してアプローチの仕方をど

うお考えになられているのかお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えします。

まだ学校現場の中でそういうふうなことがなされている実態はございません。ただ、いろんな形で介護ということについては、とにかく各家庭で実際問題として残っていることです。そういったことを取り入れている学校はございます。ということで、これからもそういったことを進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひこれから取り入れていくべきものだと思いますので、お願いします。

ことしつい最近東京の老人ホームで岩手県人の入居者の方が職員によって虐待されて亡くなるという事件が大きな問題となっております。その容疑者である元職員も、もしかしたら最初は高い志を持って、その仕事に就いていたのかもしれませんが、しかし、結果的には悲しいことが起きてしまったわけで、容疑者は、介護の仕事に対して強いストレスを感じて犯行に及んだということを知ります。しかし、ストレスがあったから、それを入居者に向けていけないことは当たり前のことであって、許されないことであります。メンタル的にその辺の判断ができなくなっていることも考えられるのですけれども、そのために職員に対してのメンタルチェックはしっかりと行われなければならないと思いますけれども、その辺のチェック体制などの整備は、施設等に町としてはどのように取り組むように指導を行っているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

痛ましい、まさしく本当にあってはならない事件というふうに捉えておりますけれども、そういった、例えば特養とか、そういう施設の職員につきましても、直接市町村のほうで指導とか、そういったことはなくて、実際は県のほうになるわけでございますけれども、やはり地元の施設でそのような在宅施設ともにそういうことはあってはならないので、町といたしましても、そういう県との連絡調整、そして介護支援事業所さん方との連携を密にしながら、そういう場で問題の共有なり、対策などを協議していければというふうに考

えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 介護保険では、ケアマネジャーの作成するケアプランに基づいて介護サービスの提供がなされております。したがって、ケアマネジャーの役割は、ケアプランは、非常に重要になってきております。特にターミナルステージを迎えた方のケアプランは、人生の最後、自分らしく締めくくるためのものであって、最後まで自分らしく生き抜くためのケアプランであります。

したがって、支える側にとってもケアプランをしっかりとした本人、家族が納得したものをつくる必要があります。いずれにせよそのようなケアプランをつくったならば、チームとなって総合方針に基づいて支えていく必要があるのだと思います。その点については、各ケアマネジャーさんが皆さんしっかりとなさっているはずですが、より一層のケアプランの作成技術の向上というものが必要になってきます。そのためには、地域ケア会議というものが、その個別ケアプランに対しての意見を聞ける場でもあると思いますので、今後その取り組みをより一層進めていく必要があると思われれます。その点は、包括支援センターなどがやっていることとは思うのですが、町としてももっとその取り組みにかかわっていくべきだと思います。必要になってくると思いますので、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域ケア会議の重要性につきましては、今おっしゃったとおり非常に重要なものでございます。現在の状況でございますけれども、これまでも答弁したとおり、どちらかというところ処遇困難ケースの検討というものが中心をなしていたわけでございますけれども、今おっしゃったような、そういうケアプランの精度の高さを追求した、やはりどのケアマネジャーが立てたケアプランも本人の意向をくみ取ったきちんとしたものであるべきでございますので、そういう観点からも地域ケア会議等の際は、そういう点も留意しながら運営してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これでは7番、昆秀一議員の質問を終わります。

次に、6番、村松信一議員。

1問目の質問を許します。

(6番 村松信一議員 登壇)

○6番(村松信一議員) 議席番号6番、矢巾明進会、村松信一でございます。

1問目の質問に入らせていただきます。町施設へのボルダリング施設の設置についてであります。平成31年の岩手医科大学附属病院総合移転に伴い、本町への人の流れがますます多くなることが予想されます。総合的なまちづくりとしてスマートインターチェンジを初めとした道路網など、インフラ整備が盛んに行われ、交流人口の増加に対応したまちづくりが着実に進んでいると感ずる昨今であります。

インフラ整備は、新しいまちづくりの重点施策であります。一方でもともと不足ぎみでありました体育施設の見直しも必要であり、スポーツやレクリエーションの環境充実を求める声も多くあります。東京オリンピックの正式種目として5つの競技が追加されました。その一つでありますスポーツクライミングが注目を集めております。中でもボルダリングは、年齢や性別を問わず、また年間を通じて楽しめることから、大変人気があります。ボルダリングの施設は、民間ジムのほか、公共施設、幼稚園、保育園、小中学校や高校にも設置されております。その効果としては、子どもには集中力と目標達成のための継続する力が身につく、大人にはダイエット効果や健康づくり、さらにはうつ病治療にも大変効果があると言われております。本町における交流人口に対応した体育施設の充実、健康増進施設としてボルダリング設備を公共施設に設置する考えについてお伺いをいたします。

○議長(廣田光男議員) 和田教育長。

(教育長 和田 修君 登壇)

○教育長(和田 修君) 6番、村松信一議員の町施設へのボルダリング施設の設置についてのご質問にお答えいたします。

スポーツクライミングが東京オリンピックの正式種目になり、全国的に注目され、今後ボルダリングの普及が見込まれております。また、ボルダリングによる効果として、ダイエットを初め、身体的、精神的あるいはうつ病治療など、多くの効果があることは認識しております。子どもから成人、初心者から上級者まで一緒に行えることや手や足をかけるホールドというものを変更することにより、いろいろなパターンが楽しめ、集中力、思考力、判断力、

忍耐力問題解決力が鍛えられること。指、腕、足、背中、体幹など、体全体の筋力がバランスよく鍛えられるボルダリングは、幼児教育、健康づくり、うつ病対策にも効果が見られることから、関係課と連携して進めてまいりたいと考えております。

しかし、本町におけるボルダリング人口など、状況を把握していないことから、今後設置時期や設置施設について検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

- 議長（廣田光男議員） 村松信一議員にお伺いします。私、よくわからないのですが、ボルダリング競技についてちょっとだけ説明してくれませんか。
- 6番（村松信一議員） 後にさせていただきます。
- 議長（廣田光男議員） どんな競技ですか、それだけはだめですか。どんな競技なのですか。内容がちょっとわからないことだから。
- 6番（村松信一議員） 壁に手をかける、要するにロッククライミングを壁で、施設でできるようにしたものでありまして、施設が、ロッククライミングは家庭の中ではできないわけですから、それにかわるものを壁等にひっかける爪とか、あるいは足とかひっかけてずっと上のほうに登っていくという、そういうもので。リードとかスピードとか、ボルダリングとか、そういう競技がございます。
- 議長（廣田光男議員） 登山の岩登りみたいなものですか。
- 6番（村松信一議員） そうですね。
- 議長（廣田光男議員） わかりました。失礼しました。時間を進めてください。はい、どうぞ。再質問ありますか。
- 6番（村松信一議員） それでは、ボルダリングスポーツ、ボルダリングがスポーツトレーニングとして急激な人気の理由をまず掲げてみたいと思います。健康増進やダイエットに必要とされているのが有酸素運動と、それから無酸素運動でありますけれども、これが同時にできる数少ない運動がボルダリングでありまして、例えば30分のジョキングで1.5倍のカロリーを消費するそうであります。また、ライフサイクルの健康志向としては、ウォーキングやランニングがはやっております、健康のためでもあり、スポーツとして定着しております。そのような健康志向の中にボルダリングが加わってきたわけであります。運動中の消費エネルギーが高くなると、基礎代謝をアップすることができることで、日常生活や睡眠中での消費エネルギーも高くなるために、太りにくくやせやすい体にすることができる、いわゆるメタボの改善には、とても有効なそうであります。

第7次総合計画の健やかな生活を守るまちづくりとして各種健康づくりの取り組み、地域、学校、医療機関などと連携のもと、住民と協働で推進し、健康寿命の延伸を図るとあります。

ご答弁をいただきました本町におけるボルダリング人口などを把握していないということで、今後設置時期あるいは施設について検討するとあります。把握しておらなくても、健康寿命の延伸は、本町の重要課題として明記されております。今健康増進のために取り入れておきますと、近い将来の健康寿命の延伸に結びつくと考えますが、ボルダリングを健康づくりの推進の、例えば健康体操などをやっておりますけれども、それと同じような中に取り入れていただくことはできませんでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今村松議員から健康づくりの介護予防のシルバーリハビリ体操についてのお話があったかと思いますが、それ以外にボルダリングも選択肢の中に加えてはという趣旨かと存じますけれども、健康長寿課のほうの健康づくり事業といたしましては、まずは今申し上げました高齢者向けの介護予防のシルバーリハビリ体操、そして一般町民向けの健康づくりについても、今後新たな試みを検討しているところでございますけれども、いずれにせよ健康寿命と平均寿命の差が縮まるように町といたしましても、町民の皆さんの健康増進に取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますし、私自身もメタボでございますので、いずれ成人病予防という観点からも必要だというふうに考えていますので、ボルダリングについて高齢者にとりいう部分はちょっと私のほうからは明言はできない部分がございますけれども、いずれ介護予防、健康づくりに重点的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） どうも議長も悩みました、あっちいたり、こっちいたり、どこかに絞ってもらえませんか。教育長に。

○6番（村松信一議員） 答弁は、答弁者のほうで考えていただければ、私のほうで指定できるのですか、できないでしょう。

○議長（廣田光男議員） いやいや中身がわかりやすすくないから。

再質問ありましたら、どうぞ、村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ボルダリングがうつ病の改善に効果があると今年アメリカの学会でことしの6月であります、発表されて注目をされております。紹介された内容の研究は、約100人のうつ病、重症度の患者を通常の治療と、それから週3時間のボルダリング治療を

8週間続けてもらった組と分けて実施した結果、重症が軽症になるなど、劇的な変化だったと報告されております。うつ病の人は、物事を何度も繰り返して考えてしまう反すう思考が特徴と言われておりますが、ボルダリングはそれがなくなり、目の前のことに集中することで考え過ぎることを減らし、一瞬一瞬に気を配り、集中する必要がある。自分の生活に起きていることに心を奪われる余地がなくなるのだそうであります。

日本でのうつ病は、薬物治療ですが、欧米では既に認知行動療法などの非薬物治療が盛んに行われております。ドイツでは、ボルダリングを治療に取り入れている病院もあるそうあります。本町のうつ病患者とうつ病患者の年間医療費はどれぐらいかかっておりますでしょうか。そして、このうつ病患者のためにボルダリングを取り入れて改善するために町内の施設に設置してはどうかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 通告があったのは教育長に通告だよ。だからやっぱりどっちかに特化して質問をまとめてもらわないと。それならば、費用について。どっちから先にいく、浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのうつ病の治療費ということでのご質問でございますけれども、ちょっと私のところでは国保ということに限定ということにはなろうかと思っておりますが、ちょっと数字については抑えてはおりません。ただ、国保の中でうつ病の患者といえますか、病気を患っている方というものにつきましては、やはりワースト10の中にずっと入っているわけでございまして、それなりの治療費もかかっているものと認識しております。ちょっと数値的には把握はしてございません。申しわけございません。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） 私のほうからは、町内の施設等の設置についてのことについてお答えしたいと思います。

ボルダリングについて、私たちのほうでもちょっと調査というか、町内施設で検討してみましたが、やはりスポーツ施設ということで体育施設のほうが好ましいかと思っておりますが、やはり設置に当たっては、壁の強度とか、床の強度等も関係するということで聞いておりますので、そういったところも考慮しながら検討してまいりたいと思っております。ただ、うつ病患者のためにということで限定はちょっと難しいかと思っておりますが、もしそういったところもあるのであれば、そういったところも考慮して検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ある家族の言葉であります、4歳の娘と親子で何か楽しみたいと思って武道や水泳、それから絵画教室など、それから体操クラブなど、いろいろ連れ回したが、全部だめでした。ボルダリングジムに連れていったら。満面の笑みで楽しそうに登り始めたそうであります。幼い子でもすぐに楽しめるスポーツであり、楽しく気軽に取り組めることから、ギッズたちがボルダリングブームを牽引しているとも言われております。バランス感覚や柔軟性が必要であり、どのルートを登っていくか考えることで大切な瞬間的な判断が必要な場面も多く、自然に集中力が身につく、目標が達成できるまで続けることで継続力がつき、習慣づけられるので将来に役立つ、このような理由で今子どもたちの習い事として人気が高まっているそうであります。

もともとは山岳競技のロッククライミングの競技の一部からできた競技で、私が国体に出場したときは、デモンストレーションとして取り上げておりました。今や東京オリンピックの正式競技になりましたことから、急激な競技人口が増加すると考えられますが、今の小学生に夢を持たせるために高さ3メートルぐらい、横10メートルぐらいのボルダリング施設の横移動方式を小学校に取りつける考えについて伺います。

答弁にありました集中力、思考力、判断力、忍耐力、問題解決力などが鍛えられますことから、小学校に特に取りつけたら効果があると思えますが、いかがでありますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小学校へのボルダリング施設の設置についての質問でございますが、先ほどの教育長の答弁にございましたとおり、ボルダリングには、本当に素晴らしい効果があるということで子どもたちの成長に本当に寄与するものだと思っております。しかしながら、ただいま社会教育課長が申し上げましたとおり、壁の強度、床の強度をまず調べなければならないということ、それから費用面等の問題点もございますので、すぐに設置することは、なかなか難しいのかなと思っておりますが、今後検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

農事組合法人の支援強化策についてであります。本町の農事組合法人は、平成28年3月末までに設立されました8法人以降設立されていない状況であります。農事組合法人の設立には、基本事項の検討から、登記申請まで多くの決議や課題解決が必要であります。法人を設立し、運営をしております組織では、その目的である組合員相互の農業生産の協議を図り、生産性の向上、共同の利益増進のため農業経営事業に積極的に取り組んでおります。その積極的な活動やご苦労も含め高い評価をいたしたいと思っております。

しかし、一方では、農業を取り巻く多くの課題を抱えながらも経営は旧態のままとなっている集落営農組織も多く存在しております。この未法人化組織に対して多様な経営支援策を受けられるよう法人化に向けた指導強化を図るべきと考えます。また、法人化した組織への特別優遇策を新設し、未法人化組織との差別化を図るべきと考えますが、以下お伺いをいたします。

1点目であります。農事組合法人の設立後、どのような課題があるのか。

2点目、法人化による経営上の利点について、また各農事組合法人の経営状況について。

3点目であります。全国的にも農事組合法人以外に株式会社を設立するケースも見受けられますが、本町の状況についてお伺いをいたします。

4点目、担い手の高齢化や後継者不足により、農福連携が注目を集めておりますが、本町における取り組み状況と今後の方向性についてお伺いをいたします。

それから、5点目であります。農事組合法人の組織を強化するため、法人化された組織のみを対象とした支援策が必要であると考えますが、その考えについてお伺いをいたします。

6点目、農事組合法人の新規設立に向けた動きについてお伺いをいたします。

それから、7点目、多面的機能支払いの活動組織を農事組合法人と同一地区の新組織に変更して、2つの組織が地域内で一体の運用をすることで効率的な経営が可能となると思われませんが、その考えについて。

以上、7点お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 農事組合法人の支援強化策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、農事組合法人は、農地を一体的に活用することで生産力、収益力の高い農業経営ができますが、構成員の高齢化等が進んでいる法人につきましても、労働力

不足のため、農作業を十分にできず農地の持つ生産力、収益力を十分に発揮できないという課題があります。

2点目についてですが、法人化による経営上の利点といたしましては、経営体育成支援事業等の補助事業の対象になりやすいこと、雇用保険、労災保険等の福利厚生が整っているため、従業員を雇用しやすいことなどが挙げられます。また、町内の農事組合法人には、経営状況がよいところも悪いところもありますが、全ての法人が経営の安定化及び規模拡大を目指しており、今後も長期的な農業経営が見込まれております。

3点目についてですが、株式会社は、事業目的が限定されず、農業以外の事業も可能なので、事業計画によっては、株式会社が適しております営農組織もあると考えます。現在株式会社を設立するケースは本町ではございませんが、町としては、今後も営農組織ごとに適切な法人形態を考慮した上で法人化に係る支援をしてまいります。

4点目についてですが、高齢の担い手にとって生きがい、健康づくりとしての農業の意義は大きいと考えますが、農業経営を行う担い手への支援として、高齢者等への福祉政策であります農福連携は活用しておりません。担い手の高齢化や後継者不足につきましては、引き続き法人化、新規就農等に係る支援にて対処してまいります。

5点目についてですが、法人化なされた組織のみを対象とした支援策として、農地中間管理機構を介した農地の貸し付け、農業経営基盤強化準備金として積み立てられた資金への免税、就業希望者及び次世代経営者育成に係る研修経費の補助等がありますので、本町としても農事組合法人にこのような支援策の活用を促し、経営強化に努めてまいります。

6点目についてですが、現在5つの集落営農組織が平成30年度までの法人化を目指しており、当該営農組織への説明会等を実施し、法人化に係る支援及び指導を行っております。

7点目についてですが、多面的機能支払いの活動組織が農事組合法人に合わせて活動地域を変更することは可能ですので、農事組合法人及び多面的機能支払いの活動組織双方の意向を踏まえ、適切な活動地域について指導をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 皆様ご案内のとおり、経済用語に収穫逦増の法則と収穫逦減の法則という言葉があります。現役時代に、よく経営に使っておりました。今の農事組合法人の一部に経営の悪いところがあるとのことご答弁でありました。このままいけば収穫逦減の法則のと

おり、トラック競技で申しますと、一部において中盤以降周回おくれの状態に陥る可能性があります。

そこで先ほどの差別化の意味ですが、法人の経営が安定するまでの期間限定の支援策を設け、早期に経営全般について安定経営のため特別な支援策が必要ではないかとの意味であります。ご答弁いただきました国の補助制度はわかりました。例として、全国的にも安定経営や革新的経営で手本となるような法人などが全国に多く事例が紹介されております。そういった経営を学ぶことができるような現地視察、研修費用などを特別に支援していただくことなども有効と考えます。平成30年度において5組織が法人化を目指しているとのことですが、国の支援策以外に経営が安定するまでの期間限定の独自の支援策を考えていただけませんか。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

法人化を目指している組織への支援でございますが、農業改良普及センターの経営体の支援チームと協働をいたしまして、いろんな勉強会等を開催したりしてきております。この支援のほかに独自支援ということで、今実際にはいろんな経費は独自で支援はしてございませんが、先進地の情報収集なり、いろんな情報収集なども積極的に手伝いながら議員ご指摘の研修の支援等につきましても、具体的なことをこれから、その具体的な支援については、今現在お金を出している、補助している分はございませんが、今後検討をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） はい、わかりました。

以前取り上げた質問であります。農業経営全般について、作業の省力化が必要であり、今後の農業においても直播栽培をもっと普及させる必要があるのではないかと質問をしておりました。直播栽培は、皆様もご存じのとおり、直接的な省力化のほかに一斉に始まる春、秋作業に対して、この直播は作業時期がずれておりますので、全体の作業の作業分散ができるというメリットもございます。作付の拡大のためには、直播普及意見交換会などのような組織的なものが必要ではないでしょうかという質問をしておりましたが、その後の状況について伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、以前ご質問いただいた経緯がございまして、この秋に実際に直播をしております営農組織の2組織ほどにですが、こういった意見交換会というか、研修会を開催したらどうだということでご意見を伺ってございます。非常にいいことだということでお答えをいただいたので、農繁期には無理ですので、ちょうど1月、2月にかけての農閑期に、こういった、大体今5組織から6組織ぐらいありますけれども、そちらのほうにお声かけをして、意見交換会というか、研修会のほうを開いて、今後どのような支援策をしていけばいいのか。それから、個々の技術の公開とか、交換とか、そういった場を設けたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、再質問の3点目ではありますが、組合法人から株式会社に移行の質問であります。農事組合法人は、農業生産工程の一部の共同化や小規模な農業経営を行うことができる簡便な共同組合として設けられた制度で、株式会社と比べますと、経営の拡大が難しい面があります。農林水産省では、法人の事業の成長、発展に応じて法人形態を見直し、株式会社で組織変更することができるとして推奨しております。収入の増加による安定的な雇用のためでもあります。仮に道の駅が開業しまして、レストランの経営を考えた場合、地元食材だけを使用して開店する場合は、農事組合法人でもできます。食材を多方面から仕入れて加工した場合や民宿などを経営する場合は、農事組合法人では許可になりませんが、株式方式では可能であります。また、組織周辺の道路事情に詳しく、町との冬場の契約により町道の除雪ができることとなります。また、商店の除雪も同じであります。そして、農業の自由化によりまして、圃場の有効活用といたしまして、太陽光発電の事業ができますが、そこからまた売電もできることとなります。それから、台風などで流木や瓦れきなどが発生した場合、回収して処理をできます。などで、このようなことから株式会社の指導の考えについて伺います。

そして、町道の除雪の場合、指定業者として登録はしていただけるのかどうか。農事組合法人から株式会社の移行について、そして先ほどの指定業者のことについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

法人化をしていただいた法人が株式会社化を目指すということで、こちらにつきましても組織をつくるときの支援と同様、先進地の事例の収集、それから場合によっては視察等、こういったことを行って、十分な情報収集が必要かと思われまます。それで、町といたしましては、このような情報収集を行うとともに、その農事組合に対して法人化によりますメリット、デメリット、さまざまあると思いますので、それらをその法人と一緒に協議をしながらどのような経営体で進めていったならば、その法人に合った形になるのかということで町も一緒に協議をしながら支援を進めてまいりたいと思います。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、2点目の町道の除雪の業者として登録できるかということでございます。基本的にはできますと。ただし、要件がございまして、作業をする場合、通常の運転免許証のほかに労働安全衛生法という法律がございまして、そちらのほうの講習を必ず受ける必要がございます。

それから、機械のほうですけれども、例えば今除雪、トラクター等で除雪している場合がございますが、いわゆる除雪する場合は、警察署の道路使用許可というものが必要になりますので、そういった除雪に関係する車体となり得るものでなければ、その事業に活用できないということで、例えば回転灯とか、そういった必要な施設がついているものに限るということになっていきますので、そういったものを用意してやりたいということであれば、登録することは可能であります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。

それから、4点目に移ります。多面的機能支払交付金についてであります。営農組合、それから農事組合法人と多面的機能支払交付金活動組織で担当も違う、同一でないところが矢巾町には実はたくさんあります。たくさんというか多少あります。もし、これを同一地域にいたしますと、農業経営にとって作業効率の向上につながります。農作業工程に合わせて農用地の保守管理が効率よくできるわけでありまます。要するに、組合法人と農用地の一体効

率運営が可能となるわけであります。このような施策をどう捉えているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

多面的機能支払いの活動地域の変更につきましては、できるということでご答弁申し上げましたが、できるということがどれだけの組織に周知されているかということになれば、ちょっと足りないのかなという面もございますので、今後につきましては、その活動範囲を変更できることを周知するとともに、その地域の実情に合わせました効率運営ができるように各組織と協議を重ねてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の質問に移らせていただきます。

法人の課題といたしまして、労働力不足による生産収益について十分でない面があるということでご答弁いただきました。そこで農福連携による双方のメリットとして提言しているわけですが、農福連携は、今後も活用の方向性は薄いような答弁でありました。高齢者としておりますが、高齢者でも比較的若い人の活用など、いろんな方法があるのではないかと思います。いわゆる新住民と言われる方で一時退職の方は、農業とかかわりが少ないために収穫の喜びなどを楽しみながら働きたいと思っても、あるいは手伝いたいと思っても、きっかけが少ないのだと思います。要するに軽スポーツなどの交流があっても、農家との交流が少ないのだと思います。農福連携をもう一回お伺いしますが、どう考えているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農福連携に向けまして県の社会福祉協議会のほうに農福連携のコーディネーターが本年6月に設置されたという経緯がございます。それで、私どものほうにも9月に一度コーディネーターの方とお話する機会がございましたが、なかなか具体的な方向に進んでいないというのが実情でございます。

それで私たちとして課題と考えているのは、お互いのニーズと提供できるものがなかなか今までの段階ではっきりしていないという大きな課題がありますので、今後につきましては、

我々としては、農業サイドでどのようなニーズがあるのか、どのような形であれば、提供を受けられるのかというところを各関係機関と協議しながら、そういうところを探っていきたいというように思っております。

それから、議員ご指摘の退職されたばかりの方の、農業をしてこられない方の活用についてということがございました。これにつきましては、今岩手中央農協のほうに無料職業紹介事業という事業が展開されております。事業所ができてまだ1年たっていない状況ですが、こちらでは、農業を経験しながら収入を得たい方ということで、農業経験がない方でもオーケーですよということで、そういう労働力を見つけて人手が欲しい農家さんに結びつけていきたいという事業を展開しておりますが、まだまだPR不足な面があると思いますので、こういった事業も農協さんで始めておりますので、我々といたしましては、この事業についても周知を図って、皆さんにたくさん利用していただけるように周知を図ってまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 各種補助金の開示について再質問をさせていただきます。

政府から行政への各種補助金政策は、多岐にわたっていると思いますが、直接行政側の対象と町民組織の対象としたものなどが盛りだくさん打ち出されると思いますが、農業経営に当たっての支援策を全く知らないでいる組織も多くあります。情報の収集が下手な面もありますが、対象となるものがないかどうか関係課に出向き、いろいろ調整をしていただいて、そこで初めて知る制度も多くなってきております。このような状況を改革するために、農業支援情報室のような支援関係資料の開示室を設け、関係者がみずから情報を収集できるような仕組みを考えてみてはいただけませんか。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、補助事業につきましては、物すごくメニューもふえてきておりますし、多岐にわたって、なかなか農業者の方がわかりづらい状況にあると思われれます。それで、産業振興課といたしましても、随時補助事業のパンフレット等を取りそろえ、窓口等には置いておりますが、そのとおりわかりづらい状況があると思います。それで、補助事業等につきましていろいろわかりやすい資料を1冊に綴じるとか、表にするとか、農業者の方にわかり

やすいような資料をつくって、いつでも農業者の方が見えるような状態のものを準備していきたいと思います。

それから、窓口になっている当課ですが、農業者の方がいつでも窓口相談に来ていただきやすいような、声をかけていただきやすいような窓口づくりに努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今農事組合法人の支援強化策について再質問、6項目にわたってあったのですが、まず前にもお答えしたはずなのですが、集落営農組織の協議会を、やはりしっかり立ち上げて、そこからやはりいろんな私ども情報共有、そして今6項目にわたって、例えば1項目については、町独自としての支援策がないのか。また、2点目には、いわゆる省力化、ただ、慣行米で前渡金とか何かに差別されるあれもあるので、それが果たしてどうなのか、そういうふうなところもこれから慣行米として取り組んでも省力化のほうを優先しなければならないのであれば、そういうことも一つの方法だと思いますし、それからあとは農事組合法人の株式会社化、これは株式会社化にするということになると、今の集落営農組織をもう少し大きくしなければならなくなるのかなというような、そういったいろんな課題が出てくると思うのです。そして、あとはいわゆる多面的機能との一体化、それから農福連携と、最後には情報開示、この補助金の、それで今私どもこれから考えていかなければならないのは、やはり町の対応も後手後手ではなく、できれば、もうやはりこういうことには先進的に取り組みをしていかなければならないので、いち早く国、県の情報を早くキャッチして、組織にしっかりした情報提供するように。それから、もしできるのであれば、独自支援策については、一回に全部網羅するということがなかなか難しいと思うので、できるのであればモデル事例をつくらせていただいて、先ほどの昆秀一議員の質問ではないが、試行的に、先行的に取り組みをして、そこでいい答え、アンサーが出るのであれば、それを拡充していくというようなことで検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） ここで休憩に入りたいと思います。

大変恐縮でございますけれども、再開を1時にさせていただきますと思います。

午後 0時18分 休憩

-----

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、3問目の質問、村松信一議員、これを許します。

○6番（村松信一議員） それでは、3問目の質問に移らせていただきます。平成30年度当初予算の基本的な考えについてであります。

2012年12月に始まった景気回復局面は、高度成長期のいざなぎ景気を超え、戦後2番目の期間に達したと言われており、また海外需要の追い風など、日本経済は歴史的な安定回復軌道を歩んでいるとも言われております。しかし、将来の成長への期待は低く、不安も入りまじる状況にあります。そのような社会情勢の中、本町の平成30年度の税収見込み、予算編成の基本的な考えについてお伺いをいたします。

1点目であります。新年度の予算編成における基本的な方針について。

2点目、個人、法人町民税、固定資産税の税収、収入見込みについて。

3点目、新年度の予算編成における今日的課題として重点的に取り組む事業について。

4点目、総合計画など、さまざまな計画と新年度予算との整合性について。

5点目であります。町政懇談会における意見や提言など、新年度予算に反映する事業はあるのかについて。

6点目、平成28年度の決算審査を踏まえ、新年度予算に反映する事業はあるのかについて。

7点目であります。町民センター食堂の閉鎖後、今後の活用の構想について議会で説明を受けておりますが、新年度の予算編成において活用方法をどのように考えているのか。また、平成29年度における進捗状況と事業費用の内容について。

以上、7点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 平成30年度当初予算の基本的な考えについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、厳しい財政状況下であっても、町民の皆様方の日々の暮らしを着実に支えるため、町民目線での対話と共感を基本に矢巾に住んでよかったと実感できるまちづくりを進めることとし、予算編成を進めてまいります。

2点目についてですが、個人町民税は約8割の税収が給与所得者で占められており、平成29年中の所得も前年程度を期待できるものと予想されることから、来年度の当初予算においては、今年度の当初予算額より若干の税収を見込んでいるところであります。

次に、法人町民税は、今年度の現時点での調定額が対前年同期比で約5.8%の減で推移しているものの、企業の収益等に期待感が持てることから、今年度の当初予算額と同等程度を計上したいと考えております。

次に、固定資産税は、本町の土地の価格は上昇要因があるものの、分譲地が住宅用地で特例が適用されるなどにより、増収までは余り期待できず、ほぼ横ばいを見込んでおり、家屋につきましては、評価替えによる評価額の減に加え、平成29年中の新築件数が前年を下回ることから減収になるものと見込んでおります。

以上を踏まえ、平成30年度当初予算の町税の見込額は、前年度当初予算額とほぼ同額となります約34億3,000万円ほどを見込んでいるところであります。

3点目についてですが、地方創生事業のさらなる推進、岩手医科大学周辺道路や交通安全施設、生活道路の整備、公共施設長寿命化に向けた設備の更新や省エネルギーの推進、地域包括安心ネットの充実強化、農業担い手支援に関する振興事業のほか、コンビニエンスストアを利用した行政サービスの拡充等の事業を予算に反映してまいりたいと考えております。

4点目についてですが、第7次矢巾町総合計画や矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略のほか、農業経営基盤強化促進にかかわる計画や健康やはば21などの各種計画に位置づけておる目標設定との整合性を図りながら計画的に新年度予算に反映してまいりたいと考えております。

5点目についてですが、平成30年度当初予算の各課からの事業提案を確認しながら町政懇談会でのご意見やご提言もありました空き家対策に向けた施策や生活環境の利便性向上につながる地域公共交通網の形成、待機児童の解消に向けた取り組みなど、早急に対応すべき事案については、予算編成に反映してまいります。

6点目についてですが、平成28年度予算決算常任委員会審査報告書で附帯決議のありましたふるさと納税のさらなる推進、生活道路や通学路等の整備、特定健康診査の受診率向上への新たな取り組み、公共施設等の老朽化対策及び安心、安全な防災体制構築と防災ラジオの普及等について、平成30年度全会計予算総額のバランスを加味しながら予算編成に反映できるようにしてまいります。

7点目についてですが、基本的に従来の食堂機能につきましては、今後決定いたします事業所の独立採算が原則と考えておりますので、新年度において、一般的な管理経費以外の予算措置は必要はないものと考えております。

また、本年度の進捗状況といたしましては、9月中に事業者を決定し、年内に改修工事を

完了したいと考えていたところですが、事業の可能性調査を実施したところ、非常に難しい環境であることが確認されたため、当初予定していた仕様を見直した上で、現在その設計業務を株式会社アマナに1,274万4,000円で発注しているところであります。なお、改修工事につきましては、入札前であることから、見込額についてお答えはできませんが、地方創生拠点整備交付金の範囲内で事業を行うこととしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 11月28日、岩手県自動車の岩手ナンバーと盛岡ナンバーに導入する図柄入りナンバープレートのデザインが発表されました。審査を経て来年7月に決定し、10月ごろ交付が始まります。特に岩手ナンバーは宮沢賢治の銀河鉄道の夜がモチーフで白を基調に青空の下を列車が走り抜いているデザインであります。宮沢賢治と矢巾町のかかわりは深く、銀河鉄道の夜の舞台は南昌山、そして藤原健次郎ですが、盛岡中学に入学したときは、寄宿舎が同室となり、土日になると健次郎の家に遊びに来た。2人で南昌山に登り、水晶などの鉱石拾いやキノコとりなどをして、2人は強い友情と信頼関係で結ばれたわけですが、賢治の代表作である童話「銀河鉄道の夜」は南昌山で2人の思いをつづったものと言われております。

賢治の農業に関係すること、それからナンバープレートの銀河鉄道の夜のデザイン、南昌山や健次郎との関係を結びつけた観光としての取り組みを平成30年度の予算に観光資源化に向けて予算化を図ってはどうかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） 宮沢賢治の銀河鉄道の夜の事業につきましては、今もこの秋にも開催させていただきましたが、健次郎さんの家から南昌山にかけての散策ということで、これは観光協会のほうの事業になりますが、行っております。引き続き、当課といたしましても、そういった関係事業については、支援をしてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 要するにナンバープレートに関して何か新年度の予算に考えなくてもいいのですか、考えることはないのですかということなのですが、いかがですか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ナンバープレートの事業につきましては、基本的に盛岡広域、それから岩手県全体の中で対応しております。新年度予算の中では、負担金の形で支出を考えておりますが、1万3,000円と予定されておるので、極めて少額で済んでおります。ですので、それはあくまでナンバープレートについてのみの経費というふうなことで我々としても捉えております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 要するにナンバープレートができるわけですけれども、何ら対応がないということによろしいですか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 現状の予算要求なりの中では、それ以上のものはございません。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ないというのだったらしようがないのです。諦めます。別にこちらから提案を申し上げたときにやっていただくことをお願いしたいと思います。

それでは次に、新たな質問に移らせていただきます。3点目の公共施設の長寿命化の設備更新、省エネルギーの推進、地域包括安心ネットの充実強化、農業担い手支援の振興事業の具体的な内容についてお伺いたします。

そしてまた、コンビニエンスストアを利用した行政サービスの拡充とありますが、何を拡充するのかお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問の中の公共施設長寿命化の設備更新、省エネルギーの推進につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

今年度から始めておりますCO<sub>2</sub>削減モデル事業の30年度も継続して行われることにしておりますので、そちらを予算として取り上げるというふうな内容でございます。残っているところ全てのLED化、対象施設の中でですけれども、とボイラー関係の更新を対象として考えております。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） それでは、私からはコンビニエンスストアの利用について、住民課としての来年度の事業についてご説明させていただきます。

まずコンビニエンスストアを使った住民サービスの拡充ということでございますけれども、以前にもお話ししたかもしれませんが、マイナンバーカードを利用した住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本、所得証明等のコンビニ交付を開始したいというふうに考えております。これは、今法務局等の許可がおりればということになります。来年の6月ころを目指して整備をしております。これはマイナンバーカードの利用促進もありますし、それから町内のシステムの更新もちょうどその時期に当たっているということで行うものでございます。参考までに時間は6時半から23時、土日も含めてということに交付できるものと考えておりますし、いづれにしても、戸籍謄抄本は矢巾に戸籍がある方、今であれば、矢巾の役場に来なければとれないものを東京であっても、沖縄であっても、矢巾に本籍がある方は、コンビニでとれるということで、かなりの利便性が上がるのではないかなというふうに考えております。

以上、説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいま住民課長が答弁いたしましたものに関連いたしまして、コンビニエンスストアを利用したものについて、全般の立場でお話し申し上げます。

ただいまお話しありましたとおり、所得証明はもちろんのことでございますけれども、そのほかに納税機会の拡充ということで、コンビニエンスストアでも各種税目納められるような形で30年度、4月から始めたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問の農業担い手の支援事業についてお答えをいたします。

従来からあります新規就労者の支援の充実を初めといたしまして、新年度につきましては、担い手である認定農業者に対する直接的な補助を行っていききたいということで新年度の予算のほうには盛り込ませていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） コンビニエンスストアのサービスの向上に当たりましては、保育料の納付につきましても基幹型のサービスと一緒に進めていきたいというところを試みていきたいというところをこれから進めていくところでございますし、あとは包括安心ネットにつきましても、地域の福祉課題につきましても、国では我がごと丸ごととした取り組みとして地域づくりを進めていくということで、生活困窮者を中心とした国のモデル事業を28年度から取り組んでいるところでございますが、さらに地域力を向上、強化させたいということで、もう一つの国のモデル事業に取り組みたい意向を持っておりまして、地域の福祉課題を地域と福祉座談会を進めながら、一緒に考えていくような地域力強化に向けた取り組みを進めていければというところを検討しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） コンビニエンスストアのサービスの拡充がすごく出てきたわけですが、学校の給食費、これらもやっぱり今はみんな女性の方、家族で働いている方も多くいるわけです。過去とは違ってきている面がたくさんあると思いますので、こういった給食費のコンビニエンスストアのそういったサービス、これは検討されているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） どこかで一つの窓口で答えるべきではないですか、これは、コンビニに関しては、それぞれやってそれぞればらばらにやるということなのですか。その辺のところちゃんとまとめて答えてください。だから全庁的に取り組むと町長答えたのでしょうか。だから、そういうことを全庁でやったのだから、具体的に答える窓口があるでしょう、違うの。一つずつ答える、窓口は。

（「詳細についてとなれば、それぞれの課のほうがよろしいかと思えます」の声あり）

○議長（廣田光男議員） はい、わかりました。

それでは、給食のほう、佐々木学校教育共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（佐々木忠道君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今のコンビニエンスストアでの給食費の納入ということでございますが、全国的な今情報をちょうだいしていただきましたけれども、全国的な中では、給食費について苦慮しているという市町村の情報も聞いてございます。というのは、いわゆる給食費につきましても、収納がなか

なか難しい。要するに当初予定している給食費をなかなかお納めいただくことが難しいということで小中学校の児童・生徒の皆さんに予定どおり100%の給食が提供できないで苦慮しているというところも聞いてございます。

それで、矢巾町に置きかえましては、今現在保護者の皆さんに大変なご苦勞をいただきながらも現在のところ100%、16年度の学校給食共同調理場設立以来100%の徴収をしておるところでございます、児童・生徒の皆さんに100%食材費としてお返しできているのかなというふうに考えてございますので、今現在は、保護者さまの皆さんのご負担にはなりますが、そういった形でのご協力をいただきながら何とか児童・生徒の皆さんに安心な給食を提供できればなということで考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） つまりやらないということでしょう。

再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。やらないという、議長のほうから先に答えていただきましたが、やらないということになれば、できるだけ早くできるように努力していただくことをお願いしたいと思います。

それから、次の質問に移りますが、待機児童の解消に向けた取り組みについて、早急に対応すべき事案として予算編成をしております。平成30年度の入園時の待機児童は、どのように把握され、そして予算編成上の対策として、その対象となるものはどういうことで予算を使われるのかお伺いをいたします。

それから、空き家対策に向けた施策については、空き家対策、どのようなことを考えているのか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 待機児童の予算化に向けたご質問についてお答えいたします。

30年度に向けては、まず待機を解消したいということで各法人等に協力を求めながら90人の減、定数に加えまして90人増を予定しております、1,075名ほど見込んでおりますが、今まさに11月の第1期の締め切り、そしてまたこれから随時申し込みが、申請が来るもので、待機につきましては、まだ予測がつかないところでございますが、いろいろと審査しながら入所できるような支援をしてみたいと思いますし、あとは、今8園、そして新しく開設します保育

園を含めまして9園になるわけですが、小規模的な、今認可外でやっているものも、小規模の保育所も町が認可できるような体制を応援しながら給付ができるような体制に持っていきたいということで待機児童に向けた体制づくり、そして予算化を目指しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 空き家対策のほうにつきましてお答えいたします。

空き家対策ですが、今年度から年明けになりますけれども、対策協議会を発足するというところで、今現在準備中です。ですので、新年度につきましては、財政協議会からいろいろご意見をちょうだいしながら、条例化が必要だということですので、条例化を進める予定をしております。

ということで、いわゆる問題のあるような空き家につきましては、その協議会と条例のほうで対応していくことになると思いますが、予算としましては、その委員会に係る、協議会に係る経費になります。それから、利活用のほうですけれども、そちらにつきましては、空き家バンクのほうをいよいよ本格的に進めようということで、新年度から情報を提供できるものは公開しながらというふうに考えてございます。そちらのほうは、大きな予算はかからないということで考えてございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、再質問の6点目に質問いたしました特定健康診断受診率向上へ今までもいろんな取り組みをして苦勞してやられております。実施してきたわけですが、ここに新たな取り組みということが盛り込まれておりますが、新たに取り組む内容はどのようなことでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今までもいろいろと集団健診であるとか、個別健診、早朝、夕方、休日、いろいろ手を変え品を変えという形でやってまいりましたけれども、残念ながらここ二、三年については、50%前後ということで伸び悩みをしております。そういったことで国のほうでも、なかなかそういった状況ということで、幾らか緩和をするようなことも示されております。まず来年

度やろうとしていることは、ここのこういった特定健診の本部員会議というのがありますが、その中でも先生方のご指導をいただきまして、まず受けない方をねらい撃ちという言い方はちょっと失礼ですけれども、個別に電話を集中的にかけるといったことで、ちょっとことしも一時期やったわけですが、そういったところで効果も出ているようなので、それを引き続き、来年はもっと集中的にやりたいなというふうに思っております。

それから、保健指導の部分になりますけれども、今までは保健指導と特定健診と、それぞれ健診を受けて特定保健指導をするというような形を何回か設けるわけですが、今回は、特定健診をしたときに、もう1回目の保健指導もするというので、いらっしゃる方のご足労とか、そういったものをなるべく軽減して、検診率、それから特定保健指導の率を上げていくといったようなことも考えております。

それから、あとは、今までもやっているところもあるのですが、強化地区につきまして、がん検診、こういったものとタイアップをするということで、また新たなタイアップも考えていると。そういった3点を今考えているところでございます。

また、今年度も本部員会議が今後1月にありますけれども、そういった中でまたご指摘があれば、そういったものを取り入れていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 再質問の5点目になりますが、町民食堂についてお伺いをいたします。

町民食堂が閉店後の活用方法については、平成29年度来の議会の構想について説明を受けておるわけでありまして、平成30年度の当初予算の中での活用方法をどのように考えているのか伺います。また、そして実は今、今年度、29年度内において計画された内容のそれがどのようにになっているのか進捗状況と、そしてその中でどれぐらいの費用が発生したのか。今何の状態にもなっていない、以前の状態だと思うのですが、それで費用が発生しているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問の1点目、平成30年度の予算につきましてですが、町長答弁の中にもありますけれども、特段一般管理経費以上のものは考えておらないところでございます。

それから、29年度の進捗状況でございますが、これも町長答弁の中でもあります、ちょっと予定をおくれてしまいました。といいますのは、事業の可能性調査ということで、これは主に実際に例えばコンビニ経営者等との懇談によつての情報収集ではございますが、そういったところからわかってきたことは、やっぱり立地条件的なものがどうしても強くて、一定以上の客数が見込めないと、出店してもだめだということではございました。これはコンビニもしかり、食堂についてもしかりでございます。そういった中で、ではだめそうなところを最初からねらっていくというのもちよつとあれだったものですから、方向性を変えまして、現在設計考えておりますのは、食堂といいますか、食を提供する部分は一部用意しますが、今よりずっと小さくしつつ、なおかつ共有部分とか、空いたスペースを会議等ができる、ミーティングができるようなものに変えていって、食堂をやっていないなくても何らかの形で使えますよというふうな形にしましょうというふうに考えております。そういったことで現在設計のほうは固めまして、今月中に発注するというところであります。

なお、設計につきましては、アマナのほうに、先ほどの答弁のとおりですが、設計と施工管理をお願いしている内容になります。あと、発注のほうは、基本的に町内業者で対応可能ということで町内業者に発注するというところで準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ですから、29年度にいろいろと今の現状は変わっていないのですけれども、何か取り上げたわけですよ。それで費用が発生しているかどうかということ、その費用はどうなっているのかということをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 申しわけございませんでした。アマナへの業務委託につきましては、先ほども金額が費用として発生するということになります。もう一点は、これから工事を発注しますので、その工事の部分が費用として発生するというふうになって、それ以上のものは、現在のところは予定しておりません。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で6番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、1番、赤丸秀雄議員の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

1問目の質問を許します。

(1番 赤丸秀雄議員 登壇)

○1番(赤丸秀雄議員) 議席番号1番、一心会所属、赤丸秀雄です。質問に入る前に、前回9月会議で質問した内容について一言述べさせていただきます。9月に開催されたことしの敬老会が好評であったと町民の方数名から連絡をいただきました。3地域開催での弁当や飲物手配、会場までの送迎、地域ごとのイベント工夫など、参加される立場での準備にと、大変お疲れさまでありました。準備に携わった各自治会の皆様や町関係者の皆様に、私からも感謝の言葉を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、本題の1つ目の質問ですが、小学校を取り巻く環境の改善についてであります。私、県内各地に知り合いがありますが、その人たちから矢巾町は活気がある町とうらやましがられます。それは岩手医科大学附属病院の矢巾への移転、スマートインターチェンジの設置、人口がふえているというばかりではなく、小中学生の活躍や不来方高校の文武両道の活躍など、町全体に活気があることを話される方が多いです。

そのことは、私も大変うれしいのでありますが、昨今全国的话题の一つに小中学校を取り巻く生活環境が挙げられています。本町では、4小学校の学校規模による教育格差の危惧や中学生を含めた家庭間所得による子どもの貧困格差について大変心配しています。また、町内の教師の長時間勤務がどのような状況であるのかも心配しています。そこで以下4項目について伺います。

1、徳田小学校の租税教室や煙山小学校の吹奏楽部の活動等、教養や文化、スポーツ向上の取り組みについて、町内の小中学校における特色あるものには、どのようなものがあるか伺います。

2、子どもの貧困による格差が社会問題化しており、所得格差が教育格差につながっているとされており、町では、ここかむ食堂の開催時に、岩手大学等の学生ボランティアと一緒に勉強するなどの活動を行っております。教育格差を生じさせないためにも開催回数をふやし、塾に通えない児童・生徒を支援する考えがあるか伺います。

3、社会では、働き方改革や休み方改革が叫ばれていますが、教員の業務改革にはよい兆しが見えない状況であります。土曜日や休日におけるクラブ活動実施を含め、町の教員の勤務実態をどのように捉えているか伺います。

4、町内の小中学校におけるトイレ便器の洋式化の進捗状況、また導入したトイレの便器タイプはどのようなものであるか伺います。

以上、1つ目の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、赤丸秀雄議員の小中学校を取り巻く環境の改善についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、町内での学習支援事業として、一般社団法人子どものエンパワメントいわてが中学生を対象として、矢巾町公民館において火曜日開催を基本に、年29回の予定で授業を行っており、現時点で中学生19名が利用登録をしており、来年度以降については、小学校高学年にも対象を拡大し、会場についても増設する方向で関係機関と調整をしているところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、小中学校を取り巻く環境の改善についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、徳田小学校では、新聞でも紹介されましたとおり、長年にわたる租税教室が挙げられますし、徳丹太鼓、さんさ踊りなど、郷土芸能の継承にも力を入れております。煙山小学校では、伝統的に吹奏楽が盛んで、先日開催された全日本吹奏楽コンクール東北大会で金賞を受賞するほどに技術が向上しております。不動小学校では、行政区ごとに地元の芸能や趣向を凝らした出し物を披露し合う不動っこの集いが29回目を迎え、地域の結束の源となっております。矢巾東小学校では、県内でも数少ない理科の研究推進校として8年間継続して研究を推進しているほか、大学や東北電力の協力をいただきながら環境エネルギーの教育にも力を入れております。

また、矢巾中学校では、平成23年から野田中学校との交流を通して、お互いの理解を深めることで人間性の向上につなげております。矢巾北中学校では、5つのスローガンを掲げ、県内一の中学校を目指し、生徒一人一人が自覚を持って頑張っておりますし、部活では、矢巾北中学校特設合唱部の活躍が光り、先日大阪で開催された全日本合唱コンクールで銅賞を受賞するなど、近年目に見えて実力を付けてまいりました。矢巾中学校の吹奏楽部も近年力

をつけてきており、矢巾北中学校とお互いさらなる高みを目指して努力しております。

運動部に関しては、両校がよきライバルとして競い合っており、特にハンドボールは、毎年強豪チームをつくり上げ、東北大会はもとより全国大会にも出場するほどの実力の年もあるほどです。なお、その他の部活でも東北大会や全国大会に出場する部や個人もあり、総じて両校とも文化部、運動部を問わず、大いに活躍しております。

以上のように、町内の小中学校は、その地域の歴史や伝統を踏まえながらも、新たな発想も取り入れ、特色ある学校とするべく努力しているところであります。

3点目についてですが、県教育委員会からの通知により、平成28年度から月に2回の土曜日または休日のクラブ活動休止日を設け、教員の多忙化の解消に努めております。また、町内小中学校の教職員の勤務実態につきましては、平成28年度の月平均で小学校が約32時間、中学校が約37時間となっております。平成29年度につきましては、9月までの月平均で小学校及び中学校ともに前年同期と比較して減少しております。

時間外勤務の内容といたしましては、授業の準備、校務分掌の事務、校内行事等への対応、外部からの調査等への対応に加え、突発的に起こる児童・生徒の事案に対する指導及び保護者への対応などが挙げられます。さらに、中学校においては、放課後等のクラブ活動や大会引率などの業務を行っております。生徒の活動の充実に比例して、教職員の負担が大きくなっているのが現状であると捉えております。

4点目についてですが、平成28年度末現在の町内小中学校のトイレの洋式化率は41.1%であり、内訳は、徳田小学校16.2%、煙山小学校が25%、不動小学校が24.2%、矢巾東小学校が51.9%、矢巾中学校が89.5%、矢巾北中学校が21.3%となっております。今年度については、現在国に対し交付金の採択を要望中であることから、その動勢を見きわめてから工事に着手する予定であります。

また、今までに導入したトイレのタイプは、ほとんどは通常の洋式便器ですが、多機能トイレが矢巾東小学校に1室、矢巾中学校には各階に1室ずつ設置されております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 各小学校、中学校とも特色ある教育、教養、文化、スポーツに取り組んでいる状況の説明に安心しました。これからも各学校の継続取り組み、また教育委員会のサポートに期待しておりますので、よろしくをお願いします。

そこで伺いますが、小学校の学力レベルは、全国一斉テストを実施した結果、本町の小学6年生のレベルは、全国的及び県内的にどのようなレベルであったでしょうか。また、4小学校間には、大きなレベル差はなかったでしょうか、公表できる範囲でよろしいので、お答え願います。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

9月議会でも申し上げたかと思えますけれども、小学校のまず全国、県との比較でございます。小学校6年生なのですけれども、国語Aにつきましては、全国に対して104.1%、全国を100とした場合、104.1という数字になっております。県と比べた場合には100、同じということになっております。そして、国語Bにつきましては、全国と比べて105.3、県と比べて100.0ということで、これも県と同じということです。そして、算数のA、これにつきましては、全国と比べて100でございますが、県と比べては96.3と、多少県の平均を下回っているところでございます。それから、同じく算数のB、ここでA、Bというのは、Aは主として知識を問う問題、Bは主として活用を問う問題でございます。算数Bにつきましては、全国と比べて100、県と比べて100というような位置づけとなっております。

それから、2点目の小学校の規模に応じて学力差があるのかということでございますが、町内の小学校は、一番少ない徳田小学校で170名弱、一番多い煙山小学校で570名超というような差がございますけれども、ほぼ差は、学校の規模で差はございません。ただ、毎年これは実施しているものですので、学年、年度によって多少差異が見られるという年もございます。ですが、基本的に学校の規模で差はないということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） わかりました。ありがとうございます。

先日新聞に戸町、それから葛巻町の学力向上の施策が掲載されておりました。どちらも町経費で課外教室や塾など開設して、父兄の負担軽減を図る取り組みであります。当町にも有料の塾があり、盛岡市の塾に通う生徒もおります。しかし、塾経費は、結構高額であります。そこで経費をかけられない世帯の子どもたちを主体に学生ボランティアによる教室の開催回数を強化に取り組むことについての再度の町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） 学力のサポートの事業につきましては、先ほど町長答弁にもございましたように、振興局が主となってやっております特に所得の低い世帯を中心とした一般社団法人子どものエンパワメント、19名でやっている事業がございますし、そのほか学務課としては、中学校が対象なのですけれども、基礎学力向上事業といたしまして、矢巾町ラーニングサポートという事業を実施しております。これは、岩手大学に委託をいたしまして、学生の皆さんに来ていただいて、各校の状況に合わせてそれぞれ家庭教師みたいなことをしていただいているような状況でございます。

回数といたしましては、矢巾中は、29年度は14回、矢巾北中は13回。運営の仕方については、それぞれ各中学校に任せておりまして、夏季休業を利用したり、夏季、冬季の休業を利用したり、あるいは放課後を利用したり、それぞれ工夫してやられているようでございます。およそ1回当たりの授業は、2時間から3時間、教室に1年から3年生が入って、それぞれ自分の学びたい教科を机に置き、わからないところをその先生に聞いて教えていただくといった、そのような体制でやっているところでございます。

ちなみに1回当たり来ていただける学生の方は3人ほどでございまして、今年度は延べ85名の方が来ていただける予定になってございます。大体受講者数は、これは希望者なので、所得制限もございません。およそ毎回二、三十名が参加しているとの情報を得ているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 教師の勤務実態についてお伺いします。実態の説明をお聞きし、少しは安心しましたが、過労死ラインというのは、月平均80時間以上勤務時間外される方を対象としているらしいのですが、当町の教職員で月平均80時間を超えている方はいないのでしょいか、よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当町における職員の80時間以上の勤務については、その季節によって、例えば年度末あるいは学期末、いろんな処理をしなければいけないときに、一時的なもので80時間を超える職員が一、二名程度、例えば教務主任とか、役職によってそういうふうなことが発生をしております。それが通年ではないということは確認しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） トイレの再質問します。トイレの洋式便器化は、新しい校舎と古い校舎には大きな格差はあるのはいたし方ないと思います。ただ、ことしの取り組みのおくれや国の交付金に左右されるということは、来年度もそのような方針で洋式化が進まないような状況となるのでしょうか。それでは、低学年の児童は気の毒であると踏まえておりますが、当局はこの辺については、どのように考えておりますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 先ほど答弁でも申し上げましたけれども、国の動勢をまず見ております。ただ、今赤丸議員さんのおっしゃったとおり、できるだけ現場のほうは学校は早目ということのを再三希望が出されております。それに応えるべく、こちらのほうも国のほうの情報を得ながら、できるだけ早い段階で取り組んでまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 2つ目の質問ですが、子育て、高齢者支援のさらなる改善についてを伺います。

10月の国政選挙は、自由民主党の勝利となりました。自民党の公約の一つに幼稚園や保育園、高等教育の一部無償化を挙げております。しかし、ちまたでは、財源確保が非常に厳しい状況とされていますので、近い将来、一、二年に実現する保証がないと私は踏まえております。そこで、町として一足早くこの制度に取り組む考えがあるか、以下について伺います。

若い世代の定住化対策として、子どもの一時預かり制度や保育料等助成制度の充実が効果的と考えますが、このことについて再度検討する考えがあるか伺います。

2、国民健康保健の運営が県に移行することに伴い、先月県内市町村の保険税算定額が公表されました。1人当たりの年額が当町では1万1,800円増額となる見込みであり、県内において、本町が一番高くなってございました。緩和措置が導入されるであろうが、一般会計か

らの繰り入れをしないで当面増額しないと新聞報道されていましたが、この状況でいつまで増額しないで済む想定であるか伺います。

3、人口増加や定住化対策を進める上で、住宅用地の確保が必要であります。現在町で考えている住宅用地確保の土地利用方針について伺います。

4、高齢化社会において、元気に楽しく過ごすため、また健康寿命の延伸を図るために、地域の公民館をもっと活用した取り組みが必要であると考えます。町が既に取り組んでいる事業や今後予定している事業について伺います。

以上、2つ目の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 子育て、高齢者支援のさらなる改善についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、一時預かりは、町内の各保育園、認定こども園及びやはば一く内の矢巾町子育て世代活動支援センターどんぐりっこにおいて、事前のを行った上で実施しており、日ごろ育児から離れられない子育て中の保護者のリフレッシュや通院、買い物などのサポートとして利用されております。

また、保育料等助成制度の充実についてですが、本町においては、毎年保育料の検討を行い、子育て世代への負担軽減を図ってまいりました。本年度においては、一定階層における第2子無料及び第3子以降半額となる国の保育料軽減拡大に加えて、町の保育料の改定を行い、町全体としては、国の基準の保育料に対し、前年比約5%増の約40%の保育料軽減率を見込んでおります。今後も若い世代の定住化対策となる子育て支援制度の充実のため、国の保育料無料化の動向などをしっかり把握し、現在行っている支援も含めて検討を進めてまいります。

2点目についてですが、先般新聞報道となりました本町の保険税は、県が納付金の算定に用いるため、所得や医療費の水準をもとに試算したものであります。国においては、制度の開始に当たり、被保険者に大きな負担が転嫁されないよう激変緩和措置を設けており、これにより、今回試算された差額については、相殺される見込みとなっております。しかしながら、実際の課税徴収は、それぞれの市町村が従来どおり行うものであり、今後は町の保険税と納付金の算定に用いる県が示す保険税に差が生じることも危惧されます。国は、保険税の増額を抑えるために、診療費や薬価を見直すなど医療費の適正化を進めており、またそれぞれの保険者によって被保険者数や医療費の状況が毎年変わることから、納付金や激変緩和措

置の額についても、県と市町村で構成する連携会議において毎年検討し、示されることとなります。この結果を受け、国保会計の財政計画を勘案して、保険税を決定することとなり、現時点で増額するかどうかの時期について想定することは難しい状況であります。

このような状況であります。町民の健康を第一に考え、健康を守る保険者として、将来の国民健康保険会計の維持に向け、特定健康診査、特定保健指導の充実や糖尿病腎症重症化予防、ジェネリック医薬品、ジェネリックという、後発の医薬品なわけですが、の使用促進と、今できる健康づくりへの取り組みを強化するとともに、保険者努力支援制度などの国の交付金の確保に努め、安易に被保険者に負担を課すことがないように、県と一体となり、健全な国民健康保険事業の運営に努めてまいります。

3点目についてですが、現在市街化区域内での宅地開発や平成31年度に予定されております盛岡広域都市計画区域区分見直しに向けての宅地開発について協議を受けている案件がありますので、これらにつきまして、第7次矢巾町総合計画土地利用構想に沿うものであり、人口増加や定住化対策を進める上でも有益な計画であることから、計画の実現に向けて関係機関との協議等を進めてまいります。

4点目についてですが、現在介護予防事業、通いの場体操くらぶとして地区公民館を会場に65歳以上の高齢者の5人以上の参加を目安に週1回開催し、シルバーリハビリ体操の普及やふれあい交流を通じた生きがいづくりを図っております。この事業は、住民主体の取り組みであり、町では、グループ立ち上げの支援、リハビリの専門職や保健師、看護師による指導、シルバーリハビリ体操指導者の派遣調整、3カ月後、6カ月後、1年後の体力測定等への支援を実施しております。

現在のところ、2つの地区、2つの団体が取り組んでおりますが、実施地区を町内全域に拡大するため、今後とも広報や地区に対する出前講座の開催及び各種会議などの機会を捉え、周知してまいります。また、社会福祉協議会に委託し、実施しております生きがい対応型デイサービス事業の訪問型事業、こびりっこサロンでも地区の公民館を活用し、週1回から2週間に1回程度の割合で17つの地区においてシルバーリハビリ体操や趣味活動及びふれあい交流を行っております。

今後とも高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるよう身近な地区公民館等で介護予防や趣味活動を通じた交流の機会が持てるよう通いの場体操くらぶを中心とした活動の拡大に向けて、地区役員の皆さんとも協議や町民の皆様への普及啓発を今後進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 10月に教育民生常任委員会で三重県いなべ市と岡山県奈義町を視察研修してきました。いなべ市は、高齢者支援、奈義町は、子育て支援に全国的に話題となっているまちであります。ご存じと思いますが、ポイントのみ紹介しますと、いなべ市は、元気づくりシステムの推進により、介護認定者の減少と国保医療費の削減、健康寿命を延ばすことを実現した町です。また、老人クラブ加入率は90%を超えているそうです。奈義町は、子育て支援項目を23項目も設けて、若い世代の全面支援を町法人として特殊出生率を2.81という驚異的数値を達成した町であります。

そこで再質問であります。当町で転入による人口増加をある程度期待するのであれば、子育て支援を実施するタイミングは非常に重要と考えます。そのタイミングは、私は今だと強く思う次第であります。そこで当局はどのように考えているか、このことについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子育て支援、タイミングが大事だということは、まさにそのとおりと考えられますが、奈義町さんのように23項目というようなあらゆる視点から取り組むことが必要だと思いますが、今矢巾町には住んでいただける方がふえているという認識がありますので、子育て世代には、まさしく住みながら、そしてまた安心して働きながらということで待機者の解消に向けた、あるいは軽減に向けたところを取り組んでおりますので、まさしく30年度もそれに向かっていこうとしているところでございますが、あらゆる視点から、住まいから、そして安心できる相談、そしてまた相談できる場所、学習支援も含めて、そして保護者の就労も含めてということで、これは庁舎内でも横断的な取り組みが必要だと思いますので、さらなるというところは改めて庁舎内で連携しながら取り組んでいこうとするものでございますので、今後とも努めてまいりたいということでお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今の答弁にありましたように、先ほどの同僚議員もお話ししましたが、待機児童の話もありました。それから、29年度も当初予算のときには、待機児童ゼロで

対応できますとお話しされたのですが、やっぱり何らかの事情で待機児童が出ております。そういう反省を踏まえて、ぜひ30年度、その反省を2度と繰り返すことのないような形を今の答弁に求めますので、ぜひその辺でよろしくをお願いします。

ところで、今月の広報に載っております4月以降に結婚した世帯へ引っ越し費用など最大10万円補助という施策が載っております。このことは、本当に大変いい施策だと思って読んでおりますが、まずこの中で聞きたいのは、これはあくまでも結婚した世帯というよりも、引っ越しに伴う定住の部分の助成なのでしょうかというのが1点と、それからこの条件に340万円未満という所得の制限を設けた理由、それから一番先に聞きたかったのは、これを入れた目的というか背景、その3点についてまず伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 私どものほうで結婚新生活支援補助金ということで始めさせていただいたものでございます。当初予算、昨年の説明のときから、それをしたいということで説明申し上げたもの、ようやく実現に至ったというところでございます。こちらにつきましては、そもそも国が同様の趣旨で補助を出すので、国の補助を使って実際に市町村もやるのであれば、補助金として4分の3出しますよという事業がありましたので、そちらに我々も手を挙げたということでございます。340万円の基準につきましても、これは基本的に国の基準どおりにさせていただいております。これが趣旨としまして、割と使える範囲は広いのですが、金額が10万円ということでおのずと限界はあるのですけれども、住居費、それから引っ越し費用等に使うことができるということになってございますので、お引っ越しでいらっしゃるということを促進しようという内容でございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今の答弁を聞いておおよそわかりましたし、また私の勉強不足でその辺ちょっと踏まえていなかったと思っております。ただ、これぼつと出されてみたときは、新たな施策としていいなと思った部分もありまして、また340万円は国の基準があったと、助成の4分の3のための基準があったということでしたし方ないとは思いつつも、逆に考えれば、町民税とか、所得税を1月1日に住居を持っている方が矢巾町に納めていただければ、逆にお金というか、所得にとらわれない形の考えをしても、長年住んでいただければ、すぐペイできるのではないかという考えも持っていました、その辺がこの辺で見えな

かったものですから質問したのですが、その辺については、どう考えているのか。

また、4月以降であれば、来年も継続になるということであれば、1月以降に10万円最大もらって、12月に引っ越されると、矢巾町に住所なければ、こちらには何も、何もということは語弊ありますが、所得税も住民税も入ってこないという形になりますが、その辺はどう考えていらっしゃるのかよろしくをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 今回のこの制度につきましては、国の制度に我々ものつかったということをございまして、そうすることによって4分の3という結構高率な財源として確保できたということで、まず始めてみました。おっしゃるとおりにもらい逃げみたいところは考えられなくはないのですが、そこで金額がこれ100万円とかだともらい逃げされても、もらっていった方にはメリットあると思うのですけれども、10万円とかなので、わざわざそのためにというふうなことは想定しにくいのかなということをございまして、国も恐らくそういうことは想定したのだと思います。

あとまだ未確定情報なのですが、国のほうからこの10万円という上限をもう少し上げてもいいのではないかというふうな声もあるそうで、そういったことも出てきましたならば、私としても対応はしたいなと思っております。

あとおっしゃるとおり、これはあくまで仮住まいとして入ってくる、仮住まいというか、借家ということなり、アパートなりということが入ってこられる方々がターゲットにはなっておりますけれども、やっぱりそこが難しいところで340万円という合計所得というふうなラインがあったりするという事は、やっぱり対象にしているのがあくまで若い世代の方々というふうな捉え方なのです。そうでないところでは、現在もう既にある程度実績が上がっています利子補給制度のほう、こちらのほうである程度所得があって、家までちゃんと建ててという方々向けには、我々の独自事業ですけれども、利子補給制度で対応しているということで、それも着実に人口増に寄与している状況でございます。昨年スタートしてから80件、人数で250人程度でしたか、いわゆる定住化した方、それから新規も150人くらいありますので、着実に増加の一因にはなっているのかなと思われま。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ちょっとしつこいようですが、課長のおっしゃることは納得します。

ただ、340万円といたしますと、大卒の正社員なり、正職員の方であれば、5年も勤めれば340万円超えますよねという部分もあったりします。それはさておいて、これは初婚、再婚構わないでというイメージなのでしょうか、そこをお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 我々もこの要綱をつくるときに、いろいろ議論したり、考えたりしたところなのですが、再婚でも新婚は新婚ということと捉えております。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） それでは、別な再質問させていただきます。

当町は、日本一健康な町やはばを掲げておりまして、もう10年以上たちますが、目玉となる施策の実施に力強さが感じられません。これ私本人かもしれません。また、自治公民館をもっと活用した取り組みを期待するものですが、駅周辺の公民館とかは、若干一部除きますが、その場所までの交通手段が矢巾町は非常に不便だと、未整備であるという部分があります。いろんなことを計画し、施策に盛り込みますが、肝心の誰もが参加できる人を集める工夫を行っていないように見受けられます。ですので、施策実施においては、先ほどの例ではございませんが、敬老会の送迎をやるような形の人をまずありきで、人がまず参加するありきで施策を展開することがオンデマンド交通が入るまでの間でもやらざるを得ないのかなと、私はそう思っていますが、そのことについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今赤丸秀雄議員から、まさに力強さに欠けると、全く同感でございます、それで一つは、先ほどの結婚支援のこともそうなのですが、やはり10万円とはいえやっぱり10万円なのです。だから、そういうことに、あとは所得制限も国がそうだからと、そうすると何も国の制度と私らが進めようとする中身とは何ら変わらないと。だから、いずれ私ども今子育て支援も含めて、いずれゆりかごから介護までの切れ目のない支援をまず各課横断的なプロジェクトを組んで、特にも今教育委員会にも話をしておるのですが、教育研究所の所長は、学務課長が兼務しているのですが、いずれ紫波町なんかでは、もう子ども課という、教育委員会の中にそういう課をつくって、ということは、そこはいじめとか不登校とか、もういろんなこと、虐待、いろんなことがあるわけです。だから、私どもとすれば、いずれ健康づくりのことで、もう全ての分野において、一つの単一の課だけでは解決できないのです。だから、今後

その辺のところ、総合的に複合的に、なおかつその中でいろんな点検をしながら、もう国の制度がこうだから、もうそれで進めていくというのではなく、そこにはひと味もふた味も違う政策をぶつけてみるとか、やはりそういうことが大事なのです。

だから、今きょうたまたま赤丸秀雄議員からは公民館の活動、これはもう生涯学習なのです。ここもう地区の公民館は、もう毎日空いておると、何でもいいから行けば、そこにはいろんなことのサークルもあれば、例えばリハビリ体操でも何でも、もう学校から帰ってきたら、放課後児童の役割も果たしておるとか、そういうことをやはり考えていかなければならない、もう時代の要請なのです。だから、そういった中で、いずれ今後私の指導力の不足もあるのですが、いずれ今後このことも含めて国、県の助成制度のあれを磨き上げて、しっかり見直しをして、そしてその中に町の独自の支援策をいかにして味つけしていくかということや、きょうはそのことが問われていると思うので、そういうことにしっかり取り組んでまいりたいということでございますので、いずれ公共交通の体系のことも含めながら、今ご指摘あったことは、包含的に切れ目のない対策をしっかり考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問許します。

○1番（赤丸秀雄議員） 先ほど国民健康保険の経営の移行について質問しました。再質問であります。移行に伴い保険税算定額について確認します。岩手日報に、担当課長コメントとして、これまで黒字で運営してきたと。仮に保険税が不足した場合でも国保会計の中で対応したいとの掲載がありました。ここにコメントを出せるということは、激変緩和措置があったとしても、値上げをどれぐらいまで、激変緩和というのは、ふつう2年ぐらいの措置というのが通例であります。それらも含めてやっぱりいつごろまで値上げしないで済むかというのを再度お聞きしたいのですが、お答えできるでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 簡潔にお願いします。高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

まず激変緩和措置は、来年度から35年度までの6年間で激変緩和措置は講じられます。それで、今担当課にも指示しておるのですが、いずれ税の決め方は、先ほど答弁したように所得水準と医療水準で決まるので、その中でも私どもが特にもしっかり考えていかなければならないのは、今国では、まさに余りいい表現ではないのですか、あめとむちでこういうことをもう努力目標をやった場合には、ご褒美を出しますと、いわゆる調整交付金です。だから、私はこの6年間の間の中で、やはり国保の今回のこういった問題を解決するために対策本部

を設置して、そしてこの間、住民課長が新聞にコメントしたとおり、いずれできるのであれば、税の負担をふやさないで、そしてそれは何かというと、もういわゆる健診とか保健指導とか、それから今問題になっている糖尿病の問題とか、こういうふうなことにしっかり取り組んでいくことによって医療費も、もう所得の水準は、これはもう所得の水準をいじるということはできないわけで、医療費の水準は、これはいかようにもできるわけです。だから、今後はそういったことで予防に力を入れていくということが、だからこれからは国保のデータヘルスとか、そういったものをあらゆる統計を駆使して、矢巾では何に取り組めば医療費の削減ができるかということに着目して、今それをやろうとしておりますので、だから赤丸議員、どうか信じていただきたいのは、何とか国保の特別会計の中で、これまでどおりやっ  
ていけるように努力していきたいということでございます。

○議長（廣田光男議員）　ここで休憩に入ります。

再開を2時35分とします。

午後　2時24分　休憩

—————  
午後　2時35分　再開

○議長（廣田光男議員）　休憩前に引き続き、再開をいたします。

3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）　3つ目の質問は、防災ラジオの運用に向けた準備状況について伺います。町では、10月に住民対象に防災ラジオ購入の申し込みを募りました。その申し込み状況や来年2月の運用開始に向けた番組編成の取り組み状況などについて、以下伺います。

1、購入の申し込み件数と無償配布対象を合わせた導入世帯数について伺います。

2、町では、イベント情報など周知方法についてホームページに掲載するとよく答弁しております。しかし、町ホームページの利用者は、全世帯から見れば、一部の方々と私は想定しております。そのことを踏まえ、町の情報発信はラジオからと言えるぐらいの取り組み強化をお願いしたいが、このことについてどう考えるか伺います。

3、防災ラジオのコミュニティ活動への活用策をどのように考えているか伺います。

4、現時点において町が情報発信する番組の時間帯や回数についてどう考えているのか伺います。また、想定される運営経費についても伺います。

以上、3点目の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 防災ラジオの運用に向けた準備状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、11月末現在の導入予定世帯数は、購入申し込みが924世帯、無償貸与の申し込みが177世帯、合わせて1,101世帯となっており、このほかに町の防災関係者及び施設への配備として519台を予定しており、合計台数は、今のところ1,620台となっております。

2点目についてですが、多くの情報をお知らせできるよう現在一般公募、知識経験者等で構成した防災ラジオ情報番組委員会において、リスナー視点、いわゆるラジオを聞く方々の視点を重視して、放送内容を協議しており、その意見を十分反映して放送内容を決定してまいります。

なお、情報発信の充実に際しては、防災ラジオ本体についても町民の皆さんにできるだけ多く購入いただくことが大切だと考えておりますので、防災ラジオ販売PRにつきましては、この情報番組の放送開始後も在庫を確認しつつ、適時PRと販売ができる体制を整えてまいります。

3点目についてですが、ラジオ放送で配信する情報を通じてコミュニティや地域間の交流が促進されるよう、地元や町内小中学校等へ出向いてのインタビューなど、町民の皆さんの声を直接お届けする地域密着型で親しみやすいラジオ放送とする予定です。

4点目についてですが、防災ラジオ番組委員会において、より多くの情報をお知らせできるように月曜日から金曜日の週5回放送で午後7時から15分間の放送とし、翌日の午前6時半に再放送する方向で協議しております。また、お悔やみやお誕生などの慶弔情報につきましては、届け出があった日の番組の中で放送し、翌日に再放送する方向で協議をしております。

また、運営費については、月額64万円を見込んでおるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 防災ラジオ導入世帯数は無償、それから施設等への配備も含めて16%程度のようなのですが、もう少し導入に対し強力で推進を望む視点から再質問します。

ちなみに、何事も社会に普及させるためには、17%が目安とされております。私も営業し

ておって、何のサービス提供開始というところ、17%を目標に取り組んできた部分があります。そういった意味からも、そこを目安にもう少し対応していただきたいと考えております。

そこで1点目の再質問は、今までのJAさんでやられていた有線放送は、ランニングコストが必要でありました。年スピーカー利用、それから電話的な利用を含めれば2万4,000円とか、何がしのお金がかかったわけですが、今回の防災ラジオは、購入すれば、ランニングコストは、個人負担はない、町で運用経費の出費が出ますというものでありますので、町の行事また情報、それから学校の話、この学校の話が結構若い世代には、取り入れられると思うのです。今のやっぱり年1回支払いのスピーカーであっても1万4,000円とか、電話対応であれば、2万4,000円、一括払いと言われると高いような感じがしますが、防災ラジオ、当初は1万円とか1万1,000円の話でしたが、今回5,400円で購入できるという募集でありましたので、その辺をもう少しPRして、その違いを子ども世帯にもっとPRする必要があります。大いにあると思います。

そこでぜひ小中学校を通じて説明会を開催するなど、この使い勝手のよさプラス何かのときの安心を保証、保証というか、安心、安全を確保できる、担保できるような形でもう少しPRしていく考えがないかどうか伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

もう少しPRをとということで、具体的には小中学校ということで、確におっしゃるとおりだと思います。実質的に我々第一弾の、まず今年度部分の目標としまして、答弁申し上げましたとおり2,000台をベースとして考えてございました。しかし、実際的には1,600台余ということで、目標には若干ちょっと届きませんでしたけれども、このところに来まして、申し込みは既に終わっておりますけれども、購入したいという方、ここにきて何件かやっぱり伸びているところは、まずこれはあります。

それから、ご質問の小中学校への、子どもさんへのPRと、これも防災含めまして教室と申しますか、周知というか、PR、ここら辺も確かに必要なことと捉えております。したがって、すぐ今年度可能かどうか、学校、教育委員会を通じての学校へのいわゆる入り込み等々を含めまして検討させていただきながら販売推進には努めてまいりたいと。今年度ばかりでなく、来年度以降も努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 確かにもう少しPR、細やかにすれば、もう少しふえるかと思いません。私の記憶では、今のJAさんの有放、当然人口も生活環境というか、農業に携わっている方等がいっぱいおられたときの矢巾町、矢巾村であれば、8割以上の加入者等もありました。今は携帯電話等も普及した関係で、環境は大幅に違ってはいるにせよ、やっぱり町の情報等は、ただであればというか、その購入費だけであれば、聞けるという部分があれば、やっぱり今の有放の加入者数、多分1,500ぐらいあると思うのですが、その数以上は、当然プラスアルファがあっただけでいいはずなのです。というのは、無償の方を入れて。ですから、今総務課長がおっしゃったように2,000台以上の20%ぐらいの普及率をもってすれば、私も来年度以降のいいものだよという部分も踏まえてふえると思われれます。それは、ぜひ今おっしゃったような形で取り組んでいただきたいと思います。

そこでちょっと単純な質問2点確認します。当初は、1万円とか1万1,000円くらい、申し込み状況によって金額は変動しますという説明会を開いたわけですが、今回どれぐらい、2,000台を想定して多分5,400円という形をとったかどうかあれですが、これがもし3,000円台になれば、5,000円を切るようなものになるのでしょうかという単純な質問と。

それから、確認ですが、防災ラジオは、通常は電源を差し込んだままで電源をオフにしておいても、7時なり、6時半の再放送なりは、自動的に情報提供になるものではないかという部分の確認を質問いたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の関係でございますけれども、3,000台ならばということでもまずご質問ございましたけれども、今まで1万円とか1万2,000円とか、はっきりしない形の中で説明をしてきました。この中には、購入機種がまだ決まっていないということと、あとは申し込みロット、購入の機種によっては、ロットが1,000ロットとか100ロットが一つというような形のもので、どうしても単価的には、もう公表してしまうというか、もうはっきり言ってしまうと、もう高くひとり歩きしてしまいますので、その部分を調整した中で今回ラジオ購入の機種選定した中で、まず申し込み、大体2,000台部分の中でのロット、計算した中では5,400円と。ただ、この5,400円の部分の中には、町で、ちょっと言い方あれですけども、補助するというか、持ち出しする部分、実質的には7,000ちょっとぐらい1,000ロット単位でします。この部分を町で幾らかでもというふうな形の中での持ち出しの部分を含めた部

分でまず5,000円プラス消費税という形を出しましたので、しからば3,000台にしたならば、もう少しいいのかということになれば、若干は落ちると思いますがけれども、5,400円から大きな差は出てこないというふうには捉えてございます。

それから、2点目、オフにしても再放送とか、いわゆる一般のラヂもりさんの放送とか聞けるかということになれば、オフではこれは聞けません。オフの中で対応できる部分は、あくまでも緊急情報、ここの部分がオフの場合でも起動をかけますというシステムになっておりますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） そうですか、それでは私も勘違いしていましたが、説明会のときもFMを聞けるラジオ対応でもいいのかという部分であれば、緊急発信以外は同じ状況という部分であるということであれば、やっぱり今私有放のスピーカー持っていますが、あれだと聞きたいとき関係なく流れてきて、その時間に自動的に耳が傾くような状況がここ5年、10年の中で板についたのですが、今回の防災ラジオでは、緊急時以外は割り込みができないということで再度確認し、私の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

結論から言うと、やっぱりシステムのなものとか、うちで対応した部分の中では、これはまず困難であると、難しいと、はっきり言えばできないという状況のシステムでございます。

ただ、ご提言いただいている趣旨、有線放送は、やっぱり低い音でもずっとやっぱり鳴っておる状況でございますので、ここら辺のシステムの部分、今後の検討課題ということで対応させていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 赤丸秀雄議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、高橋安子議員。

1問目の質問を許します。

（4番 高橋安子議員 登壇）

○4番（高橋安子議員） 議席番号4番、町民の会、高橋安子でございます。1つ目、1問目の質問に入らせていただきます。今後の高齢化対策についてお伺いいたします。

本町の平成28年の平均高齢化率は23.5%、41行政区のうち上位13行政区においては35.4%を超えました。今後高齢化が進むことが予想され、想定外の問題も出てくることが考えられます。そのことから以下についてお伺いいたします。

1点目は、本町における高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯数はどのくらいか。また、これらの調査は、どれぐらいの間隔で実施しているかお伺いいたします。

2点目は、調査では、家族から聞き取り等も実施しているかお伺いいたします。

3点目は、本町の高齢者見守り事業について、回数と、その実施方法についてお伺いいたします。

4点目は、本町では、緊急通報装置を貸与し、緊急時に備えておりますが、現在の利用者は何世帯で何人か。また、この事業に係る経費はどのようになっているかお伺いいたします。

5点目は、10月に視察研修した葛巻町では、本年度から葛巻見守り&スマートライフプラットフォーム支援事業の取り組みを始めました。遠方の家族や地域との連携による高齢者見守り支援を実現することを目的に、個人番号カード認証機能の横展開と高齢者が抵抗なく扱えるICTでありますテレビを活用した健康管理、見守り事業を展開しております。今後本町では、マイナンバーカード等を利用した高齢者見守り事業の考えはないかお伺いいたします。

最後、6点目は、地域と連携した見守り体制の構築について、今後の取り組みについて。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 4番、高橋安子議員の今後の高齢化対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、民生児童委員が訪問して実施いたします社会福祉実態調査において、高齢者ひとり暮らし世帯数は613世帯、高齢者のみの世帯数は717世帯であり、うち見守りが必要な75歳以上の高齢者数は133名となっております。

なお、調査の間隔につきましては、毎年1回、11月に実施をいたしております。

2点目についてですが、家族が近隣に居住している場合は、必要に応じて聞き取りを行いますが、家族が遠方におられる場合は、安否確認の電話連絡など、家族からどのような支援がなされているかを確認しております。

3点目についてですが、対象者は、ひとり暮らし高齢者のうち、75歳以上の方であって、

要支援、要介護認定者及び各種福祉サービス利用者を除く地域社会とのかかわりの薄い高齢者を中心に、年1回保健師等の訪問により健康状態などの把握に努めております。

4点目についてですが、現在の利用者は17世帯、18名であり、事業に係る経費は、警備会社への毎月の支払いが約8万6,000円であります。

5点目についてですが、マイナンバーカードの利活用も含めて最も有効な見守り体制の構築を検討しておるところであります。

6点目についてですが、今後とも緊急通報装置貸与事業や配食サービス事業等の町が実施する事業、ふれあい給食宅配サービス事業等の社会福祉協議会が実施する事業や民生児童委員の訪問活動などの総合的な支援を行うとともに、地域包括支援センターを初め関係機関と連携の上、高齢者の見守り体制を構築しておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 本町の高齢者福祉事業は、決して他市町村に劣っているとは思っておりません。それよりむしろいろいろな先駆的な活動をしておりまして、全国的にも表彰されたりしているところがございます。注目の事業を実施しているところがございます。

そこでお伺いしたいのですが、一つ目の質問ですが、現在ひとり暮らし高齢者の世帯数は613世帯、高齢者のみの世帯数は717世帯とのことでございます。そのうち見守りが必要な75歳以上の高齢者数は133名とのこと。見守りの必要な方は、比較的元気で生活している方だと思いますが、地域別に見ると、中心部のほうが多いのでしょうか、それとも農村部のほうが多いのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずひとり暮らしの世帯613世帯ということでございますが、3地区で大まかに申し上げますと、徳田が217、煙山が323、不動が73となっておりますけれども、やはり行政区という単位で見ますと、都市部よりも農村部のほうが多い状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 2点目に入ります。地域社会とのかかわりの薄い高齢者を中心に年1回保健師等の訪問により、健康状態の把握に努めているとの回答をいただきました。本当に

年1回で大丈夫なのでしょうか伺います。年々高齢者世帯が増加する中、何度も訪問するのは大変なことだと思います。しかし、高齢化が進む中、想定外のことが起こってもおかしくない時代でもあると思います。

先日、地域でひとり暮らしの女性が家の中で転んで気を失って動けなくなったということがございました。3日ほどたってから配布物を持っていった班長が異変に気づきまして、近所の方と一緒に家に入り、救急車を呼んで病院に搬送したそうです。低体温症になっておりましたが、命に別状はなく、事なきを得ましたが、それが11月のことでございます。今から寒い冬の季節だったら、多分助からなかったのではないかなと思っております。農村部では、これからの季節は、草取りなど外に出る機会が少なくなり、姿が見えなくても、なかなか気がつかないことが多くなります。本町では、今後ますます高齢者世帯が増加するものと思います。そのことから限られた人数で保健師さんが何度も訪問することが困難になると思います。もっと地域と連携した支援や対策が早急に必要だと思いますが、町ではどのように考えているか再度お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町の保健師が75歳以上で見守りが必要な高齢者に年1回というのは、原則年1回以上ということございまして、確かにそれだけ、回数としては少ないというご指摘はごもっともかと思えます。訪問した中で、やはり安否確認が必要な、特にも今お話のありましたとおり、健康状態が不安定だったりとか、そういった場合につきましては、地区の民生委員さん方に情報提供、報告をし、情報共有しながら、なかなか町だけで難しい部分につきましては、地域の方々の、民生委員さんを初めとした地域の方々のご協力もいただいているところでございますし、あと緊急通報装置につきましては先ほど18件ということで、数とすればまだまだ少ないというふうに思っておりますけれども、こちらにつきましても、もっと台数を利用していただくように周知、啓発にさらに努めてまいりたいと思っておりますし、いずれ地域の見守りについては、この対策で解決するというものではなくて、やはり町あるいは社会福祉協議会、地区の民生委員さんを初め複合的、総合的な、やはり対応が求められてまいりますので、そのようなネットワークにつきましても、いま一度強化を図るよう考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） これからまた再構築化を考えていらっしゃるということなのですが、こういう見守りに手を挙げる方というのは、何か高齢者の方なのですが、私は人に迷惑をかけたくない、私は元気だと思って、それを言わない方も結構あるのです。自分でまだまだ生活できる。この間倒れた方もそういう方でした。私は、見守りは必要ないという方だったので、こういうことが起きてしまいました。それで、親戚もすぐそばにいますけれども、子どもさんがいるのですけれども、電話さえできない、電話のところまでたどり着くこともできなかったということを聞いております。ぜひこれからその辺も含めて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いをします。

次に、3点目についてですが、今お話がありました緊急見守りシステムについてお伺いいたします。本システムは、セコムへの委託で急病などの緊急時に警備会社が現場に駆けつける緊急通報装置貸与事業で利用者は17世帯ということでございますが、これは希望者のみが対象でしょうか。また、自己負担はあるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

緊急通報装置の台数につきましては、先ほどお答えいたしましたけれども、まだまだ、もっとも必要の方が多くいらっしゃるかと思いますし、あと今希望者のみというお話もありましたけれども、やはりなかなか自分では人に迷惑をかけたくないと言いつつも、やはり不測の事態があつては取り返しがつきませんので、そういった場合は、いずれ誰かキーワードになる方が必ずいらっしゃいますので、民生委員さんであったり、ケアマネジャーさんであったり、役場の保健師であったり、そういったところもチームとして情報を共有しながら、要は、その方の最後大変なことにならないような支援に努めてまいりたいと思います。必ずしも希望だけではなくて、必要な方には、必要なサービス提供に結びつくように進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

（何事か声あり）

○健康長寿課長（村松 徹君） 失礼しました。自己負担については、ございませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） このシステムは、利用者が直接電話をしなければ連絡がとれないということなのではないでしょうか。前例の女性は、転んで動けなくなって、電話のところまで行くこともできなかったということを聞いております。それから、もう一つ、本町には社会福祉協議会にお元気見守りシステム事業というのを実施しておりますが、これも登録制で、今年の登録は7世帯とのことでした。先ほど課長もおっしゃったように、実質はもっともっと多くの対象者があると思われれます。また、この辺の掘り出しもしっかりやっけて、ぜひ登録していただけるようにしていただきたいのですが、その辺のところはどうなのではないでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

緊急通報装置、今現在セコムに委託し、実施している、その内容でございますが、電話回線ということではなくて、まずご自宅のほうにマイドクターという携帯式防水性の簡単に身につけられる、首にかけたりできるものがまず一つ。これは、例えば入浴中に体調が悪くなったりした場合もボタンを押すことができますし、あとはさらに一般家庭で火災報知機をそれぞれ設置するような法律になって、設置がなされているかと思うのですが、そういった火災報知機の煙センサーを1世帯につき3個、例えば台所、2階、1階の寝室とかといったように3カ所、さらにはそれらをまとめるホームコントローラーというのがございます。その5つありますけれども、いずれマイドクターは常に、マイドクターという携帯するものは常に身につけていただいていたので、それらの5つの機器のいずれかにそういう救急なり、サイン、信号を送ることができるような状況になっています。

なお、煙センサーは、例えば火災があるような場合は、煙が充満したりとかした場合は、すぐ本人がボタンを押す、押さないにかかわらず通報されるような仕組みとなっております。

あとは、社会福祉協議会の対応につきましては、確かに緊急通報装置と同様に、まだまだ利用が少ないものですから、そちらは電話を使ったサービスになっていますけれども、これらも総合的にひとり暮らしの見守りに特化した中でPRをさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 緊急通報システムについては、常に体につけているものということ

でよくわかりました。10月に葛巻町のほう視察したのですけれども、葛巻町のほうでは、お元気見守り事業、ICカードリーダーにマイナンバーカードをかざして、テレビを起動させて、いつも使っているリモコンを使って、自分の健康状態を毎日役場や遠方の家族に情報配信をしているということでございました。それにより、見守り対象者の健康をチェックしているとのことでもございました。また、これを病院などでもチェックできるということで、いつ、どこの病院にかかったかということも、その人の様子がわかるということをお聞きしました。すごくいい対策だなと思って聞いてきたのですけれども、今後こういう対策、こういうのに取り組む検討はされているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

緊急通報装置という観点、見守りの観点では、そういった健康情報もひっくるめてやっていく葛巻町の事例というのは、非常に特筆すべき事例であるというふうにとめております。

なお、本町に置きかえますと、やはり緊急通報装置につきましては、従来の機器に比べれば、かなり品質というか、機能性も向上しておりますので、これをより多くのひとり暮らしの方々にご利用いただくのを進めるとともに、健康づくりの部分の今のお話にも関連してくるわけですが、町といたしましては、高齢者向けの介護予防事業と、あと一般の町民の方の健康づくりを切れ目のない形で新年度においては、楽しみながら健康増進なりができるような仕組みづくりを今現在検討しておるところでございます。いずれ食習慣、運動習慣を改善することで無理なく、楽しく健康になれるようなプログラムを活用した取り組みを今検討しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいま健康長寿課長のほうからお話ししたことが、我々企画財政課のほうでも今進めておまして、次の質問の予定ですが、センター食堂の改修に伴って、同時に進めようとしているところがございますので、答弁させていただきたいと思っております。

今タニタヘルスリンクさんと協働で何か町民向けの健康プログラムとして有効な手段はないのかということで検討させていただいておるのですが、ここにありますように、これは活動量計と申します。要は万歩計にプラスアルファの機能がついたものなのですけれども、こ

れが個人、私専用になっていますけれども、これをかざすことによってタニタのクラウド上にあるサーバーにデータを送って、それをチェックできるようにする。あと体重計と体組成計、電波を通して、脂肪が何%とかというのがわかるやつも、今試験的に役場の庁舎に置いています。これは、町民の皆様にPRする前に、まず役場職員が、これ当然自腹です。自腹で持って、どういう効果が出るのかということを実験的にやっております。これが何とかなるということであれば、ぜひ強力で推進したいと思っております。高齢者見守りではなくて、いわゆる健康づくりのほうでは、こういったことを今始めているところでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 2問目の質問に入らせていただきます。

家庭的保育事業の取り組み状況についてお伺いいたします。6月会議において、家庭的保育事業に関する質問をした際、保育ニーズに応じていくため、市町村が開催する研修について、盛岡市と連携して実施できないか検討を進めているという回答をいただきました。その後の進捗状況について以下お伺いいたします。

1点目は、矢巾町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を平成26年9月に制定し、28年4月1日から施行する。また、平成27年4月には、矢巾町家庭的保育事業の許可に関する規則を定め、平成28年4月から施行するとしております。許可に関する申請書等もできておまして、講習を受講すれば、すぐにも開業できる状況であります。本町において家庭的保育事業に取り組む予定はあるか。また、今後取り組む場合、いつから実施するのかお伺いいたします。

2点目は、研修会について、盛岡市と連携して進めるとのことでしたが、盛岡市は、家庭的保育者研修会参加者をことしの10月16日に開始し、同26日に締め切りました。11月には、研修会が開催されている状況でございますが、本町からの研修会への参加者は、どの程度なのかお伺いいたします。

3点目は、本町では、平成30年4月から60人定員の保育園が開園、また現保育園の定員を増員して待機児童の対策に努めておりますが、例年4月には待機児童ゼロでスタートしても、5、6月ごろには待機が出てくるのがよくあります。育児休暇後、速やかに職場復帰する予定だった女性が職場に戻れず困っているということをついたび耳にします。育児休暇後の

女性の社会復帰を支援するため、待機児童問題を含めた対応が必要であると考えているのですが、本町では、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 家庭的保育事業の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、平成30年度から取り組む予定としており、事業の普及には、経営面での課題もありますので、課題を精査しながら事業を進めてまいります。

2点目についてですが、盛岡市と子育て支援事業の広域的連携について協議を行ってまいりましたが、家庭的保育事業実施対象者の研修会開催についても協議をしてまいりました。今年度は、本町から研修会の参加には至っておりませんが、今後も引き続き研修会開催を含め、盛岡市と子育て支援事業の広域的連携の協議を進めてまいります。

3点目についてですが、待機児童問題は、全国的な課題であり、本町におきましても待機児童解消のため、各事業所に入所の協力を求めるなどして取り組んでいるほか、来年度は定員60名の認可保育所の新設及び町内2カ所の園において、それぞれ10名と20名の定員の増を予定しており、合わせて90名の定員増を予定しております。これにより、町内の定員は、現行の985名に対して10%の増加となる見込みであります。女性の社会復帰のため、今後も保育ニーズの需要が高まっていくことが予想されますので、引き続き定員の増加及び家庭的保育事業などの取り組みを進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 家庭的保育事業の取り組みで経営面での課題があるということでしたが、経営面での課題とはどんなことでしょうか。

それから、もう一つ、本町研修会の募集はされたのでしょうか。

2点お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず経営面の課題につきましては、全国的には家庭的保育事業、小規模な保育事業というふうな観点でございますが、法人が経営しているようなことがありまして、やっぱり法人となりますと、ある程度の利益というか、公的な利益も運営上は必要となってきますが、小規模保育事業だと、やっぱり預かる子どもの数が少ないですので、その面では、一番多くても

保育士さんたちが中心になって行うものでございますが、それでも6人から19人といった小規模でございますので、安定した運営のためには、ある程度数が必要ということになっていきますが、独自に補助金を必要なというところも出てくるかなと思いますので、今矢巾町でもやってみたいという方の提案を受けていますので、ぜひ実現できるように、第1号になりますように私どもも真摯に、事務的な手続も含めて応援をしていきたいなというところで相談に乗っている状況でございます。

2つ目のご質問の盛岡市で開催する講座の募集をしたのかということですが、11月に開催するという案内を10月にいただきまして、直前に1名枠を、1名だったら受け入れますよというところだったので、公募するぐらいの数は確保できませんでした。そのため、保育士さんから提案を受けている家庭的保育事業、小規模の保育事業のほうを優先させていただきたいということで優先していかなければならないかなということで公募には至らなかったことをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 2点目です。30年度からの取り組みをするということなのですが、何月から取り組む予定なのでしょうか。4月からの取り組みではないのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

できれば、4月というところを目指したいところですが、いろいろな協議がございますので、まずは30年度早期の段階でというところを目指して進めていきたいというところで準備をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） いろいろな手続って何ですか。菊池課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 受け入れる人数を決めたりとか、あるいは今現在いる保育士さんのところでプログラムを組んだりとか、PRとか、あるいは連携する保育園の確保とか、そのような細かい、本当に小さな保育園を運営するという状況ですので、保育園の新設と同じような準備ということになりますので、そのところを協議しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

- 4番（高橋安子議員） この人数を決めたりということなのですが、何かことしに入ってから一関とか金ケ崎のほうでも始めたようです。大体5人くらいまでを預かるということで始められたようですけれども、私は何か少人数でもかえって家庭的でいいのかなと思ったりしますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それともう一つ、家庭的保育事業実施対象者の研修会についてですが、これももし開園する場合には、今から矢巾町独自でやられるわけでしょうかお伺いします。

- 議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

- 福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今提案を受けている方は、保育士の資格を持っておりますので、あえて受講をする必要はないということを認識しております。

以上、お答えといたします。

- 議長（廣田光男議員） 他に。

高橋安子議員。

- 4番（高橋安子議員） 保育士の資格を持っていらっしゃる方は、受講しなくてもいいわけですね。けれども、今保育士がすごく不足しています。9園ある保育所でもこれからそれこそ保育士の確保が本当に大変なときではないかと思うのですけれども、できれば、もし受講しなければいけないという方は、一般の人でも受講すればこういう保育に携わることができるでしょうかお伺いします。

- 議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

- 福祉・子ども課長（菊池由紀君） 現在各保育園では、シルバー枠とかということで特にも資格のない方でも、いろいろな形で運営を補助していただいている状況はありますので、携わる内容だと思いますので、全員が受講しなければならないというような状況ではないということを確認しておりますが、お答えとさせていただきます。

- 議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

- 4番（高橋安子議員） 盛岡のほうの研修会には1人しか、間に合わなかったということなのですが、もしこの研修会、矢巾で独自で何か何十日以上とかの研修を受けなければならないということを何かでちょっと見たのですけれども、それは一般の人でも研修を受ければ保育士になれるか、あるいは町独自でそういう研修会をやるのかということをお伺いし

たいのですが。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町独自というところは、今は予定しておりませんので、盛岡市あるいは広域のところで合同でというか、連携してやりたいというところは相談させていただいている状況であります。

以上、お答えといたします。

（何事か声あり）

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 一般の人が研修を受ければということですが、本当に一、二名のところを預かるということであれば、できるわけですが、研修を受けただけではございませんので、それこそ設備の基準もありますので、そのような準備をしていかなければなりません。今優先的に実現に向けたいという提案を受けているところを優先させている状況ではございますので、今後も一般に広げていけるかどうかというところは検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 課長、聞いているのは、どうやればなれるのかと聞いているのだから、やれる方法を教えてあげなければ。だめなものはだめと言えればいいのだし、後のほうがいいのであれば、後で整理して。後日。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

この家庭的保育事業の取り組み、これはもう盛岡市さんと広域的な連携で矢巾町単独では難しいからお願いしたわけですが、今回うちのほうの対応のまずさもあったかもしれませんが、いずれ研修会をちゃんと受けて、受講して、それでなければ、この事業に取り組むことができないわけですので、だからそのところをもう一度見直しをしながら、そういう機会を逸しないような、それから高橋安子議員、いずれ待機児童のこと、また放課後児童の取り組み、このことについては、先ほども赤丸秀雄議員からもお話があったのですが、いずれ私ら、これはもう最優先課題で取り組んでいかなければならない、本当に喫緊の課題でございますので、今言ったことも含めて曖昧、フアジーな対応ではなく、しっかり対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） もう一つだけお伺いしたいと思います。矢幅駅前に新設される保育園施設の定員は60名とのことですが、それから町内の保育園も増員するということがございますが、年齢別にはどのようなになっているかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

90人増員を予定しておりますので、今年齢別の計画では、ゼロ歳児が9名、1歳児が9名、2歳児が24名、3歳児が15名、4歳児が16名、5歳児が17名という、各園からの定員のところを把握している状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） この待機児童というのは、育児休暇が終わってから頼みたいという方がすごく多いのです。ゼロ歳児から2歳児ぐらいまでの方がすごく多くなっています。これから職員さんにも2年の育児休暇が与えられるということですが、一般企業では2年休むということは、自分の机がなくなるということなのです。それで焦っている方がすごく多くて、できれば本当に小さい幼児のための預かり施設が欲しいのが今の現状だと思いますので、ぜひそのところを考慮しながら、これからの検討課題にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一つだけ、町内の保育園につきましては、昨年からかなり定員を増員しておりますが、大変な状態のようですけれども、職員数だけの補充で大丈夫なのでしょうか。臨時の職員さんをふやすことによって正職員の方に多くの負担はかからないのでしょうか。さらに定員の増加を考えているとのこと、もともと建物に合った定員数というのがあると思います。増員したことによって無理が生じないかお伺いしたいと思います。実際に運動会とか、お楽しみ会にお呼ばれしていくことがあるのですけれども、何かひとところよりちょっと窮屈な感じがしないでもないです。その辺のところ、どう考えていらっしゃるのか最後にお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 少子化ではありますが、保育園に預けるというニーズが高まっておりますので、ゼロ歳から預けたいという希望に沿って、そのようなニーズが高くなってきているということは、現状のところでございますので、町内におきましても、施設

をいろいろと見直し、改築、増築してきておりますが、このような年々ふえているという状況はあります。ただ、基準に従いまして、正職員、臨時職員にかかわらず資格あるいは経験者ということで、いろいろ基準に沿った運営をしている状況にはあります。ただ、今後もふえていく見通しはありますので、保育士の確保、そしてまた保育園の環境整備には、担当課としても、町としてもいろいろと相談に乗りながら整備は努力していきたいということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、2問目を終わりにして、3問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 3問目の質問に入らせていただきます。町民センターの進捗状況と完成後の使用についてお伺いいたします。

町民センターが閉鎖になりましてから1年以上経過しました。6月会議の一般質問において、8月から改修工事に入り、年内に終わらせ、入居事業者は9月中をめどに決定したいとの答弁でございました。町民センター食堂の改修工事の進捗状況と完成後の利用について以下お伺いいたします。

1点目は、町民センターの改修工事の進捗状況についてお伺いいたします。

2点目は、完成後の事業内容についてお伺いいたします。

3点目は、認知症カフェや認知症の方が働く店、例えば注文をまちがえる料理店や現在さわやかハウスで実施しているここかむ食堂として、月1回程度利用していく考えはないかお伺いいたします。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町民センター食堂改修の進捗状況と完成後の利用についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、当初9月中に事業者を決定し、年内に改修工事を完了したいと考えていたところではありますが、事業の可能性調査を実施したところ、非常に難しい環境であることが確認されたため、当初予定しておりました使用を見直した上で、現在その設計業務を発注しているところであり、改修工事は、本年度中に完了する予定であります。

2点目についてですが、現在町民センター食堂は、地方創生拠点整備交付金を財源として整備しているところであり、ウエルネスタウンプロジェクトの一環として今後実施いたしま

す健康増進の取り組みの拠点として活用をさせていただきます。

具体的には、歩くことで運動不足を解消し、健康増進を図るべく健康チャレンジプログラムを展開し、多くの方々に訪れていただく施設を目指します。

また、従来の食堂としての機能につきましては、タニタカフェとして、ナトカリを使用したメニューを提供するなど、健康に着目した飲食を提供したいと考えております。

3点目についてですが、こども食堂等につきましては、関係者や今後決定する事業者と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 先ほど企画課長のほうからもいろいろとこういうことをやるということをお聞きしまして、すばらしいことだなと思っています。そこで伺いたいのですが、食堂としての機能としてタニタカフェとしてナトカリを使った飲食を提供するとのことですが、タニタのかかわり方の内容はどのようになるのか伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） タニタのかかわりということですが、今現在協議しておりますのは、このカフェというスタイルです。これが食堂とカフェは、タニタの中でも全く違うものに扱われているようでございます。食堂につきましては、基本的にメニューから何からコントロールがきちっとされているフランチャイズ、言うことを聞いて、私がちゃんとやりますという事業者が手を挙げて、その人がきちっと規格を守って、それで経営して一定の料金をタニタに支払って継続していくというふうなスタイルなのですが、今回は、そこまで厳しくないカフェのスタイルのほうで。こちらのほうは、今伺っておりますのは、タニタの特別なコーヒーを提供していただければ、それ以外は比較的自由度が高いというふうなスタイルですので、そちらのほうは今回やろうとしているところについては向いているのかなというふうな考え方でおります。

いずれより詳細については、今後の詰めるところになっておりますが、一応大筋としては、そういった考え方でございました。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） そうすると、食堂の事業者については、公募されるわけでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） そのとおりでございます。今これから今月中に契約締結できて、工事に入って、当初の考えより大幅におくれまして、年度いっぱいかかってしまうと思いますけれども、完成前に事業者を決定すべく手配をしていきたいなと思っております。

なお、恐らくですが、食堂として毎日きちっと商売ができるというふうには厳しいというのはもうわかっていましたので、結構緩いスタイルといいますか、例えばこれは私の個人的な想像ですけれども、一定数のお弁当を持ってきて、もしくはそこでつくって、売り切りで商売をなさるといふようなスタイルなどになるのではないのかなと思っておりますし、毎日なくていいとか、そういうことによって、いわゆるこちらで設定する家賃を基本的に少しでも下げられるようにするとか、いずれ従来のように全部あそこの建物を貸して、幾らの家賃ですよという設定では全く誰も乗ってこないということがわかりましたので、そういった工夫をしながらでも使っていただけるように。

それから、タニタのコーヒー、多分せいぜい200円とか300円、300円ではいけないと思うのですけれども、200円程度で提供できるようにして、それは自動販売機的、自分でやって自由に飲めるというふうなスタイルにしようというふうな話にもなっています。いずれ余り食堂然としないスタイルで、割と自由に使えるオープンスペース的な使い方が現実的な答えなのかなということで、そういった形を進めることで今現在協議中です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 今課長の説明だと、お弁当的なものということなのですからけれども、今調理用品等は、そのまま食堂にあるわけですよね。それは処分するということですか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 厨房にあるものを全部調べましたが、継続して使うという考え方には、ちょっとなれない状態でしたし、あれほど厨房の面積要らないと。非常に実は大きな面積をとっていましたが、3分の1ぐらいにしても、それでないと、きちっとできそうにないということで大幅に減らします。その空いたスペースに会議ができるようなスペースをつくったり、授乳室をつくったりというふうな形で、より使い勝手の、自由に使う場合に、より使い勝手のいい形にしようということで考えております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 厨房のほうの器具が使えない状態ということなのですが、実は、もし厨房の器具が使えるのであれば、小さくでも食堂としての機能の中に先ほど申し上げましたように、現在月1回さわやかハウスで実施しているここかむ食堂、これが同じ日に健診などがあると、部屋を移動しなければならない状態なのです。来るまでどこでやるかわからないということも多々あるようです。毎回同じ場所で開催できるような環境をつくっていただきたいと思っています。学生が勉強や遊びを教える場所としての活用を考えていただきたい。そうすると、今の課長がおっしゃったことにぴったりだと思います。会議室ができて、そこで勉強を教えて、あるいは御飯を食べる時間があってというのにちょうどいいのかなと思って今聞いておりました。

また、認知症の方や家族の集うカフェや認知症の方が働く場所、今認知症カフェというのもやっていますし、それからこども食堂等を一緒にしたような形で、その食堂の中に、例えば認知症の方がウエイトレス、ウエイターになって、こども食堂の子どもたちと一緒に今やっている方がつくった料理を運んで一緒に食べるというような事業もすごく夢があつていいのかな、それから子どもたちに高齢者に対する優しさを教えるという点では、一緒に活動でもいいのではないのかなと思っていましたけれども、こういう優しさのあふれる活動を今後の町の取り組みに期待したいと思っておりますが、そのことについての考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 基本的には、安子議員さんと同じような考え方でおります。そこで365日あるのですけれども、そのうち一体どのぐらいの日数をいろんな使い方をしていくのかというのは、まさしくこれからの話です。それと、事業者さんが、やはりこの時期はちょっと申しわけないけれども、ほかには使わせないでほしいみたいな協議は当然あり得ると思いますので、そういったところとの調整の上でここかむ食堂なり、認知症カフェなり、その合体版なり、もしくは全く新しいスタイルのものでも結構だと思うのですが、そうやってどんどんほぼ毎日何かやっているみたいな状況になるのが一番望ましいことだなどと思っていましたので、ぜひそういった方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これをもちまして高橋安子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をとります。

再開を3時55分とします。

午後 3時43分 休憩

午後 3時55分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

続いて、3番、廣田清実議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（3番 廣田清実議員 登壇）

○3番（廣田清実議員） 議席番号3番、町民の会、廣田清実でございます。地方創生のことで質問させていただきたいと思うのですけれども、大分前の議員さんたちともかぶっておりますので、答弁も同じようなところが3行ぐらいずらっとあるという感じでありましたけれども、なかなか地方創生ってわかりづらい部分でありまして、私、9月の決算議会でもお話ししたのですけれども、京都新聞で岐阜のことが書いてありました。地方創生で東京のほうからというか、国のほうからもらったのを3割、35%を東京のほうに返してしまったと。これで本当に地方創生なのかという部分の記事を私読みまして、それで総務の分科会で聞いたときに、矢巾町はどうなのですかという話を聞きましたならば、付託した部分で8割、80%を付託先にお返ししましたよという話を聞きました。その3月まででしたので、もうそろそろその検証がはっきりしているのかなという部分と、それからそのところで、やっぱりちょっと8割は多過ぎるのではないかという話をしたところで、今年度はそのようなことはありませんと、そういう部分で次の質問をさせていただきます。

ウエルネスタウン構想の事業内容の検証について問う。

2、町民センター食堂の改修ほか今年度の地方創生の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、廣田清実議員の地方創生についてのご質問にお答えをいたします。

1点目については、ウエルネスタウン構想、いわゆる健康な町構想につきましては、昨年度国の地方創生加速化交付金事業を活用して、健康や医療に関する地域の特色を生かして、新たな雇用創出を推進するためのウエルネスタウン推進協議会の設置やまちづくり会社の設

立、セミナー等の事業を行ったところであり、実績につきましては、昨年度事業の終了時点で直接的な雇用創出に結びついていないものの、今後の実現に向けた仕組みづくりや起業希望者の掘り起こしなど、一定の前進はあったものと受けとめておるところであります。

2点目についてですが、今年度の地方創生事業につきましては、ハード主体の事業として、国の地方創生拠点整備交付金を活用した町民センター食堂及び区画整理事務所の改修整備事業、ソフト主体の事業として、国の地方創生推進交付金を活用したローカルブランディングによるEコマース推進事業及びウェルネスタウンプロジェクト事業を行うものとしております。

具体的には、地方創生拠点整備交付金を活用した事業の町民センター食堂につきましては、当初9月中に事業者を決定し、年内に改修工事を完了したいと考えておったところですが、事業の可能性調査を実施したところ、非常に難しい環境であることが確認されたため、当初予定しておりました仕様を見直した上で、現在その設計業務を発注しているところであり、改修工事は、本年度中に完了する予定であります。

また、区画整理事務所の改修につきましては、ウェルネスタウン構想の推進に資するインキュベーション、これはわかりやすく言うと、卵をかえすことのご理解いただければ、その拠点施設とするため公募型のプロポーザルにより民間事業者からの提案を現在募集中であり、年度内に整備を完了する予定としております。

次に、地方創生推進交付金を活用した事業のローカルブランディングによるEコマース推進事業につきましては、8月10日にKOBOPARK宮城において、矢巾町ナイターを実施し、策定いたしましたデザインを使用したコンテンツで町の知名度の向上を図るべくPRを行っております。Eコマースの推進につきましては、先月8日に事業者説明会を開催しているところであり、今後は勉強会も開催し、個々の事業者の販売力向上を図りたいと考えており、町が進めるローカルブランディングと連携した商品開発等を行い、Eコマース推進を行う地域商社を今月中に選定する予定としております。

また、ウェルネスタウンプロジェクト事業につきましては、昨年度は、地方創生加速化交付金事業により実施してきたところですが、本年度は新たに地方創生推進交付金事業としての国の採択を先月受けたところであり、昨年度の成果をさらに前進させるべく起業希望者等が移動式のチャレンジショップとして利用できるキッチンカーの導入、町内企業の健康経営の推進に向けた普及啓発、まちづくり会社の運営支援等の事業を年度内に行う予定としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） まず1点目のところでウエルネスタウン構想のことについてなのですが、これなかなか見えてこなかった部分なのですが、実質的に矢巾町のためにはなったという判断をされているようですけれども、そこでちょっと確認なのですが、この総額って、これは推進、地方創生の部分の初めの部分だったと思うのですが、その総額と、であれば委託の金額だけちょっと確認させていただきたいと思うのですが、

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 初めのときということは、昨年度の実施した部分ですね。

（「そうです」の声あり）

○企画財政課長（藤原道明君） 国の事業としては、27年度の繰り越しということで昨年度実施いたしました。以前にもお答えした記憶がございますが、改めましてお話をさせていただきますと、総額でいきますと、約6,800万円ほどになってございます。これは、ナトカリの関係も含めてでございます。

もう一つ、先ほどのお話をしましたのは、加速化交付金という名前のついたやつなのですが、別途ありましたのが推進交付金ということで、こちらのほうは50%補助で、これはローカルブランディングによるEコマース推進事業の1年目ということで昨年度実施したものの、これが2,000万円弱となっております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 名前出しますけれども、パソコンに出した部分というのが9月の決算の時点では、8割ほど出したという話は聞いておりましたけれども、今の2,000万円だと数次的には合わないような気がするのですが、違いますか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） パシフィックコンサルタントに出したのは、加速化交付金のほうの、先ほど私お話をいたしました、失礼しました。4,800万円と約2,000万円ですので、6,800万円です。6,800万円のうちの4,800万円がパソコンのほうだということでございます。

○議長（廣田光男議員）　ちょっとゆっくり、今の話。

○企画財政課長（藤原道明君）　加速化交付金の総額が6,800万円ほどになってございます。  
そのうちパシフィックコンサルタントのほうで4,800万円ほどという意味で、前回お答えしたその8割云々というのは、そういう計算だと思います。

○議長（廣田光男議員）　廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員）　皆さんもこの件に関しましては、6,800万円の総額に対して県外に出したのが4,800万円、これは35%でもめている、新聞になる状況なのに、今回矢巾町でやったのは8割も、逆を言えば、交付金はもらいました。しかし、それはそのまま返しましたという部分の判断だと思いましたが、それを踏まえて、今年度はそのようなことがないようにという部分で9月の決算議会のときにお話ししたわけなのですけれども、もうこれは結果ですので、しょうがないということで、ほかのところの自治体を見ると、使い方が地方創生でもらったものに対して、今度は町とかにNPO法人とか立ち上げて、そういう部分で50%補助するからこういう事業をしませんかというところが逆にいえば普通なのです。それは、やっぱりもらってきたものを町内、市内、その中でやるという部分が大体普通ではないかなと。調べてみれば、調べてみるほど地方創生に関する使い方というのは、そういう部分があると思います。

ただ、それはそれで、これはもう終わってしまったことなので、私のほうは、これはそれでいいのですけれども、それでは次に、今度今までの加速化交付金に関しては、いろんな部分でイベントをしたり、そういう部分ではうまくいっているのかなと私も思います。ただ、その後に地方創生拠点整備の関係では、またおかしい数字が出ているのではないかなと私は思いますので、質問させていただきます。

町民センター食堂のことは、みんないろんなことで話しておりましたので、その部分であれば、私は数字的なこととお話しさせていただきますけれども、アマナの設計料が1,274万円という、これは監修も含めてということなので、すごい額ではあるのですけれども、普通工事料に対して設計料が5%、監修料が5%というのは、岩手県の中では大体、出しても15%というのが普通でありますので、それを考えると、この改修には10%であれば1億2,740万円かかるのではないかなという部分ですけれども、このほかに何かデザイン料もあるというふうに私は前の質問で聞いておりましたので、デザイン料があるのであれば、それは幾らなのか。それから、工事自体の規模はどのくらいを想定しているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 町民センターの部分についてのお話をさせていただきます。

先ほどの町長答弁ありましたとおり、アマナに対して発注して、業務委託として出しましたのは、デザイン、設計、施工管理全て含んだものでございます。

なお、町民センター食堂のほうの改修全体額は8,760万円を想定しておりましたので、そのうち千二百何十万円は、アマナのほうに業務委託を出したということですが、残りは基本的に工事費の類になります。具体的な枠は、これからの入札なので、お話し申し上げられませんが、先ほども答弁いたしましたけれども、地元の建築ができる業者を指名競争入札で発注する予定となっております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 前にお話を聞いたときには、この1,274万円という額には、備品、その他も入っているという話も聞いておりましたけれども、それにしても、そうすると改修に、建築のほうには、これはこれから入札になることでしょうけれども、これ差し引いたら、であれば7,500万円は建設工事の費用となる、その額はこれからでしょうから何とも言えないでしょうけれども、これ引き算すると7,500万円は工事費になるのかなという部分、それを確認したいと思いますので、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 予算枠としては、そういうことで問題ないと思います。あとは入札残とか、いろいろ出てまいります。あとは今回工事費としてとりあえず当初どれぐらいの金額で発注するべきかということをちょっと検討しましたので、今回は5,000万円を下回る内容の工事になろうかなと思いますけれども、今後議会議決が必要な金額まで同額になる可能性もあるなというふうには捉えてございます。具体的に提案するのは、恐らく3月の段階になると思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 今言ったのは、実質7,500万円、差し引けば7,500万円の数字けれども、5,000万円しかない。設計料に関しては、その委託料に関しては1,274万円というのは決まっているよということですがけれども、そうしても、設計委託料としても、これ高

額ではないですか。一般的に考えたときに、これ20%以上ですよ。22%ぐらいになってしまふのかなと思いますけれども、本当に私たちが普通に工事をするときに、設計委託料というのは、先ほど言いましたけれども、10%が大体限度かなと、高くても15%が限度かなという、岩手県の相場であればそうなのですけれども、アマナにだけは22%も出すというところの、なぜか根拠があるはずなのですけれども、その根拠はよろしくお願ひします、根拠。

○議長（廣田光男議員） 時系列の話をしなければわからないのではないかと、最初と最後のところの詰め合わせがあるわけだから、そこをきちっと言わないと。仕上りの話で比較されているわけだから、そのところ。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） まず高いか、高くないかというふうな話のところについてなのですが、基本的には、デザインを含めたことで業務委託出しておりましたので、割高な感じがするとしたら、デザインが含まれているからとしか言いようがないのですが、そういった意味合いで割合が高いというふうに我々としても理解している。詳しい内訳につきましては、済みません、手元にございませんで、今お答えできません。

それから、予算枠として8,760万円というのが交付金を申請した段階での総額として申請して、それが通ったということで出したものでございまして、それからデザイン設計、施工管理というものをまず先に当然やらなければならないので、そこはそういった形で発注をし、残った部分として今後工事をやるのですが、工事の部分として建物本体に係る部分は、先ほどお話しした程度かなと思っておりますが、器機類とか家具といいますか、そういったものについては、当初含めておりませんので、今後その分は増額になるというふうに見込んでおります。なので8,760万円という総額を超えることはないのですが、割と近い線までは総事業費になってしまうのかなというふうに捉えています。

○議長（廣田光男議員） 廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 私、9月に同じ質問を実はしているのです。それで、大体の額のところがあって、やっぱり高いのではないかという話をしたときに、答弁されたのは、中に入れる器材も含めて私には答弁した記憶があるのですけれども、今回は、これは設計料だけで、この中に、中に入れる器材は入りませんというのは、9月の答弁とは大分変わってきているような気がするのですけれども、そうしたら設計料高いではないですかと言ったら、いや、中に入れるもの、今度はやっぱりデザイン的にはいいものを入れたいと思っているので、やっぱり高くなりますよというのを課のほうからも説明受けましたし、答弁でも受

けたということになると、私9月にやって12月、6カ月たった間に大分話が変わってきている。工事もおくれているのですけれども、話も変わっているというのは、ちょっとおかしいのではないのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 私の答弁の部分については、ちょっと今業務委託の設計書の内容を確認させていただいた上で、最終的にどうなったのかの部分についてのお答えをさせていただきたいと思います。後刻とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） それでは、その部分については後刻ということで。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） そのことについては、やっぱりただ内訳がわからない、その資料を持っていないということは、逆に言えばおかしいと思うのです。金額このくらい、1,274万円までというしっかりした数字が出ているのに、内容わかりませんというのはおかしい話なので、後からでもちゃんと教えていただければなと思います。

わかりづらいのが一般社団法人矢巾地域まちづくり、横文字は私も余り好まないのですけれども、コンソーシアムというところに、これも地方交付金の中でやるというのをちょっと聞いたのですけれども、これ継続事業でやるということなのですからけれども、このまちづくり会社を運営するために1年間に係る費用というのは、どのくらいを見込んでいるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） まちづくりコンソーシアムの運営費につきましては、済みません、概算でお話をさせていただきますが、300万円程度だと思っております。人件費等々、事務費等々だけでございます。それはコンソーシアム自体を運営するための部分でございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） このコンソーシアムの中には、役場の職員が2名入っておりますよね。これ費用、まさかその人件費というか、費用弁償はしていないですよ、その300万円の中に。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 当然入ってございません。そういったことを前提に我々も入ったところでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 先ほど信一議員さんでしたか、今度運営するのに一般管理費だけで費用はかからないという部分がありました。その一般管理費って大体どのくらい見込んでいるのかと。

それから、今初めて聞いたのですけれども、カフェをやるということで、普通であれば、これフランチャイズ契約とか結ばないとタニタとはできないと思われるのです。自動販売機を置くにしても、うちらでもそうなのですけれども、ある程度フランチャイズ契約をしないとできないのが、あれ看板ですからね、タニタという看板。なので、うちのほうでもやっている、運動をやっているところもあるのですけれども、何もしなくても看板料取られるのです。だから、コーヒーの自動販売機を置くのにも費用が全くかからないということは、ちょっと私にも考えられないのですけれども、そのところはまだ詰めていないのか。それから、その管理費に関して、大体どのくらい見込んでいるのか、そこだけまず教えてください。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） タニタとの関係のところにつきましては、おっしゃるとおりで、今詰めているところなので、具体的にどのくらいかかるとかというところがまだ見えていない状況でございます。なお、一般的な管理費につきましては、あそこにかかわる主に電気代、水道、光熱費程度だと思っておりますので、年間で100万円程度かなと思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それは後刻ということで。

それでは次に、2番目の質問を許します。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 本町は音楽のまち宣言をしたわけなのですけれども、その宣言のセレモニーのときは、不来方高校、それから小中学校の子どもたちがすばらしい音楽を聞かせてくれたと。私も感動したのですけれども、町長の意図ということの朗読を聞いて、町長もやっぱり声がいいし、内容もいいなと思いました。ただ、やっぱり音楽のまち宣言をただだけで、なかなか見えてこないし、そういう部分で、町内の学校は頑張っています。県立です

けれども、不来方高校、それから煙山小学校、北中、どこの学校も音楽に取り組む姿勢はすばらしいと思います。そして成績も残しています。矢巾町は、音楽のまち宣言をしたわけなのですけれども、なかなかそれにおんぶだっこをして、いや矢巾町は成績がいいのだから、矢巾町は音楽のをやりましたよという部分なのか、これからやっぱり矢巾町の音楽のまちを広めていくためには何をすべきなのか、なかなか見えてこない部分なので、次のことについて質問させていただきます。

今後の事業展開と、それに伴う予算を伺う。

2つ目は、各小中学校の合唱、それから吹奏楽活動の支援内容と予算を伺う。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 音楽のまち宣言後における事業展開についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、大きく3つの柱を考えており、1つ目は、田園ホールを会場に町民と協働でつくり上げるコンサートを検討しております。町内には、小中学校を初めとして優秀な成績をおさめている音楽団体が多数ありますので、その取り組みをさらに深め、ただ聞くだけではなく、参加することのできるコンサートの開催を検討してまいります。

2つ目として、毎年開催している町芸術祭にプロのゲスト出演者を招聘し、芸術文化強化員を初めとする出演者の底上げと活性化を図ってまいります。

3つ目として、日常生活に音楽を取り入れるという宣言の趣旨に鑑み、音楽を身近に感じられるような企画を開催し、音を楽しむ心の育成に取り組んでまいります。

なお、予算措置といたしましては、イベント内容にもよりますが、今年度と同様の規模を考えております。

2点目についてですが、今年度は不来方高校卒業のバリトン歌手、関口直人氏による矢巾北中学校特設合唱部男子部員への指導を実施しております。また、各小中学校に対し、芸術文化振興基金を利用して、楽器の更新等の支援について矢巾町芸術文化振興基金運営委員会で検討を進めているところであります。

このほか矢巾町立小中学校児童・生徒への大会参加補助金として、今年度は860万円の予算額に対し、これからは音楽に関係する予算措置でございます。吹奏学部や合唱部への補助ということで金額が出ております。矢巾中学校に10万8,000円、矢巾北中学校に340万

6,000円、煙山小学校に95万1,000円の合計446万5,000円の補助金を交付し、支援しております。

以上、お答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 本当に音楽のまちらしい交付金を利用した子どもたちには手厚い部分だと思えます。こういう部分を、やっぱり町民に知らせるべきではないかなと。私は、逆に言えば、こんなに手厚い部分というのは、なかなかないと思えますし、それがやっぱり成績にも反映しているのではないかなと思えます。その中で、今回は全国大会みたいなものに行くのにやっぱり補助金が必要でしたので、このくらい四百何万円を支出しているということは、子どもたちの負担も減ってやる気も出たし、音楽のまちにふさわしい部分なのかなと思っております。

ただ、ここに楽器の更新とありますけれども、楽器は高いのです。私もある団体のほうで1器やるのに50万円もかかるという部分なのですけれども、ただやっぱり古いというか、更新はしてあげないと、壊れてからだと、もう何ともならないのです。それを考えると、更新に関しては、やはり子どもたちのためにもぜひやっていただきたいなと思えます。

それから、その中で、前のことですがけれども、イベントもこのぐらい考えてあるのであれば、私も本当にいいことだと思います。それで、矢巾町音楽のまち宣言をしているので、ぜひ町民に町民歌も含めて音楽を広めていただきたいなと思えます。その告知とか、そういう部分に力を入れていただきたいと思えますけれども、その告知等に関しての考えはどういうものがありますか、お答えをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

10月28日、29日は、大阪で私、本当にフェスティバルホールということで田園ホールの3倍以上あるホールで矢巾町から、まず中学校は矢巾北中学校の特設合唱部、そして不来方高校の音楽部と、同じ町から2つの中、高が行っているということはないのです。私も2日間行って参りました。本当に感動的な場面というか、だから私、今回いわゆる昨年の11月6日に音楽のまち矢巾宣言をさせていただいたのは、私はもう忘れることのできない平成27年7月5日、いじめによる自殺、その子どもたちの心を思ったときに、やはりこれしかないのだということで昨年11月6日宣言をさせていただいた。それで、たまたまという連中もおるの

ですが、そうではないのです。もう高校も小中学校も、この間あれなのです、療育センターと盛岡都南支援学校のときは、矢巾東小学校の子どもさんたちは、町民歌を斉唱したのです。そしたら、毎日町民歌を歌っているというのです。その子どもたちの歌声のすばらしいこと、ましてや煙山小学校の吹奏楽、もう県警の音楽隊とちびっこ防犯キャラバン隊のときに、一緒にやったのですが、もう、その県警の音楽隊とも押しても劣らないすばらしい演奏だったのです。

だから私は、今担当にも話はしておるのですが、これから宣言だけやって、それで終わりではないのだと。その後が大事なのだと。だから矢巾町の芸術祭をやるときも音楽のまち矢巾ということ掲げろと言っているのです。だから、そういうことに、やはり私。そして何よりもこれから小中高のただの合唱かと思うかもしれませんが、合唱、吹奏楽、これが音楽の力、生きる力につながって、それが教育にもつながる芸術、文化の振興にもつながるのです。だから、私は、そのところに担当には話しているのは、検証も大事だと。それから、計画性を持ってこれからどのようにしてやっていくかと。

まさに今廣田清実議員がおっしゃるように、楽器のこういうふうなものも子どもたちの負担にならないように、または保護者の負担にならないように。だから、芸術文化振興基金なんかもあるわけですから、そういうふうなものをうまく利活用できるような、そしてそこで今私聞いているのは、煙山小学校の子どもたちが楽器を持って小学校に行く姿、前よりも生き生きしていると。そして、挨拶もするようになったということも、それはあそこの校長を初め先生方の力もあると思うのですが、いずれそういうことを音楽のまち矢巾宣言のしっ放しではなく、これをもう形にして、見える化にして、もう矢巾は音楽のまちだと誰からも言われるような形にしていかなければならないなど。

そのためには、サポートする私らがしっかりしなければならないという思い。私もこの間一関でも、やはり不動小学校の4年生の子どもたちと、そして矢巾北中学校の特設合唱部、コラボ、もう一関の市民文化ホールが大拍手でした。ということは、心を打つものがあるのです。だから、そういったことで、今音楽のまち、きょうは、今ご心配なされる予算とか、楽器の購入とか、こういうようなものも計画的に推進をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 担当のほうからお話をさせていただきます。

今町長の答弁にもありましたけれども、冠として音楽のまち矢巾、その下に小学校の音

楽会、4年生がやります。それから、芸術祭、それからさまざまな、例えば矢巾北中学校の特設合唱部がやる音楽会、発表会、それから矢巾中学校の吹奏学部の定例発表会、そういったものも、その下に組み入れていくという形で進めてまいりたいなど。そうすることによって、見える、形として見える、音楽のまち矢巾の中のこういうものがあるのだということを、そしてそれをいろんな形で告知していきたいと。ホームページであったり、それから広報であったり、いろんな形でそれを示していきたいなど、そう思っております。そして、財源としての財政的な補助として楽器というのは、確かに廣田議員がおっしゃるとおり非常に高いです。私も現場にいて、矢巾中学校の吹奏学部の楽器をどうやって購入していくか。これは町にお願いをしたり、保護者の方にお願いしたり、大変な苦勞をしました。それを少しでも軽減をするために基金を使ったり、あるいはそれ以外の方法がないかどうか模索してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） これで2問目の質問を終わります。

3問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 音楽のまちは納得いたしましたし、安心しました。子どもたちがいい教育を受けて、これからすばらしい音楽のまち矢巾になるのではないかなと思っております。今は、第1歩ですので、去年やったばかりなので、これからやっぱり熟思しながらやっていただければなと思います。

その中で矢巾は岩手県の中で2番目に小さいという部分で、東はもう北上川しかないのです、西に観光施設を設ける部分が多いと思うのでございますけれども、前町長にも西部地区に観光拠点を置くということで、これから考えていくということで展開をしてありましたし、宮沢賢治の話もうまくマッチしまして、西側の西部の観光開発を行うということでありましたけれども、なかなか思ったようにはいっていないような感じがします。それでまず煙山ダム周辺の観光施設を今後どのように活用していくのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 西部地区の観光についてのご質問にお答えいたします。

煙山ダム周辺を中心とした西部地区は、豊かな自然に恵まれていることから、現在花をテーマに整備を進めておりますが、特にもひまわり畑は1週間で1万人を超える来訪者があるなど、本町最大の観光資源であることから、ひまわりを中心に据えた観光政策を推進してま

います。

今後の事業展開といたしましては、まずはひまわり畑への来場者に向けて案内標識、駐車場、トイレを設置して、利便性を向上し、季節限定の産直や軽食を提供する施設を設置し、消費につなげるなど、より一層の集客に向けた整備を進めてまいります。

あわせてひまわり畑への来訪者が矢巾温泉郷や弊懸の滝など、周辺の観光施設へ立ち寄りたくなるような観光案内はもちろんのこと、イベント等を通し開催して通年利用を図り、煙山ダム周辺が活性化するよう、さまざまな方策を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 言うのは簡単なのです。実質的に環境的に考えると、まず経済的なことを考えますと、温泉郷と言いながら廃業しているところが多いと。町営というか、町で委託しているところは元気がいいのですけれども、それ以外のところはもうぼろぼろというところで、どうしても温泉郷という部分にはふさわしくない。それから、水辺の里の今度は天災の関係で、私も何度か桜の木を伐採にというか、手入れに、ある団体で行ったことはあるのですけれども、本当にきれいなところでした。静かなところで散歩するにはいいなと思ったのですけれども、これは天災のおかげでそのままなっております。何かせっかくなつくったものがみんなもうだめになっているという部分。煙山ダムの周辺にパストラルバーデンもありました。これはあと1回支払いが終わると手をかけられない、もう他人のものになっているに等しいものですから、これは手をかけられないのはわかります。これは、民間の人間であれば、もうお金払って、あと残りが少ないし、そういう部分で手をかけられない。

この前全協でもお話がありましたけれども、今度はグリーンハイツ、グリーンハイツもかよ。40年もたっている施設なので、これはしようがないかなという部分もあります。ただ、今年度9月までは営業したと。ただ、その中で一言も町民に来年はやりませんよという話がなかった。普通であれば、パストラルバーデンでも、何か月前にやりませんよという張り紙をしてやったわけなのです。降って湧いたような話ですけれども、9月までは指定管理をした人にやりたいという部分もあったけれども、安全を確保してやっていたわけなのです。それを考えると、1回もやめるということをやらないで、ぼつと、もう予算かかるからやめる、これは私は逆に言えば、本当に乱暴な話ではないかなと思います。

そこで観光とはちょっと離れている部分なのですけれども、私は、あそこプールではなく

でも観光拠点にするべきだと思うのです。やっぱりダム周辺きれいですし、そういう部分でお聞きしたいのですけれども、グリーンハイツが年、大分40年前から建っているという部分なのですけれども、27年度から29年度までの来場者数と、それからこれ結構保育園の教育というか、そういう部分でプールを利用していた部分があると思うのですけれども、その面積部分の数字を示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

グリーンハイツの年度別の利用者数ということで、平成27年度につきましては1万898人、これは延べ人数になります。同じく28年度は1万1,991人、それから今年度、29年度になりますが、夏に漏水調査等で休館をした関係上、若干少なくなっております。それから、今ご質問にありました幼児、町内の各保育園が水に親しむ事業ということで、グリーンハイツには浅い部分のプールがございますので、こちらを利用した人数ということで27年度につきましては、延べで3,245人、それから28年度が3,219人、今年度が先ほどの理由で若干減っております。2,117人の利用となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） その面積部分というのは、大体期間があると思うのです。5月から9月までやっていたと思うのですけれども、大体その面積部分って結構多いのですね、3,000人とかといたら、本当にその面積部分の利用期間っていつごろなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） グリーンハイツ、20メートル掛ける20メートルの広さの中で3分の1ぐらいが水深が50センチぐらい……

（「利用する期間」の声あり）

○産業振興課長（稲垣譲治君） 利用期間は、主に5月後半から9月にかけて利用されております。5月は、ちょっと若干少なくてピークが7月と8月が利用のピークになってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） そういうことであれば、全協でも説明を受けましたけれども、今中

学校のプールとか、その他のプールを子どもたちに割り当てるように模索をするという話でしたけれども、やはりこの3,000人とか利用しているのをこれから簡単に利用ピークが7月、8月なのですけれども、やっぱりまず私の気持ちです。40年間も利用してきたのだから、何とか町民に知らせるために5月から9月とは言いませんけれども、やっぱりその利用している部分、安全は確保されていると私は思うのです。お金は、これを全部改修してまで何カ月やれとは言いませんけれども、やっぱりその部分で何カ月か、町民にプールは今期をもちまして終わりますよという告知をするためにも営業してほしいし、できればこの子どもたちの部分の面積の部分に関しましてもぜひ来年度だけでもやっていただけないか、その考えについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず施設の老朽化は、もうご存じのとおり、これはもう古くていろいろと補修工事にもお金がかかっている。それでまた、今は利用者が1万人も超えているということで、今回私どもとしても反省点は、やはり手順をしっかり踏まないというのが私どものやはりこれは責任なわけでごさいます、その中で、今これからもういわゆる全協でも説明させていただいたし、これからどのような形で進めていくかということで、まず今お話があった施設のプールとしての安全、これがもう最優先、何かがあったときがこれは一番大変なことになるので、そういうところにしっかり配慮しながら、そして今ご指摘のあったとおり、まず来年また操業できるのであれば、プールとして使えるのであれば、そこでこのところは私ども内部でもちょっと時間をいただいて検討させていただいて、今話があったように、町民の皆さん方、利用者の皆さん方が納得できるような方向で決着するようしていきたいと思いますので、ひとつそのところのご理解をいただきたいなということと。

それから、もう一つ、やはり今矢巾温泉郷ももう、余り固有名詞出してあれなのですが、ヘルスセンターも、まず今のところは休止ということなのですが、今やっているのは、国民保養センターだけだということでごさいますので、周辺の整備、特にも私は、先ほど答弁させていただいたヒマワリの私ども花の絨毯というかそういうもので、ただヒマワリだけではなく、四季を通じた、矢巾温泉郷に行くと、もう春、夏、秋、冬も、もしあれなのであれば、花木でもいいし、そういうものを考えるようにということで、担当にも今指示しております。水辺の里についても、あそこはやはり平成25年8月9日に大雨洪水で、やはり一度ああいうことがあったので、あそこでまたマレットゴルフ場を再開すると、もしものことがあったと

きにはあれなので、だからそのところにも花畑とか、そういうふうなものやっていくという事で、ちょっと動きが鈍くてあれなのですが、いずれ来年度は、そういったことで一つ一つ組み合わせながら矢巾温泉郷を花と緑の地域にしていきたいと。その中で今後の南昌グリーンハイツのあり方を検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

はい。

○3番（廣田清実議員） 議場では検討するとかというのが一番怖いのですけれども、必ず予算化していただいて、できれば町民に本当にさよならなのだよという部分を言っていただきたいなど、そういうイベントを組んでいただきたいなど。

それから、やっぱり関係機関とも調整をしながら保育園の子どもたち3,000人も利用しているんで、まさか中学校のプールに離すわけにいかないのです。そんな浅いところあるのかもちょっと私浅いプールがあるのか心配なので、幼稚園児というか保育園児は楽しみにしていると思うので、だから近々にやろうとすると無理がかかるのです。これを来年度、1年後置くと、1年半ぐらい期間があるではないですか。やっぱり子どもたち、保育園児たちが安心できるように関係団体とぜひ協議していただいて、保育園児とかに負担をかけないように、遊ぶことを覚えさせていただくようお願いしたいのですけれども、その考えについてよろしくをお願いします。

○議長（廣田光男議員） ちょっと待ってください。何だか話が混濁してきましたので、はっきり言えば、今は観光開発の話をしていましたので、事業の予算等のことの整理は、また他の場もありますから、ふくそうしないように、観光開発の話に特化して進めれば、この一般質問進むわけですので、かなり町長さんからも答弁ありましたから、あと観光のほうで聞いてもらえますか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今予算については、廣田議長さんから厳しいご指導があったので、まずそのことについては、また改めてあれですが、あとは今実は、この間盛岡南部のチャグチャグ馬コの同好会があって、いつも鬼越蒼前神社から盛岡八幡宮だよ、矢巾はいつも出番がないということでお話をさせていただいたのです。そういう意味で、100頭とか何か全部来なくていいわけですから、矢巾町でもチャグチャグ馬コの行進をしたいなど。それで今考えているのは、例えば

皆さんご存じのとおり稲荷街道の街道松がある林業技術センターの隣、ああいうところはもう最高なのです。だから、そういうところとか、または医大が平成31年の秋に1,000床規模の病院がこっちに来たときには、あそこは4車線になるので、そういうところにもチャグチャグ馬コとか、だから私どもとすれば、観光資源を今全く盛岡、滝沢のために協力させていただいているのですが、この間もお話ししたら、おらも矢巾に協力するじゃというお話もいただいたので、ぜひそういう観光資源も使って西部地域の活性化にもつなげていきたいということで、工夫すればいろんな取り組みができるのです。だから、そういったことを。

あとはやはり煙山ダムの今度平成31年夏には改修工事に入りますが、そのときにいわゆる親水事業としての、何かあそこを利活用できないかこれから農林水産業とも協議をしていきたいなということで眠っている観光資源を西部地域の活性化につなげたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 大変議長から注文つけて申しわけございません。

それでは、廣田清実議員の質問を終わりますけれども、先ほど保留しておりました2人から、企画財政課長のほうからいくかな、藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 先ほど私のほうでいろいろあやふやな答弁をしてしまいました大変申しわけございませんでした。時系列でお話をいたしますと、9月の時点では、アマナとの契約内容をまだ完全には確定していない状況で、その当時出てきた見積もりには、いわゆる特注のつくりつけ家具まで含めたような見積もりが来ておりましたので、当時そのように答弁しました。その後私どものほうで、そこまでお金をかけるのはいかなものかということで、そういったものは全部カットしまして、普通の市販品のデザイン家具のほうでいいのだというふうに割り切りまして、その分落としました。落としはしましたが、結果としては、1,200万円何がしの契約にはなっております。

なお、内訳としましてですが、デザイン関係、それからプロデュース関係が普通では入ってこないところになると思うのですけれども、そういったところで250万円ほどになってございます。これは諸経費も含みでございます。

それから、建物設計とか管理につきましては500万円です。その他もろもろございますが、大きいところとしては、模型の製作等がありました。そういったもろもろ含めまして1,200万何がしというふうな金額になったものでございます。

(何事か声あり)

○企画財政課長(藤原道明君) もろもろがちょっといろいろありまして、済みません。

(「もろもろ過ぎるではない、500万円も違うよ」の声あり)

○企画財政課長(藤原道明君) そうですか。

(「設計図が500万円でしょう」の声あり)

○企画財政課長(藤原道明君) はい。

(「デザインが250万円でしょう」の声あり)

○企画財政課長(藤原道明君) そうです。

(「もろもろがまた500万円あるよ」の声あり)

○企画財政課長(藤原道明君) 500万円まではいかないと思いますが。

(「だって1,274万円から750万円引いたら」の声あり)

○企画財政課長(藤原道明君) それでは、一つずつ読みます。現地調査75万円、設計及び管理500万円、設計デザイン、それからディレクションプロデュース費合わせまして250万円、諸経費、交通経費等で140万円、メイキング資料作成というのがありますが、そういったもので25万円、その他経費で模型等で、これが75万円です。おおよそ1,200万円になっているかと思います。

(「まあいいや後からで、後から詳しく資料ください」の声あり)

○企画財政課長(藤原道明君) わかりました。

○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。

○総務課長(山本良司君) 廣田議員さんのほうではないのですけれども、赤丸議員さんの3問目の防災ラジオのところの再質問でお答えした内容に間違いございましたので、訂正させていただきます。

議員さんのほうからは、電源オフの状態のとき、これも矢巾の番組は自動で起動するのかという形の質問に対しまして、私のほうは緊急放送はしますけれども、いずれ町のいわゆる有線と同じような形の起動はしませんという答弁をしてございました。その訂正をしたいわけでございますけれども、電源オフの状態のところの中で、矢巾町のコミュニティ番組、ラヂオもりおかの番組でございますけれども、そのときには、電源は自動で起動されると。それで番組がスタートしまして、放送が終了します。番組が15分になるか20分になるか別と

しまして、終了しますと、放送終了後につきましては、電源が自動でオフになると。ずっと聞きたい場合は、それなりのまた対応という形になるわけでございますけれども、そのようなことで緊急放送以外の部分でも矢巾町のコミュニティ番組、ここの放送につきましては、自動で起動する、自動で終了するというので、このことにつきまして議会での答弁間違っ  
て大変申しわけございませんでした。これについては、私の完全なる認識不足のみで住民説明会等につきましては、今訂正申し上げた部分のほうで説明は申し上げてございますので、この場、私のみの間違いでございましたので、訂正をいたします。

○議長（廣田光男議員） 大変えらい違いだと思います。それでは、もっともっと売れると思いますから、引き続き頑張ってください。

廣田議員、ご苦労さまでございました。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時56分 散会



平成29年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第3号）

平成29年12月8日（金）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	総務課長兼 防災安全室長	山本良司	君
企画財政課長兼 政策推進室長	藤原道明	君	会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君
住民課長	浅沼仁	君	福祉・ 子ども課長	菊池由紀	君

健康長寿課長 村 松 徹 君

道路都市課長 菅 原 弘 範 君

上下水道課長 山 本 勝 美 君

学 務 課 長 村 松 康 志 君

学校給食共同  
調理場所長 佐々木 忠 道 君

農業委員会会長 高 橋 義 幸 君

産業振興課長 稲 垣 讓 治 君

農 業 委 員 会  
事 務 局 長 村 松 亮 君

教 育 長 和 田 修 君

社会教育課長兼  
矢巾町公民館長 野 中 伸 悦 君

代表監査委員 吉 田 功 君

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 孝 君

主任主事 渡 部 亜由美 君

係 長 藤 原 和 久 君

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、11番、高橋七郎議員は、遅参の旨の申し出がありましたので、報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、昨日に引き続き、本日も一般質問を行います。

質問の通告がありました順次質問を許します。

13番、川村よし子議員。

1 問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

質問の1点目、住宅リフォーム助成制度実施と公契約条例制定について質問させていただきます。

町が発注する事業の質を改善し、労働者の賃金や労働条件の向上を図るため、公契約条例の制定について昨年12月会議において一般質問した経過があります。また、平成22年から24年まで住宅リフォーム助成制度を実施しておりましたが、経済効果を検証しないまま廃止とされております。以下についてお伺いいたします。

1点目、公契約条例として岩手県では、県が締結する契約に関する条例を定めていますが、町にかかわる契約についての状況はどうかお伺いします。

2点目、小企業労働者の年収が不安定で所得格差が生じておりますが、町も公契約条例を制定し、労働者の収入改善を図るべきと考えますが、どうかお伺いします。

3点目、平成22年から24年まで実施した住宅リフォーム助成制度の経済効果をどのように評価したのかお伺いします。

4点目、地域経済の活性化を図るためにも、住宅リフォーム助成制度を再開すべきと考えますが、どのように考えているのかお伺いします。

以上、4点お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員のご質問にお答えする前に、皆さん方に情報提供をさせていただきます。

本日9時35分、県立の療育センターの火災報知機から火災発生ということでございましたが、誤報だということで先ほどわかりましたので、皆さん方に情報提供させていただくとともに、ご心配、そしてご迷惑をかけたことをおわび申し上げます。

それでは、13番、川村よし子議員の住宅リフォーム助成制度実施と公契約条例制定についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、県が締結する契約で町がかかわる契約については、土木工事では、平成28年度及び今年度、それぞれ1件ずつの発注があり、町内事業者は、平成28年度に特定共同企業体として1社受注しておりますが、県が発注している工事のことから、その契約内容の確認は、町としてはできないところであります。

2点目についてですが、町が発注する公共工事等については、設計額を国土交通省と農林水産省が運用しております公共工事設計事務単価に準拠して労働条件等を適正な単価を用いて算出しているところであり、受注した事業者が労働者に対し、適正な賃金を支払っているものと捉えております。本年1月に県が開催いたしました県が締結する契約に関する条例に基づく取り組みに関する説明会によりますと、本町における労働者の適正な労働条件等の確保と持続可能な地域経済の振興などに資する取り組みを条例の制定により改善を図ることは、本町には即さないものと捉えており、現時点では公契約条例を制定する考えはないところであります。

3点目についてですが、町内商工業を中心とした地域経済の活性化を目的として、平成22年度から24年度まで実施し、83件の申請に対し、711万9,000円の町内商品券による助成を行いました。地域経済の活性化を目的とした事業として町内商工業者に対して一定の効果があったものと思っております。

4点目についてですが、制度の再開につきましては、矢巾スマートインターチェンジ関連事業や岩手医科大学附属病院関連事業など、町としての重点事業も行われており、地域

経済は落ち込んでいる状況になっていないことから、考えてはいないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 順次質問させていただきます。

まず1点目の質問は、公契約条例について質問させていただきます。県の事業で矢巾町の事業では1件だけということなのですけれども、その事業者の労働者の賃金はわからないということなのですけれども、下請とか孫請の方の労働賃金等をいろいろ住民から聞いた限りでは、日当で税金を支払うのが大変だというようなお話も聞きますけれども、そのようなことは、税務課ではどのように把握されているでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいまのご質問でございますが、税務課では把握してございません。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） では、矢巾町が入札した業者で町内業者の方では、どのように労働者の賃金を把握しているでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町発注の部分の工事ということの内容の把握の関係でございますけれども、町長答弁申しましたとおり、発注に際しては、国または県、こちらで発注している建設単価、こちらを用いて設計を発注をしているという状況で、これを落札された業者、こちらが例えば労働賃金の支払い云々、特に労働賃金のご質問でございますけれども、特に設計書、設計内容の部分についても労働費と申しますか、ここの部分も設計の中ではめかしているわけでございますので、そこの中での受注した業者がそれに基づくというか、その根拠に示された部分の中でお支払いをしているというふうに捉えてございますので、実際その後の部分の落札した業者が支払い部分のどういうふうな内容になっているかというのまでは、町のほうでは把握していないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町のほうでは把握していないということなのですが、調査をすることが今必要ではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど申しましたとおり、発注後の部分の受注業者の賃金のいわゆる支払っている内容と実態の部分についての把握の部分、こちらについては、町のほうでは実施していないと。何に基づいてやるのかもまだちょっと明確ではございませんので、その把握、どういふふうに払っている、何ぼ払っているというのは、把握しておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） それでは、公契約条例、最終的には結びつくのですが、住宅リフォーム助成制度についてお伺いします。

地域経済が今答弁では、スマートインターチェンジの工事とか、それから岩手医大附属病院関連の事業などがあって地域経済は落ち込んでいない状況という答弁ですが、どういふふうにこういふふうに答弁されるのか、その根拠をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

町長答弁では、落ち込んでいないという形で答弁させていただいておりますが、それ以外の町の工事の発注状況を踏まえて、業者さん方からいろいろそういうお話をされることありますが、基本的には、今町内の業者さん方につきましては、土木作業員の方々が、いわゆるお願いしても、なかなか来られないということもありますでしょうし、事業も結構な事業量ということもございますので、なかなか発注が厳しいというようなお話も聞き及んでおります。そのことから、いわゆる工事のリフォーム時点での経済状況と今では状況が違うということで、そういったことについては考えていないということでご答弁をさせていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 住宅リフォーム助成制度は、全国に広がっておりますが、岩手県内では、現在平成31年にやめるところもありますけれども、現在18市町村になっております。その中でも商品券を支給するというようなやり方もありますけれども、宮古の例では、震災前でしたが、現金を10万円支給して住宅リフォーム助成制度で地域を活性化するというような方法をとっておりました。そういうときもありました。そして現在では、全国では秋田県で64%に及ぶ自治体が住宅リフォームで活性化されているという事例も生まれております。ですので、矢巾町でも、スマートインターチェンジと、それから医大関連の事業で労働者が仕事がいっぱい、発注してもなかなか仕事をやってもらえない、そういう状況のようにお話を聞きましたけれども、中小、一人親方のところとか、そういうところでは、仕事がなくなった、地域の中でも家を直したくても、ちょっと将来のことが心配で、老後のことが心配で貯蓄に回しているとか、そういうこともありますので、ぜひそういう一人親方とか、二、三人を使っているところは、そういう方たちが仕事をつくるような住宅リフォーム助成制度、それをやってみてはどうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず先ほどの公契約条例ですが、このことについては、県議会でもいろいろ議論があって策定したわけですが、基本的には、建設業法から初めいろんな法律がありまして、例えば下請とか、そういった、またはいろいろなことについて、もし労働者の方々から私どもに申し出があるのであれば、そういった実態の把握は、私らとしても検討していきたいと思っておりますし、ただ基本的には、やはり企業の経営戦略とか、経営上の問題もあるわけなので、いわゆる歩掛かり単価とか、賃金単価のとおり支給するということは、これはなかなか難しいことだと思っておりますので、その中でも余りひどいときは、そういった建設業法なり、いろんな法律の中での対応を考えていきたいと思っておりますので、そのことを踏まえて公契約条例については、今町としては考えておらないということの答弁をさせていただきますので、そういった今ある法律等を使って対応させていただきたいと。

それから、2点目の住宅リフォーム、これもご指摘のとおり、短期間でこの制度が終わったということで私どもといたしましては、来年度、いろんな角度から、今公の施設の老

朽化の問題もなって、やはりいろいろこのことについても私どもも苦慮しておるわけですが、やはり民間の住宅についても、できるのであれば、特にも税務課のほうであれば、土地、建物、そして家屋の評価、償却資産、その中での家屋評価の実態をつぶさに調査をさせていただいて、いわゆる建築年数とか、どういう実態になるのか、そういうところをしっかりと捉えながら、また助成制度の仕組みもどういう形で進めれば、皆さんに喜ばれて、持続性、続けることができるか。やはり一番困るのは、途中でやめられるのが、実際住宅を持っている方々にとっては、一番困ることなわけで、また先にやった方だけが優位性、有利性があるようなことではあってはならないので、私どもとしては、来年度、そういったあらゆるところから、いろんな検討をさせて、このリフォーム制度のあり方も含めて検討させていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 検討するということは、なかなか要注意だなと思いながらあれしているのですけれども、ちょっと宮古の例は、宮古ではやめているのですけれども、宮古の例では、震災前だったのですけれども、震災後にいろいろな県とか国の制度ができて、住宅リフォームではなくて違う制度のほうが良いということで住宅リフォームをやめたようなのですけれども、宮古の例なのですけれども、現金10万円を支給で古い住宅、築10年目からの修理をやるということで、一律10万円支給で50万円の工事をやっても、20万円の工事をやっても10万円ということで、収入が少ない方たちも工事ができるという広くやられたようです。

そしたら、件数が1年間に1万件を超えたということで、収入も多くなったわけで、小さい業者の方たちが地域に出てお金を使うようになったということで、電気屋さんとか、寿司屋さんとか、そういうところもお金が回っていく、そういうふうなことで大きな喜びにつながった。特にも税金を支払っていなかった業者の方が税金を支払うようになった、そういうことが報告されております。これは全国でも有名で、宮古に視察に来る方も多かったようです。その後、震災とかもあったみたいなので、途切れたようなのですけれども、こういうことがやっぱりいいと私は思っております。

特にもクリーニング屋さんの声なのですけれども、これまでクリーニング、洋服なんか余り注文なかったけれども、その制度ができて二、三カ月後から注文が多くなったとか、あとスナックでは、しばらくぶりにお客さんが来るようになった、これは畳屋さんで、今

まではついで支払っていたのだけれども、現金で支払うようになったとかというような声が寄せられております。ぜひこういういろいろな、商品券でやる制度もありますけれども、業者の方は、商工会とかに入っていなければ、商品券は活用できないので、現金で支払えば小さい業者も使って頼める、そういう利点もありますので、ぜひ検討するときには、こういう身近な人も利用できる、そして身近な人が違う商売のところにも波及するような、そういう制度に検討をお願いしますということで、税務課の課長さんにお伺いしたいのですけれども、短期保険証とか、矢巾は資格証明書は発行していないのですけれども、業者というか、一人親方というか、そういう方はどうでしょうか、短期保険証を出しているとか、留置になっているとか、そういうのはないでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 一人親方の方、今私の記憶では、お一人かお二人おりますけれども、納税相談のほうに来ていただいているということで保険証を発行しているというふうに記憶してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 2問目、保育事業の充実についてお伺いします。

待機児童解消の手段として、保育士の確保が重要であると思われれます。保育士不足の原因は、低賃金や臨時、非正規雇用などといった労働環境が要因の一つであると考えます。以下、お伺いします。

1点目、平成29年度から開始された保育士就学資金貸し付け制度を利用している町内関係者数はどうか。また、この制度の周知は、どのように実施されているのかお伺いします。

2点目、保育士の確保対策として、奨学金返済を免除する制度を検討してはどうかお伺いします。

3点目、園児や保護者が安心できるように正職員の採用と施設整備の充実を図るべきと考えますが、どうか。

以上、3点お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 保育事業の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、岩手県社会福祉協議会で行っております保育士就学資金貸付制度を利用しておる方は、1名であります。また、制度の周知につきましては、岩手県社会福祉協議会のホームページの掲載及び同協議会から保育士養成校へも直接の案内が行われております。

2点目についてですが、他自治体において、保育士に対する奨学金の返済補助金を交付している事例があることから、保育士確保対策としての効果を調査しながら本町の取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、正職員の採用に関して適正な保育士配置基準となるよう保育士確保が必要な施設に対して正職員の採用も含め、町内施設の確保対策について、町内各保育園、認定こども園と情報共有、情報提供を行い、保育士確保に努めてまいります。また、児童の発達段階に応じた保育技術の獲得のため、各園とも専門職の研修の受講を行い、技術の向上に努めており、園児や保護者の安心につながるよう保育環境の充実を図っております。

施設の整備の充実につきましては、面積基準等に基づき、近年町内施設において、園舎の改築や新築など施設整備を行い、あわせて空調設備や床暖房などの環境整備も行っており、今後も必要に応じて施設整備を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点か質問させていただきます。

まず1点目は、1点目についての答弁の中でホームページの掲載及び同協議会から保育士養成校への直接の案内が行われておりますという答弁ですが、このほかにどのようなことが話し合われたのか。私、ちょっと若い町内に住んでいる保育士二、三人にお話を聞いたら、友人同士で話をして、やっぱりあそこがいいとか、ここがいいとか、そういう話で賃金のことを話して、いろいろ転職するという、そういう話をされたのですけれども、そのことについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

保育士の就学資金貸付制度については、県が県社協に委託して行っているものでございますので、私どももこのことを受けまして、来年度もこれは行うということ把握してお

りますので、生活困窮の、あるいはまたいろいろと生活の相談あるいは子育ての相談等、進学に備えた相談等も受ける場合がありますので、相談員やあるいは職員でも情報共有しながら、これは使える制度だということで進学の夢をあきらめないような対応が必要だということを課内でも情報共有しているところがございますので、各園にも園長会議等を通して情報提供していきたいということを改めて確認しております。

そしてまた、保育士さん方の転職につきましては、確かに議員ご指摘のとおり、そのような状況もあると思いますが、各園ともさまざま工夫して研修あるいは働き方改革等も行っていることは確認しておりますので、来年度に向けては、町としても各園を支える体制、矢巾町全体で保育士さんを、矢巾町の保育士さん、保育園が働きやすい体制づくりに町としてももう少し努力できるところがあるのではないかと確認しまして、各園で行っている研修、そして町で行うことができる、町だからこそ行うことができる研修等を工夫して提供していければなというところを今協議をしているところがございますという状況をお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ご存じのように矢巾町の保育園は8園、保育園というか、こども園とか幼稚園も含めて8園ありますが、民間のほうが正職員が多くて、非正規で働いている方が少なく、町立の保育園こそ正職員が少なく臨時職員が多い、そういうふうな構造というのは、これはどうしてそういうふうになっているのか、ちょっといろいろ調べたのですけれども、これは国の三位一体改革の財源の一部を地方に移すのと引きかえに国の責任で負うべき福祉とか教育のための国庫補助金が少なくなっているからなのかなと思っていたのですけれども、そのところはどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 保育士の正職員、そしてまた非常勤の割合でございますが、今回改めてというか、確認できる範囲で調査してみましたが、町内8園の状況で、およそ正職員の割合は6割程度でございますので、保育士の資格のところの調査でございますが、それは町立、民間にかかわらずさまざまやっぱり園の運営方針もでございますので、あるいは正職員、確かに正職員であれば、いろいろと福利厚生等が恵まれる傾向にはあると思いますが、さまざま非常勤の方々に対しましても園では工夫をしまして、研修に出すということもあります。そしてまた、今回国のほうも今年度処遇の改善を大幅に変えて

おりまして、矢巾町内の保育士さん方もその制度を利用しながら保育士の非常勤の方々に  
対しまして、おおよそ半数近くの方に処遇改善の適用がなされるのではないかなと見込ん  
でおりますので、今国も、そしてまた各園でも、町としても、矢巾町で働いていただける  
保育士さんへの援助は、これからもいろいろ工夫をしまいたいということをお答えと  
いたします。

○議長（廣田光男議員） 課長、言った質問に対してまともに答えてください。なぜ正職員  
が足りないかと聞いているわけだから、処遇で待遇しているという話ではなくて、なぜそ  
うなるかということをお答えください。

菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 失礼いたしました。

正職員が足りないかということですが、足りないかどうかというところの判断  
は、非常に難しいというふうに思いますが、どこで足りないかというふうな判断をするか  
は答えられませんが、さまざま工夫しているということは各園から確認しているところ  
をお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 職員の関係ということで、私のほうから煙山保育園に特化した  
部分になろうかと思えますけれども、ご質問のあります正規職員と臨時職員の関係、矢巾  
町、煙山保育園につきましては、正職員、栄養士、調理員入れまして保育士は全部で17名、  
こちらの部分で運営をしてございます。ご質問のございました臨時と正規職員との差と申  
しますか、理由というのか、ここの部分でございますけれども、正職員17名に対して、臨  
時、現在、煙山保育園25名おります。こちらの部分の中で運営をしている部分、私具体的  
には、運営の中身、ちょっとあれなのですけれども、やっている状況というか、中では、  
正職員の部分、完全、何クラス持っているか私わからないですけれども、その基準に従っ  
た、国の基準、いわゆる何人で年少何人で正何人というような形の、これは基準を満たし  
ているわけでございますけれども、そこの主たる正副、決める形の中で正につきましては、  
正職員、こちらの部分を対応しているというふうに認識してございますし、そこの補助的、  
サブ的部分に対して臨時と申しますか、非常勤職員、こちらの部分の配置の中でこの基準  
に即した運営の中で保育園、その運営をしているというふうに捉えているところで、して  
いるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほど一番最初に質問したときに、ホームページ、それから保育士養成校について保育士要望とか、保育士奨学金制度をやっているということだったのですけれども、私もホームページを見ました。そしたら、矢巾町の保育士募集のところは、本当にほかの保育士募集のところと比較して、いや、矢巾町には就職しないなと思うような臨時の保育士募集の欄でした。これでは集まらないのも当たり前で臨時さんを募集する町なのだなと思って、情けなくなりましたけれども、やっぱり正職員で働く若い人を定着させる、そういう取り組みが今必要だと思います。県外だと、お金を、奨学金を出してでも自分たちの町に来てほしいという、そういう制度があります。特に関東とか関西のほうでは、そうです。本当にそういう待機児童が多いところだからこそかもしれません。しかし、矢巾でも待機児童はあるわけですので、やっぱり質を上げるためにも正職員を採用するのが普通ではないでしょうか、そのところをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず正職員か臨時職員かということ以前に、まず私どもが対応しなければならない、私も今回保育士の確保、今度は新しい保育園の新設があって、私もそのところとの、企業とのお話し合いをしたときにも、なかなか人材の確保ができないと、保育士の確保が。そこで、やっぱり私どもはきょうのご質問にもあったように、いずれこれから保育士を確保するためには、一つは、まず奨学金のことをひとつ考えていかなければならないと。それから、やはり次にそういう養成しております、人材育成をしております大学とか、そういうところとの連携を深めていかなければならないという、そういった確保対策の一環として。そしてあとは、やはり採用した後は、臨時職員であっても正職員にさせていただくような、町内には8つの保育園で1つは、町立保育園なのですが、特にも民間立の保育園については、そういうこともお願いをしておく。

今私、きょうあれなのは、実態これからあれなのですが、平成29年度施設型給付に係る処遇改善の加算について、国から私ども市町村にも通知が来ておりまして、その実態が今どうなっているか、私もちょっと把握しておらないのですが、そういった処遇改善にも適切に対応できる体制をとっていききたいと。今度そういったことの対応の予算化をしながら進めていききたいと、こう考えておりますので、とにかく私どもは保育士という、今度国で

も掲げております人づくり革命の一環として、また働き方改革の一環として捉えて取り組んでいかなければならないということで、そういうことで今後の私ども、やはり施設保育に関しての待機児童の問題もありますので、最重要課題として取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 保育士の確保については、先進的な市があります。盛岡市もこの6月ごろから始まったようなのですけれども、花巻市でもやっています、花巻市の事例は、すごくいいなと思いながら見ていたのですけれども、花巻市では、保育士の子どもの保育料を減免するという、そういうのをつくってアピールしているとか、一時預かり保育の充実とか、あと潜在保育士復帰支援事業とか、そういうふうなこともやっているし、それから保育士就業に対する就業支援金制度、お金を出して、保育士またやりませんかという、そういうこともやっています。特にも、先ほどは公立保育園のことだったのですけれども、私立の保育園では、保育士さんの賃金が大体10年すると、もう頭打ちで上がらないような仕組みになっているのです。私もここ何年か前調べたことがあるのですけれども、今は資料を町では出してくれないのですけれども、10年すると頭打ちで賃金が上がらない、そういう仕組みになっていますので、経済的にゆとりができたり、質が余りいいと思わなければやめて、違う仕事につく方もいます。ぜひともこういう保育士を募集するところにいろんな経験豊かな主婦の方たちもいますので、そういうふうなアピールの仕方をする必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今川村よし子議員からご指摘のあったことも含めて、いずれ私どもはそういった保育をしていただく方々のことも考えながら、また子どもたちの保育のことについても考えていかなければならないわけでございまして、今ご指摘いただいたことをしっかり内容を精査、吟味をさせていただいて、そして取り組むことができるのは、これはいいことは何も模倣、まねをしてもいいわけでございますので、そういった、例えば実際働いていただける保育士さん、それから民間立の保育園、子どもさんたちが、本当にウインウインの関係になるような仕組みを考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問、どうぞ。

○13番（川村よし子議員） 今保育士のことだったのですけれども、質の向上のためにもち

よっと質問しておかなければならないと思いますけれども、やはり公立保育園は、その見本になると思うのですけれども、今待機児童が多いということで、臨時の保育士さんを採用して、未満児をたくさん受け入れております煙山保育園、4月のときには待機児童がなかったのですけれども、5月、6月になるに従って生まれる方が多くなって、そして未満児のお部屋が満杯になって、そしてお昼寝の時間でも泣きやまない子どもさん、そういう子どもさんを別室、すぐ近くの別室におんぶしながら保育士さん、援助している、そういう姿も見ました。しかし、未満児というのは、風邪を引いたり、感染症にかかりやすいので、いつも35人いる未満児と一緒に保育することがないような、お休みする、そういう感じで部屋自体の整備もきちっとされていないのではないかなと思うのですけれども、部屋が狭いのではないかなと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

これは、もう基準が設定されておまして、まさか町立保育園が違法なことをやっているはずはないわけで、これはもう担当課長からもまた再度確認しますが、いずれそういった適正な配置基準の中でやらさせていただいておりますので、ただ、子どもたち、未満児は特にも風邪を引いたりなんかすることはあるわけですので、もうそういったことで病児保育とか、病後児保育とか、こういうことにも力を入れていきたいということで、今までは、そういったなかなか対応ができなかったわけですが、今病児、病後児保育、そういったことも含めてしっかり対応してまいりたいと思っておりますので、いずれ川村よし子議員も私から言うことではないですが、適正な基準配置をやっておるのに軽々に違法みたいなお話をされると、私もちょっとぐっとくる場所がありますので、そういうことのない。また、もしそういうことがあったら、私らも調査して、そういうことのないようにしっかり対応させていただきますので、またこれは町立、民間立に限らず、そういうことはしっかり指導しておきますし、また町立保育園はそういったことの模範にならないわけですので、そここのところはしっかり前向きに取り組んでまいりますので、ご理解をいただきます。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 済みません。保育の質のことについては、もうちょっとまた次のときに質問させていただきます。

今度は、駐車場のことを質問させていただきます。煙山保育園にお呼ばれされることが

多くて、くみあい鉄建さんの駐車場を借りることが多いですけども、その駐車場については、毎回駐車場をお借りするようになるわけですけども、駐車場については、何か園からは要望とかは出されていないのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

多くの園児を受け入れるということは、多くの保育士が、あるいはそのほかの職員も必要になりますので、そのため一度に駐車場を拡大するわけにはいきませんが、親子が優先して駐車場が使えるようにということで、周辺の駐車場をいろいろと検討しまして、まずは北中学校に協力をいただいたりとか、あるいはくみあい鉄建さん初め周辺の施設の方々にご協力いただいたりして、駐車場を確保しているところですが、園の行事のときには、そのように保護者さん初め来賓の方々等もいらしていただける行事のときはふえますので、また新たにくみあい鉄建さんにお世話になったりとかという状況はありますが、そのような状況で運営しておりますが、今後も駐車場については、またさらなる園と話し合いながらいろいろと対策を考えているところがございますので、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） それでは、第2問目の質問を終わります。次に3問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 3問目の質問をいたします。高齢者の介護支援についてお伺いします。

認知症で独居や高齢者のみの世帯が生活援助を受けるには、ヘルパーさんを利用していることが多いです。軽度認知症を含め、高齢者の4人に1人が認知症であり、現制度においては、認知症介護は家族任せという状況になっております。要支援1、2に続き、要介護1、2の在宅介護サービスを保険給付から外すことが今来年度の予算審議の中で検討されておりますが、認知症の早期発見、早期対応に逆行する環境をつくり出すと思われま。在宅介護サービスの保険給付外しは、介護を必要とする多くの人に影響することから、中止すべきと考えておりますので、以下5点についてお伺いします。

1点目、要支援1、2で介護サービスを保険給付から外され、訪問介護や通所介護、介護補助用具を継続しているサービス利用率はどうかお伺いします。

2点目、介護サービス利用料は、所得に関係なく介護度段階により、一律料金になっております。料金や症状改善を理由にサービス利用をとりやめたケースは、どの程度あるのかお伺いします。

3点目、介護福祉施設の運営状況について、どのように把握しているのかお伺いします。

4点目、介護福祉施設の介護士、ヘルパー定着率は、低下していないかお伺いします。

5点目、介護サービス利用者の低所得者層を対象に、さらなる利用料の助成が必要であると考えますが、どうかお伺いします。

以上、5点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 高齢者の介護支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、介護保険制度改正により、予防給付のうち、訪問介護、通所介護については、地域支援事業の介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業に移行し、その事業対象者36名の全員に対して旧制度同様の訪問及び通所事業を実施しており、福祉用具貸与制度は、予防給付において、これまでどおり提携をしております。

2点目についてですが、本町介護保険相談窓口及び地域包括支援センターの総合相談においては、ご指摘のような相談は寄せられていないところですが、今後経済的理由による利用料の負担が厳しいといったご相談があった場合は、各相談機関とも連携を図りながら対応を行ってまいります。

なお、介護度が改善された方につきましては、介護予防事業の利用を通じて状態を維持できるような支援をしております。

3点目についてですが、3カ月から4カ月ごとに開催されます地域密着型事業所運営推進会議、介護保険事業所会議及び地域密着型事業所会議において、各事業所の運営状況の把握を行っております。

4点目についてですが、本町に所在いたします介護老人福祉施設の職員であって、過去3年間において1年以上引き続き勤務している方の割合は81%となっており、定着率の低下は認められませんが、今後とも介護人材の確保状況について、しっかりと注視をしております。

5点目についてですが、経済的な理由でサービスの利用ができないことがないよう、各相談機関との連携を図りつつ、高額介護サービス費を初めとする利用料の軽減制度の勧奨及び介護保険料の第一段階の軽減を引き続き実施してまいりますことから、さらなる助成措置は考えておらないところであります。

なお、認知症対策の推進につきましては、全国8カ所のモデル指定を受けました認知症コホート研究に基づく矢巾と矢巾脳とカラダのいきいき健診実施による早期発見、早期治

療体制の確立、認知症サポーター養成、オレンジボランティア支援、わんわんパトロール支援及びSOSネットワーク事業など、さまざまな施策を実施しておりますが、今後とも認知症を初め、高齢者の介護支援の推進に当たりましては、積極的な取り組みを実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますので、順次質問していきます。

まず第1点目は、大変だという相談が上がっていないという答弁でしたが、経済的理由による利用料の負担が厳しいといったとき、相談があった場合は、各相談機関とも連携を図りながら対応を図っていきますと答弁されました。それで、相談、親身な相談をしていくということなのですが、ちょっと私がここ何カ月かで知り合った方の例を挙げますので、そういう事例は何件ぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

私が知り合った方は、要介護2ということですので、この方は、町内に住んでいる69歳の両下肢の筋肉が衰えて、筋萎縮性外索硬化症という方でプリンも1人で食べられないような障がいを持っている、障がい1級を持って要介護2になっておりました女性です。60代の夫さんですが、週4回の夜勤と週1回の泊まりでお仕事、これはその奥さんが病気になってから、そういう仕事で夜だけ働くようになっていたそうです。そして日中は奥さんの介護をする、病院に行ったり、役所に行ったり、いろんなことをやって介護をしている。そして、休日は、そういうふう買い物とかやっているのですが、ヘルパーさん、週1回しか利用していません。それから、デイサービスは、週2日利用しています。それ以上利用したいけれども、旦那さんは夜勤をやっているので収入がありますので、利用料を支払うにはいいでしょうけれども、お金が大変だからヘルパーを使っていないという方です。子どもさんはいるのかと伺ったところ、子どもさんはちょうど40代ですが、白血病で今治療中だということで、孫さんが25歳前でした。その方がときどき来るといふことで、そういうふうな事例です。そういう事例は、どのくらいあるのでしょうか。要介護2はどのくらいの事例でしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今お話のありました事例に似たような事例が何件ぐらい相談があるかということにつき

ましては、非常に数値であらわすのは、難しい状況でございますけれども、いずれそういうさまざまなご事情、複合的な課題が、相談の内容があるご家庭だなというふうに思いますし、またそういう方であればこそ処遇困難ケースとかも地域包括支援センターを中心とした協議会で行っておりますし、あとまたそういう事例については、緊急の場合もありますので、いずれそういった方がいらした場合は、地域包括支援センターだけではなく、健康長寿課のほうでも構いませんので、お知らせいただければありがたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今厚生省では、来年の4月からの保険料の算出の方法とか、それからサービスの内容、これはサービスの内容は削減の方向で要介護1、2も介護保険から除くような審議をされているような形です。今の事例のように要介護2というのは、来年からはどうなるのでしょうか、今の考え方を伺います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かにそういう審議会では、いわゆる介護を含めた社会補償費の抑制のために財務省から厚労省のほうにそういう働きかけがあって、そういう審議会でも検討がされているというような話は聞いておりますけれども、そういったことは、来年度において全く制度が変わって要介護1、2の方が利用できない、介護給付から外れるということは、全くございませんこととお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） その方のケアマネジャーさんには、まだ私はお会いしていませんけれども、優秀なケアマネジャーさんだとは思いますが、家族はお金のことを心配しているのです。収入があるものですから、利用料は普通にいただくということになるので、ケアマネジャーのサービスを紹介するよりも自分たちが使いたいだけけれども、お金のことが心配でやれないと、家族が悲鳴を上げるまで、ぎりぎりまでお金を心配させてやっている、そういう状況。介護保険料は高く取られています、それでそういう状況です。そのような事例というのは、相談にはどのように応じているのですか。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ある程度の収入があるけれども、実際に介護の利用料のほうに回すとなると、家計全般を見れば、例えば介護以外の出費とか、例えば家族が病気がちで医療費がかかるとか、住宅のリフォームがあるかとか、さまざまな事情があると思いますので、そういったところも含めまして、杓子定規ではなく、収入が多いから利用料が高いですよということではなくて、そういった本音の部分、一番悩みのもとになっているところもひっくるめまして、町といたしましても地域包括支援センターあるいは各介護支援事業所においても、そういった杓子定規ではなくて、本当の心の叫びというか、悩みの根源になっている部分を受けとめながら相談対応をしてみたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの方は、頭のきちっとされている方で、体が不自由な方なのですけれども、今度は認知症の方ですけれども、この方も要介護1です。要介護1で徘徊が毎日のようにあるのですけれども、本人は自尊心が強くて、私はデイサービスに行かないわという形の方が、うちの周りにもいますし、それから相談も受けました。この方は、86歳の女性ですけれども、毎日30分ヘルパーを利用しているそうです、家事援助とお話し相手に。それで、娘さんは仕事をしているので、それから認知症があるので、母親と一緒に対話していると自分もおかしくなるということで仕事をしているほうがいいということで、余りかかわらないよう、隣同士に住んでいるのですけれども、かかわらないようにしていました。その認知症の86歳の方は、いろいろ理由をつけてデイサービスを2日くらい行くと、あそこはどうかの、介護士の方のいろんな欠点を見つけていかない。そして、今度は普通の家のデイサービスにしたのだけれども、それも二、三日でやめる、そういう状況だということで、そういうときには、私、家族とすれば、強制的にデイサービスに連れて行って、デイサービスの介護士さんが仕事をさせてほしいと、遊ぶのではなくて、絵を塗るとかではなくて、何か掃き掃除とか、何か仕事をさせてうまくやるようなデイサービスを希望しているのです。そういうふうなことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり誰もが認知症の可能性があるという、ない方は、ないと言える方はいないと思えますし、私もそうなる可能性は高いと思えますけれども、いずれただそうはいつでも、やはり本人の自尊心というか、自分が今まで人生の中で秀でた部分として持っていた部分がどうしてもサービス、例えば特養に入所した後も、自分は書道の先生だったということで入所者の方々、職員にも指導してとか、そういうふうなのは実際ございますので、そういった本人さんのやっぱり尊厳というのを重要視、大切に接しつつ、やっぱり利用がそれでも進まないという部分につきましては、いずれ認知症の初期集中支援チームでも、やはり一番の対象事例として、やっぱりサービスが必要なのにサービスにつながらないといった方にどのような働きかけをして、そのサービスのよさをどのようにしたら知ってもらえるだろうかというような検討もしておりますし、あと認知症の介護者の方が、例えば悩みを打ち明け、課題を共有し、自分をもっとサービスをこういうふうに使えば、ここまで苦勞しなくてもよかったという話を、例えば認知症カフェを利用したお話、事例もたくさん聞いてございますので、いずれサービスを利用したくないからそのままいいということだとは私も全く思いませんので、そういった方こそ働きかけを、本人の自尊心を尊重しつつサービス利用につなげるような働きかけをしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの認知症の例は、日常茶飯時に多分いると思うのです。ぜひ質の高い介護を矢巾町に望みますので、職員のスキルアップもよろしく、役場の職員のスキルアップもよろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 介護支援事業所あるいは町の我々担当も含めてスキルアップが必要ということで、私自身もスキルアップに心がけたいと思います。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） これをもちまして13番、川村よし子議員の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

再開を11時20分とします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、8番、藤原梅昭議員。

1問目の質問を許します。

（8番 藤原梅昭議員 登壇）

○8番（藤原梅昭議員） 議席番号8番、一心会、藤原梅昭です。本定例会の5日、初日の日に、伊藤副町長の退任のご報告があったわけなのですが、我々と一緒にスタートした副町長の体調を崩して退任ということで、非常に本人は残念な、無念な思いでいられると思います。それを苦渋の決断をなさった町長さんに対しても、本当に胸が締めつけられる思いの報告だったのではないかなというふうに思っております。町民の声を真摯に耳を傾け、丁寧に対応していただいた副町長に本当にこれまでのご苦勞を感謝しながら、早く治っていただきたいなど、こういう思いでいっぱいですので、まずはその意思を継いで職員の皆さんもさらに頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは、本題に入ります。これからのまちづくりは、セーフティーシティ、ダイバーシティ、スマートシティと、横文字で言えば、そういう形になるわけですが、そういう日になっているというふうに言われております。今回は、1の安全、安心なまちづくりに関しては、前回もいろいろ質問させていただきましたので、次のダイバーシティ、スマートシティについてお話ししたいと思いますのですが、その前に、先月11月29日の早朝、またしても北朝鮮による新型大陸間弾道弾 I C B M が発射され、非常に我が日本としても恐怖の気持ちになったわけですが、これに対する安全、安心の話になりますが、まずは町民の安心、安全を確保するために、いろいろ国のほうでも行動を起こしておりますが、本町としてのその考えをまず伺ってから次の議題に入りたいなというふうに思います。町長さんでもよろしいですし、どなたか。

○議長（廣田光男議員） 藤原梅昭議員、一般質問ですから、一般質問に特化していただけますか、お願いします。

○8番（藤原梅昭議員） それでは、もし最後でもいいですし、何かご所見がありましたならば、伺いたいなというふうに思います。

それでは、本題に入らせていただきます。まちづくりは、ハードとソフトがあるわけですが、持続的、発展的なまちづくりをするには、ハード、もちろん大事ですが、それ以上にソフト、すなわち人づくりが最も大事と思われれます。そこで何点か伺います。

ダイバーシティとは、多様な人材の活用という意味合いになるわけですが、シティとか、我々でいえばタウンというふうに置きかえてよろしいかなと思います。まず職員採用への考え方及び中途採用への対応状況。

2つ目には、人事異動での適材適所の考え、及び対応状況。

3つ目に、新人事評価制度の対応状況。

4つ目、女性活躍推進法への取り組み状況。

5つ目、職員提案制度の活用状況及び成果。

6つ目、職員の超過勤務状況及び対応状況。

7つ目、職員の年次休暇取得状況及び育児休業取得状況についてお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8番、藤原梅昭議員のダイバーシティ、多様な人材の活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、採用試験に際しまして、町民のために町のさまざまな行政課題をともに考え、解決策を計画し、それを実行していく本町職員としてふさわしい者を採用することを基本方針としており、社会経験が豊富であり、即戦力としても期待できる中途採用職員を採用するための採用年齢の引き上げについても昨年度から行っているところであります。

2点目についてですが、職員が各分野で培った経験を考慮しつつ、異動等に関する自己申告において記載のあった職員本人の希望や長所などを参考にしながら人事異動を行い、組織力の向上に努めているところであります。

3点目についてですが、昨年度実施した人事評価の結果を今年度から給与への反映を開始しているところであり、今後人事異動にも反映して、職員の能力向上に活用してまいります。

4点目についてですが、本町の係長以上の職における女性の割合が20%となっており、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るという女性活躍

推進法の趣旨から、本町といたしましても、管理職等の登用につきましては、男性、女性を問わず適材適所に登用していくこととしております。

5点目についてですが、今年度から実施したところ、職員から7つの提案があり、提案のあった内容について、それぞれの担当課において、実施内容の可否を含めた実施スケジュールや予算措置などの検討を行っているところであります。

6点目についてですが、職員の超過勤務時間が平成27年度は、1人当たり月約11時間、平成28年度は約10時間となっております。超過勤務につきましては、所属長部下職員の残業時間を把握しながら業務が一職員に偏るようであれば、係内または課内において、業務の調整を行い、業務量の平準化に取り組むなど、超過勤務時間の削減に努めているところであります。

7点目についてですが、昨年の年次休暇取得状況は、全職員の平均で約6日となっております。年次休暇の取得については、所属長が職員の所得状況を把握し、業務調査を行いながら職員が取得しやすい環境としつつ、取得に向け積極的に声かけをしながら取得の促進に向け引き続き取り組んでまいります。

また、育児休業取得状況は、女性職員においては、昨年度の対象者は1人で取得しているものの、男性職員の取得はありませんので、取得率の向上に向け、担当業務の調整や代替要員の確保など、育児休業を取得しやすい職場環境の構築に努めているところであります。

大変恐縮ですが、皆さんのお手元のところに代替要因と書いているのですが、この要員は別な要員、人の要員、訂正させていただきます。大変恐縮でございます。

それから、議長さんのお許しをいただけるのであれば、先ほどの北朝鮮ミサイル問題で町の考え方をお示ししたいのですが、議長さん。

○議長（廣田光男議員） やむを得ませんな、それでは許します。

○町長（高橋昌造君） それでは、先ほどのご質問があったわけでございますが、私どもとしては、いつもお話ししておりますが、消防庁の危機管理センターからの情報で、いずれよく言われているのは、まず今私どもが取り組まなければならないもの一つには、Jアラートに係る関連機器等の徹底を図ること。まず作動しなければ、これは大変なことになるので、実際県内でも、全国でもそういう事例がありますので、そういった関連機器の点検などを徹底してまいりたいと。

それから、もう一つ、2つ目は、県と私ども市町村、または矢巾分署との間において休

日、夜間を含む緊急時の相互の情報収集、伝達体制などの再確認を今後さらに徹底してまいりたいと。このことについては、矢巾分署を含め消防団の皆さんにもいろいろとご迷惑をおかけするわけですが、一体となって取り組んでまいりたいと。今国からお示しされている対応のほかに本町としては、児童・生徒の安全確保のお願いということで、これはまず今のところ子ども女性110番の家の皆さん方、またはスクールガードのボランティアの皆さん方を初め、いろんな機会を通じて弾道ミサイルにかかわる対応についてしっかり対応させていただいていることをお答えして終わらせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 議長の寛大なお取り計らい、大変ありがとうございます。この原稿の締め切りは27日で、この後発生した事案でしたので、緊急的な話になって大変申しわけございませんでした。町長さん、大変ありがとうございました。

それで戻りますが、先ほどの答弁の中で、社会経験が豊富で即戦力としても期待できると、そういう中途採用職員を登用するような枠を設けたということであるわけですが、今現在の登用状況についてお伺いいたしますが、どのような形になっているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

実質的に昨年度から始めました。昨年度につきましては、いわゆる技術職ということで具体的には保健師ということで、今まで技術職につきましては30歳をベースにしておりました。これを35歳ということでもう一つもっていきました。それから、29年度、今年度になりますけれども、これも今まで一般事務職につきましては25歳という形を持っておりましたけれども、一般と土木、こちら30歳、29年度スタート、30歳まで引き下げたというのか、上げたというのかもってきました。それから、29年度年度途中、今年度途中でございますけれども、途中退職、いろんな都合でされる職員がおりまして、特にこれも技術職の関係、土木、保健師の関係になりますけれども、こちら年齢につきましては、35歳までをベースとしました。それから、来年度、30年度の今度採用の部分につきましては、これは一般事務職ですけれども、30歳まで。土木につきましては、35歳という形で、実態はこういう実態になってございまして、答弁でも述べましたとおり、やはり大卒、専門、短大等々卒業するよりも社会経験をされてきたという、やっぱり経験の強みというのをうちらや

っぱり職場に採用されて一緒に稼ぐ中では、非常にやっぱり戦力としては、俗に言う即戦力的なものもやっぱりあるなという感じで捉えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 私の経験上からいっても、中途で入ってくる方というのは、そういう経験豊かで、なおかつやっぱり転職したという意気込み、そういうものが非常に強いというふうに感じております。全部が全部そうではないかもしれませんが、ひとつその辺のところは採用時に判断しながら採用していけばいいわけですけれども、ひとつそういう戦力を世の中の戦力を生かさない手はないというふうに感じますので、ぜひ今後ともそのような対応を続けていきながら、矢巾町の職員の力をますます高めていただきたいと思います、そういうふうに思います。

それで、先ほど土木職とか、そういう話が出てきましたけれども、最近特に災害対応とか、あとそのとおり本町は道路整備もまだまだやることはいっぱいありますし、それから施設整備、住宅整備、基幹産業の農業基盤整備ということで技術職がまだまだ足りないのではないかとこのように私は感じております。そういうことで、技術職についても、本当に町を整備する上でもぜひやっぱりふやさなければいけない戦力だなというふうに感じておりますが、その辺について何か考えがあれば、伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在町のほうで土木技術ということで採用している職員は14名ございます。それぞれうちらで現業課と言っているのですけれども、2階、あとは上下水道課というふうな形で配属してございますけれども、議員お説の考えというか、あれはそのとおりだと思います。ただ、職員のいわゆる職員枠というのか、定数枠と、それから土木技術のみならず、やはり事務職といいますか、こちらの部分、これのバランスというのか、こちらも必要だというふうには認識してございますので、そのときそのときの状況によりまして、人事も含めまして対応については判断、適正な配置を努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○ 8 番（藤原梅昭議員） まずいずれ災害は、これ以上少なくなるということはありません、と、どんどんそれこそ地球の温暖化の問題もあり、ふえていく方向になってきているということで、その辺を考慮に入れながら、一言言わせてもらえば、技術屋は潰しが効くというふうに昔から言われております。そういうことでそういうことも含めて、いろいろ多方面から検討していただければ、さらにそういう対応がスムーズにいくのかなというふうに考えております。

それで、昨年度から人事評価というものが取り入れられたということなのですが、今年度の給与から反映されているということで、非常にこれは言葉を悪くすれば、やってもやらなくても年功序列で給料が上がるというようなシステムからいえば、非常にやる気の出る、きのうもモチベーションという横文字が出てきましたけれども、そういうようなシステムだなというふうに思っております。それこそ 1 円でも 10 円でも上がれば、それなりの次の糧になると、そういうことで元気も出れば、やる気も出れば、やる気が出れば、本気になって取り組むという話を含めながら全体の士気の向上に大きく寄与すると思われませんが、その効果というのは、まだ出ていないかもしれませんけれども、今の状況としてはどのように捉えているのか、ちょっとお伺いしておきます。

○ 議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○ 総務課長（山本良司君） 人事評価の関係でございますけれども、今年度から給与への反映ということで具体的には給料、昨年度から本格実施してございますので、実質的に手当のほう、具体的には勤勉手当、こちらにはやはり当然ながら人事評価のもとに、ちょっと言葉は悪いのですけれども、でこぼこは薄くさせていただいているというのがこれはひとつでございます。それから、そこの要因の、これからの部分としては、今度 1 月 1 日、この間の条例改正、お認めいただいた給与改定の部分、こちらの部分につきましても 1 月 1 日発令の部分でございますけれども、それにも当然ながらでこぼこはついていくという考えでおります。

それから、もう一つ、町長答弁にも申し上げましたけれども、いわゆる職場の提案制、職場提案、7 提案、非常にいいものがございました。ここは自主的に出された、グループで出された、若干のあれはあるのですけれども、これを町長初め管理職集まった部分の中で審査、プレゼン、行った中で来年度、今予算編成中でございますけれども、予算に組み込む部分、これも今要求している部分もでございますけれども、そういう方々、非常にいい

提案でございますので、その部分につきましても人事評価の一つとして、当然取り入れておりますと。人数とか、それぞれにつきましても、ちょっと個人情報等もございますので、いずれそういう状況では対応させていただいているということでご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 人事評価というと、少なからず下げると、そういうような見方もされかねないのですけれども、これは下げるのではなく、頑張っているものをそれなりに評価してあげていくと、持ち上げると、こういうような見方を強くしながら進めていただきたいですし、あと今職員の提案制度の話がありましたから、ついでにお話ししたいと思いますが、その提案制度については、グループ提案等々もあるようですのであれですけれども、7提案というのは、ちょっと職員数の割には少ないなというふうに感じながら量より質ということで対応していると思うのですけれども、その辺の提案の中身、もし差し支えなければ、少しでも披露していただければ、これは一緒に町民も聞いているし、職員も聞いていますので、モチベーションになるのかなというふうに、これから詰めるところもあるでしょうから、そういうところは別にしてあげればご披露していただければいいかなというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

7提案、それぞれあるわけでございますけれども、特にという言い方で答弁いたしますけれども、これは職員の専門知識の取得という形の中で、いわゆる役場のほうでいわゆる取得に際して、業務に必要な部分の取得に際して、取得できる免許というのか、この部分、これをいわゆる研修と同じ扱いの中で、いわゆる町のほうで経費負担の中で取得してもらうという考え方で研修を専門知識の取得という形のもので7提案の中に1つございます。具体的には、まず防災士関係、それから草刈り講習、これは草刈りについてもいろんな事故が起きている件数が多いですし、これも講習という形でございますので、これ。それから、ドローンの関係、いわゆる飛ばす際の取得許可、私よくあれなのですけれども、そこら辺の部分のいわゆる業務に際しての専門的知識の取得についての提案がございましたので、これについては30年度予算の部分で、今財政のほう、財政予算調整に入っている

わけでございますけれども、そこら辺の部分でご提案を申し上げていきたいなというふうに思っております。

それから、経費的には、特にかかるものではございませんけれども、7提案の中には、行政区長の名称変更、何々行政区長さんという形ではなく、前はいわゆる連絡員さんとか、いろんな形言われているわけですが、そこら辺も見直しがいいのではないかなという話もありましたし、消防団、こちらの関係で、いわゆる地域管轄部ではない部への入団、これもいいのではないかなという形の中で、今後の検討の部分でございますけれども、そういう形で7提案、職員からの提案がございました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。どれを聞いても非常に素晴らしい提案だなというふうに感じます。まさに力をつけるために、それなりに踏襲しなければいけないと、それはもちろんのことですので、ぜひその辺のところは、我々も予算としてそれこそ検討しますので、どんどん進めて、それなりの力をつけていただきたいなというふうに思っております。さらに、どんどん進めながら、もし本当に広がってくれば、町民提案もどんどん受け入れられるような、そういう形にすれば、町民参加の町政という形にもつながると思いますので、ぜひここでひとつ整備しながら、そういうところにもつなげていただければ素晴らしいかなと。優秀賞には、町長の懐でも金一封でも、そういうわけにいかないでしょうけれども、そういうような形で何かやっぱり褒美につなげられるような提案が出てくれば、素晴らしいなというふうに感じております。

先日北中の文化祭に我々招待されて行ったわけですが、そのときに校長先生が成功の反対は何でしょうかというお言葉がありました。私は、単純なものですから、失敗だべというふうに思ったのです。でも、何か含みがあるなというふうに聞いていたら、皆さんは何だと思えますか。ここで答えてほしいとは言いませんけれども、要は何もしないと、何もしないことが成功の反対だというふうにおっしゃってました。何もしないというのは、確かに失敗もないし、成功もないということで、可もなく不可もなく、それこそ過ごせましたという形になるわけですが、そうではなく、やっぱりランクアップしていくためには、その失敗も必要だということで、そういうチャレンジ精神を大いに生徒に鼓舞したのではないかなと思うのですけれども、失敗を恐れなくて、どんどんチャレンジして

ほしいという気持ちで言ったと思います。

そういうことが今の役場の職員にも、あるいは町民もそうなのですけれども、我々もそうなのですけれども、本当に必要だなというふうに感じています。失敗を恐れて何も手をつけない、あるいは提案もしない、行動もしないということではなく、最近でもキャンプ場の伐採の問題だとか、あるいはきのうもグリーンセンターの話もありましたけれども、それは何か行動を起こしてよくしたいというところからの、やっぱりあらわれだと思うのです。一部手続上の不手際があって問題視はされましたけれども、そういうことが失敗を糧にしながら次にステップアップするのだろうと、ステップアップしていかないと、要は世の中どんどん変わっていますので、何もしないということは、後退すると、おくれていくと、そういうようなベクトルの中で我々生きているわけですから、ひとつぜひそういうチャレンジ精神を持ちながら対応していただきたいなと思うのですけれども、そういうことを積極的に評価していただきたいのですけれども、その辺の考え方について一言何かあればお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず提案職員の制度または人事評価制度、表彰制度のこともお話があったのですが、いずれ今後やはり職員の意識向上を図るためには、これはもう非常に大切なことで、今ちょっと私メモをさせていただいたのですが、矢巾北中学校の成功の反対はやる気があるか、ないかと、そして挑戦、まさにそのことだと思うのです。だから私は、やはりやるべきとわかっている、行動に移さなければ絵に描いた餅なのです。だから、私どもは、いわゆる提案、人事評価、表彰制度、こういったものの制度を使って、できれば役場の組織の変革の方向性を示していきたいものだなと。

それから、もう一つ、やはり私は常に課長たちにも言っているのですが、上意下達ではなく全員参加型、やはりこれでなければだめだと。その中で、今町民参加のお話もあったのですが、きのうちょっと防災ラジオで私答弁しないでしまったのですが、いわゆる防災ラジオをもっとみんなにわかってもらうためには、愛称の募集をすとか、番組編成でこういうことをやってもらいたいとか、だからきょう実は課長、議会が終わってもし時間があれば、臨時の課長会議を開いて、きのう、きょうの一般質問の総括をした中で、そういうアンケート調査とか、もう広報に挟めて全世帯からお聞きすとか。そうすると、やはり関心を持ってもらえるのではないかなということで、今まさにお話があったので、いず

れ職員の質の向上、それから町民参加については、そういう考えれば、いろいろとアイデアがあるわけでございますので、そういった中で今後の変革の方向性をしっかりお示しを  
してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ひとつご検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。ご期待を  
しています。

次、年次休暇の取得状況なのですが、その前に超過勤務、これ平均で大分私のイメージ  
よりは少なく見積もられてきているわけですけれども、これは大分でこぼこがあるという  
ふうに感じておきます。私も時々暗くなってから来ると、がんと電気がついていると、  
そういうような状況なわけですけれども、これはあくまでも届け出のあった超過勤務だ  
と思うのですが、それで最高は何十時間、何百時間なのかわかりませんが、どのよう  
な状況で、それでそのこぼこを何かいろんな業務調整をしながらならしたいというよう  
なご回答があるようすけれども、それに対して、どのような取り組みをされているのか  
お伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

超過勤務時間については、町長答弁のとおりでございますけれども、これは1人当たり  
の月平均という形での回答でございますけれども、実質的に状況的には、例えば選挙の  
ときとか、例えば予算、決算の時期とか、これは当然ながらそういうときには、選挙関係  
すと月100時間超えることもあります、これは。あとは会検とか、提出物、いろんな形  
中でのこぼこはこれでございます。ここで町長答弁した部分については、そういうふう  
なのも含めまして、当然ながら1人1作業では、やはりその倍になる可能性もあります  
ので、今一生懸命取り組んでいる部分については、業務量平準化というのは、1人ではなく、  
まずは係、それができないのであれば、課内という形の中で、人数のばらつきはありま  
すけれども、そういう形の中で仕事の量を分担した中で平準化を図っていきたいという  
ことでずっと取り組んでおりまして、29年度、今8カ月の部分でございますけれども、  
月平均で約9時間という形の減少もあらわれてきている部分もありますので、なかなか  
ずっと議員さんご指摘の夜来たならば、ずっと毎回電気がついているじゃというの  
も部分的には見受けられる部署もあるわけでございますけれども、総体的には、  
そういう形で取り組ませて

いただいております。

また、今月から、12月からでございますけれども、全職員対象にしまして、いわゆるノー残業デーを設けましょうということを全職員に周知してございまして、まず庁全体で取り組む部分については、月1回、それから各、やっぱり課内、係内では、やっぱり業務量違いますので、済みません、業務の忙しさの日程がぴちっと合うあれがありませんので、それは各課にお任せして、各課でも月2回以上ノー残業デーを設けて、これは当然残業、超勤云々ばかりではなく、体、健康の部分、ここの部分も配慮しての対策を進めていきたいというふうに今月から対応をさせていただくことになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 少しずつ前進しているなというふうには感じるわけですがけれども、年次休暇の取得率も平均6日ぐらい、ほとんどこれはとっていないというふうを感じるわけなのですけれども、いずれ特に我々とか町長時代は、猛烈社員時代で鍛えられて、ほとんど365日何か仕事をしていると、そういう時代で生きてきたわけなのですけれども、今は違くと、プレミアムフライデーまで設けられて、早く帰って経済効果を高めると、飲み屋さんに行くでもいいし、本屋さんに行くでもいいしと、こういうふうに言われている時代なわけです。何から出てくるかという、やっぱりいろんな多様性が出てきて、考えることが昔よりも多くなってきたと。ということは、頭をリフレッシュしないと、次のいいアイデアにつながらないと言われていたわけです。これは頭だけではなく、体もそのとおりです。そういうことでいい仕事をするためには、どこかで頭の切りかえ、環境の切りかえが物すごく大事だと。

それと同時に、余裕の出た時間を多分皆さんは自分を高めるために使うのではないかと、いうふうに私は勝手に思っているわけですがけれども、例えばいろんなところに行って体験するとか、あるいは自分に関係のある本を読むとか、いろんなやっぱり自分を高めるための時間に費やす時間がなければ、自分がやっぱりステップアップしていかないということをよく頭のいい職員さんですので、感じていると思います。そういうところを含めながら、ひとつこれは職員だけに話してもどうしようもないことですので、やっぱり町長初め課長さん方が率先してそういうことをやっぱり行動で見せていかないと、やっぱり帰りづらいのです。親分がいつまでもいると、俺は帰りづらいということで昔よくありましたから、

そういうことを含めてぜひ定着するような形で対応していただきたいと思いますのですが、ちょっと何かそのところでお考えがあれば、伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

いずれ時間外勤務についても、今年次休暇の取得についても、昔は、例えば休まさせていただきますと、理由は私事、私事の都合によりという、課長から必ず理由を聞かれるわけです、なぜ、どうしてと。そのうち休まれなくなったのです、昔は。今はそんなことをやったならば、これは大変なことなので、だからやはり今お話あったように、年次休暇というのは、ある意味では、リフレッシュ休暇でもあるわけです。そういった意味で私は、そのために制度の仕組みもあるわけですので、このことについては、それから時間外についても、私ももう一番早く役場で帰っていると思います。もう5時15分になれば帰ります。ということは、残れば、どうしても職員たちは気になるわけです。それは同じく課長にとっても。

今、朝毎日出勤してきて、前の日の最後の退庁者誰か見ているのです。毎回どこの課の誰が一番あれなのか。総務課長にも厳しく言っているのです。なぜこの職員だけがそういうことなのか、必ずその理由があるのだから、例えば業務量が多いのか、仕事ができないのか、もういろいろあるわけです。そういうふうなことをやはり考えてやるのが人事担当課長の総務課長なわけで、私は、だからそういうこともやはり考えて、ただ、見逃すのではなく、今は、そういったことを見逃したら大変な、組織として大変なことになるわけですので、私は特にも時間外勤務、それから年次休暇、もうこういったものについて。それから、健康管理、そういうふうなものにしっかり取り組んでもらいたいと。

それから、厚生福利制度も過去には、いろいろ互助会のあり方で騒がれた時期もあるのですが、許される中でのいろんな仕組みもあるわけですので、そういったものも利活用できるような体制整備をしていきたいなということでご指摘のことについては、私が一番気にしておるところでございますし、今後こういったことによって、何か事故があれば、必ず組織として責任を問われるわけですので、そういったことのないように町長部局、教育委員会、今度の議会でも教職員の超多忙化のことも出たので、一緒になって解決のために取り組んでまいりたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ぜひ国を挙げて働き方改革という形でいろんなそういう個人のやっぱり人間性を尊重しながら改革していこうよというような取り組みをしているわけですから、ぜひ取り組んでいただきたいと。それによって職員力をつけた上で、全国一の町にするには、やっぱり職員のそういう力が非常にウエートが高いというふうに私は常々感じておりますので、ぜひ力をつけていただきたいなと思います。

この質問の最後に、最近、去年から我々の議員からの勝手なお願いで研修の際には、職員も同行していただいたらどうだということで、快くご協力いただいて、去年、ことしと行っているわけですけれども、その辺に対してどのような報告というか、評価されているのか一言お伺いしたいなというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

このことについては、本当に議会事務局の職員だけではなく、私ども町長部局または教育委員会部局なんかにもお話をさせていただいて、今私も復命書で厳しく言っておるのですが、やはりただ報告ではなく、考察をして、そして提案、次私どもがこういうところを視察してきて、こういうことをやってみたいという提案をするような復命が出てきております。だから、よかったなど。そして、いわゆる中堅どころの職員たちが議会の議員さん方と一緒に研修することによって、いろんな情報の共有もできるということで、今総務課長に指示しておるのは、1年に1回でもいいから、議会と私ら、もうはっきり言って、私どものほうから出した職員、私らも一緒に入って、考察、提案、この中身を精査して、それをまちづくりの活性化につなげていったら、非常に私はいいい形ができて、それをやることによって町が見えてくるということで、余り今まで議会と私ども町長部局等は、一線を描くということがあったのですが、これからはまさに両輪のごとく進めていくと。

昆秀一議員からも質問のあった政策循環、こういうふうなことをやはり進めていくことでも非常に大事なことだと思っておりますので、本当にこれは心から感謝を申し上げたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

それでは、1問目の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩に入ります。

再開を午後1時といたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、2問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） それでは、2問目の質問に入ります。スマートシティ、IT環境技術を駆使した環境配慮型都市ということで以下について伺いたいと思います。

2020年からパリ協定が始まるわけですが、最大排出国の米国が離脱し、日本も石炭火力発電に頼っているため、非常に消極的と評価され、日本の温暖化対策は、米国とともに最低ランクとなっております。温室ガスの削減は、発生を抑える再生可能エネルギーの普及拡大と省エネ家電の拡大、二酸化炭素を吸収する森林資源の保全整備が大変重要なわけですが、以下お伺いいたします。

1、温暖化に対する当町の考え及び取り組み状況を伺います。

2、再生可能エネルギーへの本町での取り組み状況及び本町におけるエネルギー自給率をお伺いいたします。

3、林業事業への当町の取り組み状況についてお伺いいたします。

4つ目、IT及び環境に対して小中学校での取り組み状況をお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） スマートシティ、IT、環境技術を駆使した環境配慮型都市についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町においても温暖化の主たる要因である二酸化炭素等の温室効果ガスの削減は、重要な課題であり、そのため再生エネルギーの普及や省エネルギーなどの取り組みが必要不可欠等の考えから、新エネルギーの普及拡大に向け、一般家庭への太陽光発電システム設置時の助成や公共施設への率先導入、ハイブリットなど、クリーンエネルギー自動車の公用車導入を行ってきたところであります。また、今般契約いたしました公共施設等先進的CO<sub>2</sub>排出削減モデル事業により、公共施設の照明器具をLED化し、自立分散型エネルギーシステムを構築することでごみ焼却による余剰電力を活用するほか、太陽光発電による再生可能エネルギーを最大限利用するなど、再生可能エネルギーへの代替及びエネルギー消費量の削減の両面から温室効果ガスの削減による温暖化防止に



以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 2040年までに軽油、ガソリン車の廃止ということでヨーロッパ、イギリス、フランス、そのような方針を固めております。中国、インドもEV車、電気自動車に切りかえるというふうに言われております。それに対して日本の対応は、まだまだ石炭火力発電に頼っているような現状であります。矢巾町の新エネルギービジョン、24年版が改定版ということで出されているわけですが、そのときの太陽光の発電目標、平成22年度600世帯、2,300キロワット、1.53%と。それに対して平成32年、10年後に2,400世帯、1万3,000キロワット、7.08%となっているわけです。先ほどの回答では、わずかしこ上がっていないわけですが、600世帯のところから199世帯、ふえたと思うのですが、あと3年で32年までにどのようにして達成できるのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 遅参の旨連絡がありました高橋七郎議員が出席しております。

浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成24年度、新エネルギービジョンの改訂版ということで、これはいわゆる福島第2原発のそういった自給率の低下の燃料事情の関係から改定したものでございますが、やはり再生可能エネルギーが非常に重要となってくるということで、こういった改定をして32年度の目標は2,400世帯といったところで、今現在どうかというと、これに比較しまして、今ことしも何件かあるわけですが、800世帯といったところで、あと3年ばかりの間に1,600前後の世帯が果たして太陽光発電を設置できるかといったようなこととなりますと、まず矢巾町の場合は、地域の住宅が建つところも余りないわけでありまして、やはり今の状況を見ると、新規の住宅を施工する際に取りつけるというのが主でございます。年に二、三件は既存の住宅に取りつける方もおりますけれども、やはり今制度も大分変わってきておりまして、買い取りの金額も下がっているといったこともあって、なかなか進まないのかなということもございます。

ただ、いずれこういった目標は、ちょっとなかなか実際に達成することは難しいかとは思いますが、今皆さんもそういったエネルギー事情のこと、再生可能エネルギーについては、理解も進んで、そういった気持ちのある方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方には、広報等を通じてPR等はしておりますけれども、さらにPRを進めて

まいりたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いずれ事は温暖化をどうやって解消していくかということが大きなテーマなわけですが、これは矢巾町だけで当然できることではありません。しかし、それぞれが本気になって取り組んでいかないと、今農業においても、その温暖化の影響でかなり、栽培する品目が南のほうではみかんがとれなくなったり、米が北海道でばんばんとれるようになってきたり、いろいろそういう農業事情の変化もあるし、もちろん温暖化によるいろんな災害が発生しているわけです。それこそ矢巾町だけでできることではないですけれども、我々も本気になって取り組んでいかないと、これがいずれそういうような方向に地球が傾いているとか、なっているということだけはもうそれこそそのとおり、皆さんが知っているとおり事実ですので、もう少しいろんなそのときそのときの環境の変化あるいはそういう条件の変化あると思うのですけれども、それに順応に対応していかないと、きのうも町長さん言っていましたけれども、計画のときは一生懸命やるけれども、その後がそれこそ計画、しっ放しだと。まさにこの件に関してもそういうような状況にならないように、もちろん買い取り価格が下がったり、いろんな条件の変化はありますけれども、それでは別な方法がないかというような見方をしながら取り組んでいく必要があると思いますので、ぜひもう一回見直しながらねじを巻いていってほしいなというふうにと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 大変厳しいご指摘、そういったことで計画段階では、そういった大きな計画を立てているわけですが、なかなかそれが進んでいないということで非常に反省もしております。こういったエネルギー事情は、今原発がとまっているということで非常に自給率も低くなっております。そういったことも含めてやっぱり再生可能エネルギーというのは、これから必要になっていくということで、答弁の中にもありましたとおり、一般住宅については、そのとおりの結果ではありますが、公共施設にも防災拠点ということもありましたけれども、国の補助を導入して11カ所に太陽光発電を設置し、また今回も環境施設組合のごみの焼却の、そういったエネルギーを利用しながら町内の施設にLED化をするということで、町としてもそういったことを進めておりますし、また公

用車についても、そのとおり順次ではありますが、進めております。そういったことを今後も進めまして、何とか町としてもそういったエネルギー事情に自給率を高めるようなことを肝に銘じてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いずれ個人住宅ではなく、公共施設もどんどん、それこそ改善してきているわけですから、トータル的な評価をやっぱりきちっとしておいて、いやこっちはだめだからこっちでふやしたとか、そういうトータルできちっと評価できるようなシステムにしておいていただきたいなど。また、後日確認する機会があると思っておりますので、ひとつ評価をきちっとしておいて、さらに進めてほしいなどと思っております。

それから、東小学校では環境学習を熱心に行っているようでありますが、効果が大変あるようであれば、これは環境教育というのは、これは一小学校だけでやるのではなく、ひとつ横展開をしながらいいものはどんどん広めて行ってほしいなど、こう思うわけですが、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

東小学校は、理科の学習の指定を受けて、その関係で環境教育に力を入れているという学校でございます。これがこの学校だけではなく、今横連携というお話がありました。いいところは、他の小中学校にも広めながら、そして取り入れてもらうようにこちらのほうでも働きかけをしてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、3問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 次に、教育環境整備についてお伺いいたします。

まずトイレ洋式化について小中学校及び他施設での対応状況と今後の改善計画をお伺いします。

2つ目に、体育館の屋根改修状況及び他施設での点検状況をお伺いいたします。

3つ目に、少年野球大会、来年度以降の実施計画についてお伺いいたします。

4つ目、待機児童への対応状況及び来年度以降の改善計画をお伺いいたします。

5つ目、町内小中学校の教員の超過勤務状況及び対応状況についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 教育環境整備についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、ゲートボール場、キャンプ場、総合グラウンドなど、一部の野外活動施設等では、和式トイレが設置されておりますが、指定管理施設を含めた公の施設では、ほぼ全施設で洋式トイレが設置あるいは今後設置される予定となっております。

2点目についてですが、町民総合体育館以外の点検状況についてですが、町民総合体育館のような大規模な屋根改修工事は必要ないものの、町内各施設に雨漏り対策等の修繕や改修を実施すべき箇所がありますので、各施設の老朽状態や危険性など、優先順位を明確化し、予算に反映させ、町民の皆さんが安心して利用可能な施設運営を行うように努めてまいります。

4点目についてですが、保育園の入所申請は毎月ありますので、各保育園、こども園に入所の調整を依頼して、待機児童対策に向けて取り組んでおりますが、年度の途中からは、新規児童の受け入れが少なくなることから、現時点で待機児童が発生しております。来年度以降については、新設保育園及び既存の保育園の定員増により、定員90名の増を予定しており、あわせて小規模保育事業や家庭的保育事業についても待機児童解消に向けて取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き教育環境整備についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町内小中学校の洋式化率につきましては41.1%であり、今後国に要望している交付金の採択状況に応じながら徳田小学校、煙山小学校、不動小学校の3小学校及び矢巾北中学校について、トイレの洋式化工事を実施してまいります。

2点目についてですが、今月中旬でアリーナ部分の屋根改修を終了し、今月中にはステージ上部部分の屋根改修を終了する予定となっており、その後に足場の撤去を予定しております。

3点目についてですが、現段階では、今年度の大会と同様の内容で実施したいと考えております。

5点目についてですが、超過勤務の状況は、平成28年度の月平均で小学校が約32時間、中学校が約37時間となっております。平成29年度につきましては、9月までの月平均で小学校及び中学校ともに前年同期と比較して減少しております。超過勤務の内容といたしましては、授業の準備、校務分掌の事務、校内行事等への対応、外部からの調査等への対応に加え、突発的に起こる児童生徒の事案に対する指導及び保護者への対応などが挙げられます。さらに、中学校においては、放課後等のクラブ活動や大会引率などの業務を行っております。生徒の活動の充実に比例して教職員の負担が大きくなっているのが現状であります。

それらを踏まえ、教育委員会では、働き過ぎ解消などの労働改善に向け、各学校から四半期ごとに勤務時間外状況報告書を提出していただき、毎月開催の校長会議において議題として取り上げ、働き方の改善につながるような取り組みを行うよう促しております。各学校においても、朝礼及び学校内での会議等において、改善に向けた働き方の具体策について、あるいは休み方対策について討議するなどの取り組みを行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） トイレの改修については、順次進んでいるようですので、くれぐれも早く進めていただきたいなと思います。それで、町内の各施設の状況なのですが、体育館改修は終わるにして、その隣のトレーニング場のまださびが残っていると、そういう話も聞いております。それから、つなぎの廊下、ここも何かふぐあいがあるというふうに伺っておりますが、その辺の状況と、あと各施設に雨漏り等の修繕改修の必要があるとのことですが、主なところがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本年度アリーナ部分と、あとステージの上の部分の改修工事を行いまして、来年度トレーニング棟の残りの部分の改修を行う予定となっております。

以上、お答えといたします。

（何事か声あり）

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） 体育館については、改修工事、来年度行うところについて

は、雨漏り等はない状況ですが、大分老朽化しているということで改修をするものでございます。

あとほかの施設といたしまして、社会教育課で管理している施設といたしましては、田園ホールのほうが雨漏りの状況が見受けられるので、今年度公民館と田園ホールのほうが打診調査を行いまして、その結果に基づいて壁等の緊急を要するところはないのですけれども、大分老朽化しているということで浮いているところがあるので、来年及び再来年の2年間で改修をする計画となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 矢巾中学校の卒業式、入学式だったか、ちょっと忘れましてけれども、生徒会長が挨拶で言っていました。できない理由ではなく、やりたいことに挑戦したいというふうに言っておりましたが、本当に各学校に行ったときに、いろいろ教えられてくるような状況なのですけれども、そういう中で、先生たちの環境が非常に大事になってくるわけですけれども、それに対して、超過勤務短縮に向けた取り組みは、いろいろ進んでいるということなわけですけれども、教員の負担軽減策として、事務代行要員の配置とか、部活休養日の基準設置、外部指導者の活用等、いろいろ対応策が出されているわけですけれども、本件は78%が大体対策されてきていると、そういうふうな状況で進んでいるわけですけれども、当町の進みぐあいの状況をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教職員の働き過ぎのことに対する対策、国からのいろんな対策が出てきております。それに向けて本町でどのぐらいのことがなされているかと。まだ思考段階というか、考えている段階でございますので、今後いろんな状況を踏まえながら町当局とも相談しながら進めてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いずれ文科省の調査でも小中学校の教員の出退勤時刻の管理がタイムカードで厳格管理されていないのは7割以上ということで、いつ帰ったかというか、

管理方法が非常にプアな状態で管理されていると、そういうのが指摘されております。そういうものを含めて今後の改善をお願いして、ひとつ先生たちにも余裕を持って生徒に当たっていただきたいと、指導に当たっていただきたいと思うわけですが、その辺の対応の予定について伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

タイムカードについては、前回の議会の中でも村松信一議員のほうからも提案がございました。この間の新聞に熊本の県立学校でタイムカードの導入ということが決まったようです。全国でもそういうふうなことが出てまいりました。ただ、私個人の考えからすると、タイムカードというのは、教職員の勤務にはそぐわないものがあります。それがもう少し改善されてくれば、導入ということも考えられると思うのですが、教職員というのは、土日の仕事もたくさん多いですし、時間外の仕事、家庭に帰っても仕事を持って帰る、あるいは保護者からの電話を家で受けなければいけないとか、そういった仕事がございます。そういったことでも含めてタイムカードについては、あるいは教職員の勤務については、これからいろんな形で考えていかなければいけない課題だと思っております。ただ、本町の先生方、一生懸命頑張っていただいております。その代替としてしっかりと休んでいただくということも教職員の皆さんに校長を通じて話をしてもらいたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 最後になりますが、きのうコミュニティスクールのお話があったわけですが、これを町民の方たちもお聞きしていますので、ちょっと詳しくお話ししていただいて、最後の質問にさせていただきます。よろしくお祈りします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） コミュニティスクールのことについてですが、これは今私のほうで考えているのは、八幡平市を一応モデルとして、今取り組んでいるところ、そして文科省のほうから専門官を招聘して指導していただきたいと、そう思っています。本町のように小中学校6校という非常に恵まれた数、この小中学校を6校を一つの大きなまとまりとして、その小中連携を含めて小学校1年生から中学校3年生までの9年間を踏まえた、そういうふうな学校として大きなまとまりの学校として取り組んでいきたいなど、そ

う思っています。そうすることによって中1ギャップだったり、あるいは小中の先生方の交流がうまくできたりとか、矢巾町の子どもたち全部を矢巾町の保護者の皆様、地域の皆様がみんなで見ると、それからそこに勤めている教職員もほかの学校の子どもではなくて、矢巾町の子どもだということで見守ることができるということを目指して進めてまいりたいと、そういうことでの私の考えでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） ありがとうございます。再質問はいいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして8番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

次に、14番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、小川文子でございます。日本共産党でございます。

質問の1問目は、2018年度の国保税について町長にお聞きをいたします。2018年度から国民健康保険の運営主体が市町村から県に移管されるに伴いまして、県内の多くの自治体は、約6%の減額となりますが、矢巾町を含む5市町はふえるということで、国及び県の激変緩和措置が講じられるということになりました。そういうことから以下質問をさせていただきます。

1問目は、2018年度の県が示した算定結果では、本町の1人当たりの保険税は11万768円で県内トップとなっております。激変緩和によって18年度と同様のような報道がされておりますけれども、このことについてまずお伺いをいたします。

2番目といたしまして、現在本町では、国保には資産割を賦課しておりますけれども、その資産割の賦課されている世帯数はどのくらいか。また、今後もその資産割を継続する考えかどうかについて伺います。

3番目は、ジェネリック医薬品の使用状況についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員の2018年度の国保税についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、制度の開始に当たり、被保険者に大きな負担が転嫁されることのないよう設けられた激変緩和措置は、平成30年度から平成35年度の6年間措置される予定となっておりますが、来年度については、県が推計した本町の保険税額の増加分に充てられることとなり、相殺される見込みとなっております。平成30年度以降も本町の被保険者数や所得医療費の実績により、国の予算に合わせた配分がされる見込みとなっており、激変緩和措置の計画を想定することが難しい状況であります。今後は、平成36年度以降の激変緩和措置の継続について国へ要望してまいります。

2点目についてですが、本年度の当初課税時点で資産割を賦課している世帯数は、3,267世帯のうち1,899世帯あり、今回の納付金算定では、所得割、均等割、平等割の3方式が用いられることから、納付金算定との整合性を図ることも考慮し、今後は3方式の国保税算定を検討してまいります。

3点目についてですが、本年4月診療のジェネリック医薬品の使用割合は、数量ベースで73.1%となっており、厚生労働省で示しております本年度の目標値70%を達成しております。今後も医療費適正化のため、広報や医療費通知等の周知を継続し、平成31年度の目標値80%の達成に向けて取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 激変緩和によりまして、来年度の国保税は17年度と同様の1人当たり9万8,884円となるということでありまして。そして、県あるいは国では、資産割をまず徴収していないということでありまして。そして、将来的には、やはり県で一体化の料金、国保税ということになっていくわけでありまして、答弁でも納付金算定との整合性を図ることを考慮して、今後は資産割をまずしない方式で検討していくということなのですが、いつぐらいをめどにそれを考えているのかについてまず伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今現在県内33市町村で見た場合、賦課方式の中で4方式を採用しておりますのは、27市町村なのです。ところが、市の大きいところ、いわゆる被保険者数で見ると、3方式のほうが若干多いということで、いずれ将来県は3方式にしたいということで、いずれそういった方向性に対して、私らもしっかり対応していかなければならないと。だから、

今のところは、段階的にこの資産割についてはなくしていく方向で、いずれ来年度から、30年度から始まるのですが、35年度の激変緩和措置の期間までに資産割をなくする方向で検討していきたいということで、それも段階的に進めていきたいということで、いずれ4方式から3方式に変えていくということは、これはもう時代の要請でもあるし、またこれからの流れがそういうふうになっておりますので、そのことでしっかり対応してまいります。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 当面、段階的に進めていくというお話を聞きました。この資産割をなくした場合、資産割の中の発生をしている世帯がまず42%、資産割を、資産を持っていらっしゃる方がまず58%ということで、今段階的という答弁でございますけれども、例えばすぐにでも廃止した場合に、どういうふうな影響が出るのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

資産割がどのような、なくなったときどのような影響を与えるかというようなことでございますが、今大体3,000万円ほど税の中に資産割の部分がございまして。これは、当然毎年賦課の状況で変わっていきますのであれですけれども、一応3,000万円くらいというふうに思っております。これがもしなくなるとなれば、その部分は、税額の総額がその分落ちるということでは、当然ございませんので、これは応能割、応益割50、50というような割合がございまして、当然応能割の所得割がその分ふえると、総額としてはふえるということでのちょっとバランスとってはあれですけれども、そういった形になろうかと思っております。ですので、所得のある方は、その分税金が高くなるのではないかなというふうに思っておりますし、資産のほうに偏っている方は、その分安くなるということでございます。いずれにしましても、そういった高くなる方もいらっしゃるれば、安くなる方も当然いらっしゃるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） そのようなことでありますことから、早急にそういう対策をとっ

ていただきたいと思います。

そして、ジェネリック医薬品が当初からかなり普及が進んでいるということで、やはり医療費の削減の上でも大きな役割を果たしているのではないかと思います。本町の医療費は、大変県内でもトップレベルに高いということでジェネリックを駆使したら、かなり下がるのではないかと考えたのだけれども、これだけ駆使しても、まだ高いということで、なかなかジェネリックだけでは難しいなという感触を持っていますけれども、そのことについてどう考えているかお聞きをいたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かにジェネリック医薬品普及進んでおります。いろいろ広報、通知等でお知らせしておりますし、病院等にもそういったポスターというか、お知らせをしております。今73%というようなところまで来ております。25年から見ても20%上がっているというような状況でございます。確かに数量ベースでは、このように上がっているわけですが、金額ベース、いわゆる医療費の部分に係るのは金額というところですので、金額ベースを見ますと、やはり全体の医療の中では4分の1程度しかジェネリックの部分というのはございません。

というのは、やっぱり先発医薬品というのは、高価なものですので、率としては27%ぐらいであっても、金額としては大きいということは当面続くと思われれます。ただ、いずれそういったジェネリック医薬品もどんどんふえておまして、実は今8月段階では、数量ベースの率としては、若干下がっております。というのは、後発医薬品の分母になる部分がどんどんふえているということもございますので、そういった後発医薬品がどんどん出てくれば、今度率が上がって行って、結果的には、先発医薬品の割合とは五分五分とはいかないかもしれませんが、そういった薬を使う、もしくは重症化になる前に、そういった薬を使って治すということが進めば、そういった高い薬を使う前に当然病気も治り、医療費もかからないということにもなろうかと思いますので、いずれにしても普及には努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 医療費を削減するということは、まず結果的な問題でありまして、

一番は、町民がいかに健康に安心して暮らしていけるかということに尽きるかと思います。健康で暮らしていくためには、まず病気にならない、あるいは早期発見、それらにとっては検診も大変重要であります。そして同時に、栄養的なことも非常に重要で、そのことも取り組まれていらっしゃいます。それでは、その運動施設がなかなか足りないということで、健康で暮らすためには、やっぱり運動も欠かせません。そして、何よりも病気の原因がストレスにあるということは、大体一般的な考え方でございます。町民のストレスをいかに減らすか、そして運動をどういうふうにして進めていくのか、これについてちょっと考えがありましたら、この場でお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 一つの例として、昨日もお話しいたしましたけれども、今試験的にタニタと町の間で実験をしております。タニタの健康プログラムというものに対してどのぐらい効果が出そうなのかということも含めて検証していきまして、その後効果が認められそうであれば、どんどん進めていきたいなというふうな考え方でおります。その中で、今もう一つ検討されているのが、健康ポイント制です。

どうしても、やはり運動をがんがんやる方、そうでもない方、ほとんど関心がない方、どうしても3層ぐらいに分かれてしまいます。がんがんやる方は、黙っていても大丈夫なのですけれども、中間ぐらいの方をなるべく積極的に運動するような、それから余りその気ではない方を少しでもそういった気になっていただくための一つの足がかりとしての健康ポイントというのは有効なのかなというふうに捉えておりましたので、そちらができるかどうか今検討中でございます。

いざ始めるとなると、比較のお金はやっぱりかかります。既存のシステム等を利用させていただくとしても、年間数百万円というふうなものが予想されておまして、すんなりさっと乗り込むという簡単にはいかないのかなというふうに思っておまして、そういった検討をしておりますが、いずれ少しでも、やはりその気になっていただくということが一番大切なのかなというふうに考えておりましたので、ぜひ我々の年代も含めた、今一番ばりばり働いていらっしゃる層にいかに健康に対してその気になっていただくかというのが最大のポイントなのかなというふうに考えておるところでございます。

そこで、健康、あと正直そんなにジムとか運動施設でなくても、歩くということが一番手っとり早い健康づくりだということが本にもよくあります。書店でも見たこともございます。私自身も最近犬の散歩を積極的にやるようになりまして、朝1時間ほど歩いている

のですが、二日酔いも治るという実感もしておりますので、ぜひ皆さんにもそういった感じで、まずウオーキングをというふうにお勧めしていくのが一番いいことなのかなと思っております。

あとなかなかその気にならない方や、もっとやりたいという方向けにも別な方法論でもいいと思いますので、そういったことを進めていくのがまず一番最初にやることなのかなというふうに考えて、来年度に向けて検討中でございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

いずれ今度の国保に関連しては、やっぱり国保運営というのは、これまでは医療費とか税のことだけだったのですが、今小川文子議員からのご指摘のとおり、もうそれだけではない、いわゆる健康を維持していくためにいろんな課が一緒になって横断的な対応をしていかなければならないと。私は、今住民課長に指示しておるのは、いずれそのために関係する各課が集まって、そしてどのようにしたならば、一番あれなのは、まず予防と健康づくりなのです。きのうもお答えしたのですが、所得水準は変えるわけにはいかないのもうこれは。だから医療費水準を変えていくためには、どのような形で進めていけばいいかと。だから、例えば生涯スポーツとか、そういうふうなものを、そして今言うような、企画財政課長の答弁ではないのですが、無理のないような運動習慣を設けてやっていくということで、いずれあとは国なり県からも、いろんな目標値が示されておりますので、それをしっかり。

これはもうあと健康長寿課の担当保健師たちをお願いしなければならないのは、今もうデータとして体脂肪率がどうなのか、もういろんなデータが出ますので、そこをどのようにしていけば改善できるかということを総合的に、そして複合的に取り組んでまいりたいと、こう考えておりますので、小川文子議員のご質問は、まさにそのとおりでございますので、しっかり対応してまいりたいと。そして、できれば矢巾町が、やはり岩手県で保険税を、いわゆる努力して、一人一人被保険者が努力して、そしてこういうふうなことが、課題解決ができたという一つのモデルにしていくように努力していきたいなと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目にまいります。

2問目は、国保税及び後期高齢者医療保険料の滞納者への納税相談について町長にお伺いをいたします。町長は、かねがね国保会計への法定外繰り入れはしないと。そのかわりに弱者対策を進めると発言をしましてまいりました。以下4点についてお伺いをいたします。

1点目、おのおのの短期保険証の発行数と留置数についてお伺いをいたします。

2点目は、納税相談には対話が重要であることから、納税相談に来庁しない方への対応について、対策についてお伺いをいたします。

3番目は、就労支援について、福祉・子ども課との連携の進捗状況。また、就労に結びついた例はあるのかについて伺います。

4点目に、このほか弱者対策としての取り組んでいることについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 国保税及び後期高齢者医療保険料の滞納者への納税相談についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、国民健康保険の短期被保険者証については、140件の発行数に対し、留置45件、後期高齢者医療の短期被保険者証については、10件全て発行済みとなっております。

2点目についてですが、催告等の通知文書の送達のため臨戸した際、滞納者と接触する機会があれば、その都度納税がおくれた事情をお聞きするなど対応をしております。

3点、4点目は、あわせてお答えをさせていただきますが、納税の窓口相談で健康や就労に関する問題を抱えているケースがあれば、随時担当課が連携を図り対応しており、月平均数件引き継ぎが行われているところであります。実際に就労に結びついた例については、現在のところ1件把握をしておる状況であります。

また、納税困難な方の状況に応じて社会福祉協議会などで生活相談支援を受けていただくよう誘導を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この短期保険証の留置についてですが、本町では、滞納者が納税相談に来庁して、納税相談が一つの短期保険証の交付の条件とされてまいりました。なか

なか来庁しない方に対しては、ある意味自己責任という形で、その保険証が交付されていないという状況にあります。私は、対話を強めてということをお願いをしましたけれども、隣の盛岡市では、短期保険証は5件の発行ですが、留置はゼロでございます。お隣の紫波町は、短期保険証が90件発行しておりますが、同じくやはり留置はゼロでございます。これらはなぜかと申しますと、納税相談を発行の前提としておらないということでございます。

本町は、ずっと今まで資格証明書を出さないで対応してきて、それは評価されてきております。そして、今度納税がコンビニ等でもできるようになって、より利便性が図られるということで、さらに滞納者の数は減るのではないかと想像しているところでございますけれども、いわゆる短期保険証をもらう方そのものが、いわゆる社会的弱者であることには変わりはありません。この弱者対策をどのようにしていくかということが、やはりこれから大きなテーマになるかと思えます。高橋町長に私も就任当時にこの問題をお聞きしたならば、行政の継続ということですぐに変えられるわけではないというようなお話でございましたが、いよいよ就任、来年最後、ことし3年目ということで、いよいよ高橋町長から留置はしないと、前提条件をつけないと、そういうふうなお答えをいただければ、大変ありがたいと思えますけれども、何とかその対応についてお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず矢巾町は、短期で対応していただいて、資格証明は、これはもう受診というか、医療に係る道を閉ざすことなので、それはもうあってはならないということで、それで実は、ことしの4月から福祉・子ども課の職員を1人税務課の徴収係に配属したのは、まず一つは、やはり福祉の関係が非常に多いということで、まず1年目ですが、もうなかなか効果というか、成果が出るのには時間がかかると思うのですが、いずれ税の場合、一番あれなのは、悪質なのか、悪質ではないのか、その見きわめが非常に大事なことで、その見きわめを誤ると、これまた大変なことになりますので、だから今お話のありました小川文子議員からの質問の内容については、いずれ私どもは本当に、例えばこれはやっぱり連携なので、水道もとめられているとか、電気もとめられているとか、やはりそういった総合的な勘案をしながら、やはり命にかかわることについては、これは何よりも最優先しなければならないことなので、私どもといたしましては、税だけではなく、そこで福祉のほうから

もそういう職員を出したというのは、異動させたというのは、そういうことで、いずれ今後上下水道課とか、または道路都市課の住宅使用料のこととか、保育料とか、いろいろあるわけです。

そういうところでやはり今内部でもそういう収納率の向上、対策本部なんか集まってやっているのですが、その際に弱者対策としてのこともこれから協議をさせていただく場を設けてやってまいりたいと、こう考えておりますので、ひとつ命にかかわることだけは、しっかり対応していきたいということでお答えをさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） その思い、答弁として受けとめますけれども、以前に質問したときに、留置の中にお子様がいらっしゃる家庭が1件ございました。今回は、お子様がいらっしゃる家庭があるのかどうかについてちょっと確認をしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 留置45件のうち高校生以下でありますけれども、こちらは5名というふうになっております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 3年前よりもふえているという感触を今持っておりますが、せっかく中学校までまずほぼ子どもの医療費が無料という状況まで進んでいる中であって、その恩恵を受けない人がいると、大変残念なことであるところです。

もう一つは、子どもが修学旅行に行くときに保険証が必要ですがけれども、保険証のない世帯に対して、教育委員会ではどのような対応をしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） ちょっと突然振ってあれですが、証明書は出ているのでしょうか、和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えをしたいのですが、手元に資料がございません。後刻ということでよろしいでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 後刻、全世帯に何か出ているのでしょうか、だって。出ていないの。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私もこの場で教育委員会に振って、最初町長にしか質問をしてい

ない段階で申しわけないと思いましたがけれども、ちょっと流れでそういうふうになってしまいました、失礼いたしました。

それで、5件という、全体の件数について先にお聞かせをしていただいて、今は子どものいる家庭についてお聞きかせをしていただいたところなので、そういう中で必ず修学旅行には保険証を持っていくことになっております。そういうときに、どういうふうな対応をしていらっしゃるのかなと思って、そこを確認をしたところでございます。特に教育委員会ではなくて構わないですけれども、後刻お聞きをしたいと思えます。子どもの医療費についてでもいいです。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えします。

修学旅行のことについてですけれども、そういったときに必ず保険証というのは発生しますけれども、これは後日だったりとか、あるいはそういうことが発生した場合、かわりのもので対応したりとかして困らないように、本人が困らないような対応は、各学校でしておりますので、その点については、ご心配要らないと思えます。

以上、その点についてだけご質問にお答えさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） せっかくの子どもの医療費の助成を受けられない子どもがいることについての所感をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 納税相談に直接窓口に来られない場合についても、例えばそれが電話であったりとかした場で、どうしてもそういう事情で、子どもの事情で必要だということであれば、こちらでは発行を拒むものではございませんので、いずれ何らかの形で税務課のほうにそういった納税にかかわるご相談があれば、どういう形でも対応したいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私から言えば、それは待ちの姿勢ではないかと思うのです。もちろん滞納した人は、一般的に見れば、真面目に払っている人に比べたら、いわゆる問題ということになります。しかし、こちらから電話が一本ぐらしかけられないのかなという、

私は子どものいる世帯には、3年前に特に配慮をしていただきたいという質問をしたけれども、それが生かされていないのかなと思って、大変残念に思いますけれども、そういうことについては、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今お話あったことについては、いずれこれは税務課だけの問題ではなく、先ほどお話し申し上げたとおり、いずれこれは全てのところにかかわる問題で、私どもといたしましては、やっぱりそういった意味でのホットラインをしっかりとつくっておいて、また先ほど私もちょっとそこまでは思いが及ばなかったのですが、修学旅行のときに保険証を持っていけないというような、そういうふうなことはあってはならないと思うのです。だからそういうことについては、ケース・バイ・ケースでしっかり対応してまいるとともに、やはり私どももそういうところにしっかり配慮できることが弱者対策でもあるわけですので、私だけが立派な答弁してもだめなので、これはまず関係する所属課がしっかりそういったことの思いを一つにして対応してまいりたいと、こう思いますので、ひとつご理解をいただきたいということで、本当に生活にお困りになっている方が修学旅行、またはこの間もいろいろ入学するときに、いろいろ議論になっておる、できれば早目に、入学する前に学習の支援をいただきたいとか、そういうことは、これからも国でもそういうことを前向きに検討しておることもありますので、そういったことも私どもやはり町内でそういったことの対応を一つ一つ洗い出して対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 町長さんは、一生懸命何でもやりますよと言っているわけですから、それ以上の質問もまずそこら辺考えながら、他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで休憩をとります。

再開を2時15分とします。

午後 2時05分 休憩

—————  
午後 2時15分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

再開の前に議長からお願いがあります。発言者も答弁者も声が低い、町長のように声高

く明瞭に答弁をするようお願いをいたします。

先ほど保留しておりました教育長から後刻答弁の申し出ありましたので、これを発言許します。

和田教育長。

○教育長（和田 修君） それでは、先ほど小川議員のほうからお話のあった件について、私のほうから報告をさせていただきます。

まず訂正をさせていただきます。今現在修学旅行で保険証あるいは保険証のコピーを持っていくということはしていないそうです。ということで、今現在教育委員会のほうに修学旅行で保険証、事故とかけがとか病気で保険が適用になったかどうかということについての報告というのは特にございませぬ。ということで、まずそのことを訂正させていただきます。

なお、そういったことも含めて保険証を持っていない子どもが困らないような、そういうふうな対応について関係機関と連携をとりながらこちらのほうでも考えてまいりたいと、そう思っております。実態の調査も含めてこれからさせていただきます。ということで後刻とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今の教育長の答弁のとおりでございます。まずいずれこれからお子さんたちは、例えばインフルエンザとか、いろいろなやはりこれから心配されることもありますので、いずれこのことについては、子どもさんたちが5人の世帯については、保険証を短期保険証であろうが、交付をさせていただくということで検討、もう前向きに進めていきますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、3問目です。子どもの医療費助成の拡大について町長にお伺ひをいたします。

子どもの医療費助成を中学校卒業まで拡大したことは、子育て世代から大変喜ばれておりますし、本町の出生率、数年前は、県下最下位で0.3程度でございましたが、現在は国及び県に匹敵するところまで上昇したということで、出生率の増加、それから町内移住の増加に結びついたのでないかと考えられて、大変これは喜ばしいことと捉えております。

このことからお伺いをいたします。

1 番、来年度高校卒業まで助成拡大できないか。また、その場合に係る経費についてどの程度見込まれるのか。

2 番目は、利用者への負担を軽減するため、全ての医療費助成制度について現物給付にできないかについての 2 点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 子どもの医療費助成の拡大についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、高校生まで医療費助成を拡大した場合の費用については、中学生の医療費助成の実績から推計すると、対象者722名に対し、給付額は約700万円が見込まれます。現時点で高校生までの拡大は考えておりませんが、本年度から実施しております中学生の医療費助成の実績や本町のニーズ、県内市町村の実施状況等を勘案しながら検討してまいります。

2 点目についてですが、昨年度子育て支援を目的とした医療機関受診の利便性を図るため、県が中心となり、未就学の子ども及び妊産婦医療費の現物給付化が実現いたしました。現物給付化は、当町だけの問題としてではなく、全県的な対応をしなければ実現できないものでありますので、引き続き県への要望をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 現物給付は求める、望む声は大変多いです。なかなか現実にお金がないと病院に行けないという問題と、それから一旦窓口で払って、また戻ってくるというそのシステムが大変面倒くさいというこの2つ、煩雑ということと2つがございます。そこで先般岩手県議会では、小学校6年生までの現物給付をする請願が全会一致で採択されまして、県としては、小学校6年生までの現物給付を検討したいということなそうがございます。しかし、これは市町村と足並みがそろわないと実現できないということで、市町村への喚起を促すということなそうなのです。

それで、本町の答弁は、前向きに県に要望していくという答弁でございましたので、本町は、前向きな答弁で大変よろしいかと思えます。引き続き県に対して現物給付を進める立場で進めてほしいと思えますが、県では、今小学校6年生までをまず進めていく方針でございますが、中学校卒業まで含めて県への要望をしていただきたいと思います。

その考えについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県のほうでそのような小学校6年生までということで請願が出たということで県のほうも前向きに考えていただけるということであれば、非常にこちらとしてもうれしいことだなというふうに思います。

いずれにいたしましても、これはいわゆる病院、岩手県内の病院、それから国保連、それから支払基金、そういった社保のほうの支払基金も全てがそういった統一した見解にならなければ事務が進みませんので、県のほうがそういったことであれば、進めやすいと思いますので、引き続き中学校までということで、いずれ一部負担を持たなくても受診できるような要望をしてみたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 高校までの医療費助成ということでいきなりという感じもいたしますけれども、子育て世帯を呼び込むために各市町村、いろんな取り組みをしております。特にもハード面では、子育て世帯に対して安価で利便性の高い住宅を供給するとか、そういうこともやっている自治体もありまして、総務常任委員会では、神奈川県山北町にその実態を調査に行ってみてまいりましたけれども、子育て世帯に特化した住宅を供給しておりました。そして、満室ということで、かなり利便性もいいし、駅のすぐそばで、そういうこともありまして、まずそういう実態を見てまいりました。

今後本町も人口3万人を目指すということでハード、ソフト、両方の面で進めていかなければならないと思いますけれども、すぐにハードが実現できるわけでは、財政状況もありますことから難しい面もあるかと思っておりますけれども、例えば高校生の場合、年間700万円あれば、まずできるということで、建物を建てるよりもはるかに安い金額でできるということのメリットがございます。いきなりということもございますけれども、やはりここまでできたのであれば、いよいよ高校生まで進めると、県内のトップレベルに立つというぐらいの大きな意思表示も、いずれトップに立って頑張っていくというような町長の答弁もいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず先ほどの医療費助成、現物給付、これいわゆる無料化というか、助成した思いが半減してしまうのです。いわゆる償還払いということになれば。だから、やはり現物給付は、もう県も国のほうに、政府に対しての要望ということなので、私らも県の町村会または市のほうの市長会、そういうところと連携して、県と一緒に、政府要望をしてまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいということで、もう一旦また自分の財布からお金を出してあれするよりも、もう現物給付であれば、そのままありのまま受けることが、受診できるわけですので、そういうところは、ひとつこれからも粘り強くやっていきたいと。

それから、もう一つは、今いろんな子育て支援も含めて、今プロジェクトを立ち上げてやっているのですが、やはり高校生まで医療費助成をやって、どういう効果が出るかという、やっぱりある意味では、数値化。そして、そのことによって医療費が確実にこのようにして減るのだという検証をしなければならないと思うのです。だから、今私、きょう本当にもう口すっぱく言っているのは、このことについては、もう横断的に各課でこのことをやることによってこういう課題もあれば、こういう成果もあるのだという指標をお互いに示し合ってやるのが大事なのです。

先ほど川村よし子議員のいわゆる22年から24年の、もう短期間でやめてしまったという試行的なことは、やはりやりたくないで、このことについては、私どもとしては、しっかり精査をしてやっていきたいということで、私にしては焦りもあるわけです。よそでやってできないというはずがないわけです。ただ、そのための指標をしっかり示してやっていかなければならないので、そこで高校生まで、今ここで医療費助成をもうやりますと言っては、これはだめなので、ちょっとしっかり検討させていただきたいということで、その中で切れ目のない子育て支援、それをこれからの町の活性化につなげていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、最後の4点目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 4点目は、町民へのきのこ食の普及についてでございます。

今回の質問は、私は健康に特化した質問に終始しているわけでございますが、本町は、

キノコの大産地でございます。この立地の条件を生かして、町民にきのこ食の普及をしてはどうかと考えるものでございます。キノコは、ご承知のようにビタミンD、カルシウム、そして食物繊維にすぐれていて、いわゆる肥満対策にもなります。これは、高血圧、糖尿病等の予防にもなります。そしてまた、霊芝等の効果なキノコでなくても、あらゆるキノコがいわゆる免疫力増強効果がありまして、健康のために大変資するということが言われています。今や国民の2分の1の人ががんに罹患し、3分の1の方ががんでお亡くなりになるというような状況にあります中で、このキノコを生かさない手はないかなという考えで質問をいたします。

1点目は、キノコのゆるキャラを町民から募集してはどうか。

2点目は、健康長寿課と産業振興課に連携するきのこ係をつくり、生産、加工、消費を図り、6次産業化を推進してはどうか。

3点目として、スープ等キノコ加工の取り組み状況についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町民へのキノコ食の普及についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、既に県がデザインをした原木シイタケを模したゲンボくんという、いわゆるゆるキャラを町内外でPRイベント等で活用しております。今後また新たに町民からゆるキャラの募集を行うかは、これからのPR事業計画などを踏まえて検討してまいります。

2点目についてですが、町産品を用いた減塩食品の開発において、健康長寿課と産業振興課が連携し、浅沼醤油店とともに共同開発いたしました減塩しょうゆであります、いわて健民のだしつゆには、町産シイタケが原料として使われており、今後も両課が連携して6次産業化を推進してまいります。

なお、現時点できのこ係を設置する予定はありませんが、それぞれの係が連携してまいります。

3点目についてですが、昨年度町の特産品開発事業として、菌床シイタケの粉末を用いたやはばのしいたけスープを開発したものの、風味等に課題があり、商品化に至りませんでしたので、この反省を生かし、昨年度に県の特産品開発事業として、やはばくだんをやはばおでんの具材として商品化したほか、現在は町産菌床シイタケの幼体の商品化を模索しております。町といたしましては、引き続き関係機関と連携の上、町産シイタケの商品化、販売促進等を実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 本町は、大変医療機関にも恵まれていて、高度医療を受けられるような状況があることがまず医療費の高い原因にもなっておりますけれども、一方で、やはり病気を治すということが予防の、軽減につながることは言うまでもありません。キノコというのは、現在の現代病にとって大変な有効な食材であるということを私も今再認識したところでございます。知らず知らずのうちにキノコは食べているわけでございますけれども、せっかく町民の、町のいわゆる特産品でございますので、もっと町内の人に食べていただく。そして1日1回キノコを食べる日、そういうふうな、いわゆるPR、1日1回キノコを食べたらどれくらい病気にならなかったか、そういうふうな話の種になれるような環境づくりをしていくことが求められるような気がいたします。そのためには、県のゆるキャラとはまた違う、町内のいわゆる消費を喚起するための町民への啓発のゆるキャラといたしますか、そういうものがあれば、意識啓発につながるのではないかと考えるわけでございます。

そして、本町の場合は、キノコは各産直でも売っております。求めやすい値段でありますので、利用しやすいとは思いますが、これをさらに普及するシステムといたしますか、そういうものを考える上でも道の駅構想というのも非常に重要になるかと思っておりますが、現時点、各産直にお願いして、特にキノコに光を当てるような対策を求めることはできないのか、そのことについてもお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在ある矢巾町のある産直につきましては、自分たちの生産者がつくっている農産物を出品している例が多くございます。それで、産直ですので、いろんなグループが存在しておりますが、今ご提言があったように、矢巾町の大きな特産品であるシイタケについて各産直での販売につきましては、産直の協議会というか、グループがありますので、そちらのほうに提案をしながら、より多くの場所で町内のシイタケを売っていけるような方策を考えていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　そしてまず次に山崎議員が道の駅を聞きますけれども、私もいわゆる道の駅というような施設がこういうのを宣伝するのに最も適しているような気がいたします。イメージ効果が大変強いと、それから料理の紹介とか、あるいは自分はこんなふうにしてキノコを毎日食べているよというような紹介とか、いろんな紹介がしやすいのではないかと考えます。即にでもそれができない状況であるならば、私が今ちょっと各産直ということもお話をしましたし、あと駅の自由通路等にキノコのいわゆるゆるゆるキャラとのぼり旗か何かを置いて宣伝すると、健康のために食べてみませんかみたいな、そういう、あるいは町内のいろんなイベントのときに、そういう宣伝をする、あるいは町内の集まりのときに宣伝をする。そういうふうにして、いわゆる生活習慣病及び難病といますか、そういうふうな病気を減らしていく努力をぜひキノコでやっていきたいと言っていたきたいというふうに考えますが、再度そのことについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

キノコについては、特にも平成23年3月11日の東日本大震災で特にも原木シイタケは、大変な、いわゆる2つの風で今も悩まされておるわけですが、一つは風評被害の風、一つは風化すること。それで、今のところ東京電力に今月20日、原木シイタケの関係者の方々と、できればもうそういったことは、もう最後にして、できれば次の展開に望んでいきたいということで、東電のこれまでの対応、今後のそして対応をどういうふうに考えているか、原木シイタケの生産者の方々等も一緒に行ってきますが、その中で、今シイタケは、例えば菌床シイタケの先ほど幼子実体という、赤ちゃんシイタケと言っているのですが、今うちの産業振興課長が答弁すると思ったら、やらないのであれなのですが、いずれ今県のいわゆる振興局で一生懸命これやるべということになっていたのです。そして、それをこれからみんなに普及、PRをしていくべということをおかれておるのです。だから、そういうことを早く、それで今私も横文字余り得手かからないのですが、グルタミンとか、オルニチンとか、そういうようなものが豊富に含まれておると。それで、余り私にとってはあれなのですが、いわゆるお酒のつまみとしては、非常にいいと。それはなぜかという、今言った成分が肝臓とか何かにもいいのだそうです。それを商品化、今まで捨てておったわけです。それを商品化するかということで、今町内の菌床シイタケの皆さんとこれからどうしていくかということで進めてまいります。

いずれそういった中でPRをこれからどういうふうにしていくか、これなのです。だから、川徳の前のイベントで私も行ってきたのですが、いずれこれからいろんなイベントを通してPRをしていく、または今お話あったような、矢幅駅のインフォメーションコーナーにそういうふうなところにシイタケの原木とかを置いて、そして皆さんにPRしていくとか、もうそういうことをやはり積極的に取り組んでいかなければならない、もう今そういう状況に来ておりますし、きょうの日本経済新聞にも、もう皆さん既に見られているかと思いますが、きょうも出ているのです。特に塩彩プロジェクトの関係で、そういったことで日経の東北版に、後からお目通ししていただければあれなのですが、せっかくいろいろな取り組みをしているのだけれども、それを形にして見える化ができないと。そこが情けないのです。だから、あとはやる気だけの問題です。先ほどの藤原梅昭議員ではないけれども、成功の反対は何かと、もうやる気があるかないかのことなようですので、ぜひ挑戦してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 小川議員の4問目の質問を終わりました、以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

次に、10番、山崎道夫議員。

1問目の質問を許します。

（10番 山崎道夫議員 登壇）

○10番（山崎道夫議員） 議席番号10番、山崎道夫でございます。3点の質問をさせていただきますが、まず1点目から。土地利用計画の具体的構想と実現について伺いをいたします。

本町の継続的発展と活性化を見据えた有効な土地利用については、長年の懸案であり、早期に具体的な構想を立て、その実現に向けて全力で取り組むことが求められています。具体的には、今年度から来年度にかけ都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画など、各種計画の改定に着手するとの方向性が出されております。情報共有を図るため、以下4点について伺います。

1点目でございます。都市計画マスタープランの改定案について、12月をめどに議会に示すとしておりますが、現段階における取り組み状況と今後のスケジュールを示されたい。

2点目、都市計画マスタープランの改定案について、パブリックコメントを実施すると

していますが、パブリックコメントの実施だけではなく、地区別に説明会を実施し、広く町民の意見を聞く機会を設けるべきと考えますが、どうでしょうか。

3点目、ことしの9月議会において、土地利用計画について質問した際、地区計画について、土地所有者などへのアンケート調査などにより、意向を把握し、説明会等諸状況に合わせた対応を進めていくとしておりましたが、今後の予定も含めた取り組み状況について明らかにされたいと思います。

4点目、新たな産業用地の造成と企業立地用地の確保については、幅広く企業のニーズを把握し、その結果を土地利用計画への具体化を図るため、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画などの見直しに積極的に反映させていくとしておりましたが、現在企業ニーズは、どの程度把握しておられるのでしょうか。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、山崎道夫議員の土地利用計画の具体的構想と実現についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、これまで改定検討委員会を2回開催し、今月は庁内会議や3回目の検討委員会を開催して、全体的構想を取りまとめる予定としておりましたが、本町が目指しております住宅地開発などで前提となる市街化区域の拡大が少子高齢化など、社会情勢の変化により、農業振興地域の整備に関する法律や農地法などの農政諸制度との調整の面から、全国的に非常に難しくなっている現状であり、これにかわる方法として、地区計画を活用できないか関係機関との協議を行うとともに、都市計画マスタープランへの位置づけ方法を検討しているところでありますので、議会にお示しする時期につきましては、もう少し時間をいただきたいと思っていますところであります。

なお、今後の予定といたしましては、議会説明、改定検討委員会のほか、現行都市計画マスタープランに記載がない事項についての関係機関との協議、パブリックコメントなどを実施し、今年度末の完成をめどに進めてまいります。

2点目についてですが、都市計画マスタープランは、広く町民の意見を聞き、議会の議決を経て定められた町総合計画に則したまちづくりの方針であり、基本的には、具体的な開発計画を示すものではありませんし、新たに市街化調整区域地区計画の活用や都市計画制度が掲げておりますコンパクトプラスネットワークの面から中心市街地拠点と既存農村

集落の位置づけなどについて本町の考え方をお示ししますが、現行の都市計画マスタープランの内容を大きく変えるものではないため、改定内容を示した上でのパブリックコメントなどにより、町民の意見を集約したいと考えております。

3点目についてですが、都市計画マスタープランとは別に市街化調整区域地区計画に係るガイドラインを今年度中に策定する予定であり、あわせて地区計画申し出制度に係る条例整備を行うこととしております。ガイドラインの内容としましては、土地利用の方針のほか、地区計画策定に係る町や申し出者となる開発者、住民等がなすべきことを示すこととしておりますが、実際に実施している県外自治体の例を参考に現在検討しているところであります。

なお、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であることにかわるものではありませんが、地区計画申し出者による申し出内容についてともに検討し、町の諸施策上、適切であると判断するものについて都市計画決定の手続を進めていくこととなるものであります。

4点目についてですが、現在は、県の担当者、金融機関及び開発事業者等を通じて企業立地のニーズについて情報収集を行っておるところであります。これまでにあった問い合わせといたしましては、業種としては、運送業及び製造業が多く、面積として1,000平方メートル程度から最大2万平方メートル、場所については、特段の要望はなく、中小企業に関しては、盛岡広域南部で整備済みの条件のよい物件を求める傾向が強くなっており、計画的な土地利用を図り、町内への誘致を進めるためには、誘致活動とあわせて新たな工業団地の整備を検討する必要があるものと感じておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 本町の適切な土地利用と利便性と発展性を高めるまちづくりについて、何度となく一般質問を行い、政策提言も行ってきましたが、総合的な土地利用の展望がなかなか開かれない中、市街化調整区域における土地利用について、地区計画制度の活用で土地利用の推進を図ることができることを知ることができました。この間の一般質問において、地区計画についての本町としての考えが出されておりましたが、地区計画は、都市計画における町決定の一つであることから、都市計画マスタープランに、その活用について示すことが必要という見解がこの間示されてまいりました。今回の質問につきましても、それぞれ現状の状況なり、あるいは今後の方向性がある程度示されましたけれども、

何点か確認したいことがございますので、その点について再質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、9月会議においては、都市計画マスタープランへの地区計画の位置づけ、これについては検討をし、議会にお示しをする時期については、10月あるいは12月のあたりを考えていきたいという答弁でございましたが、今回の答弁は、いろいろ社会情勢の変化とか、農業振興地域の整備に関する法律や農地法などの農政諸制度との調整の面から全国的に非常に難しくなっている現状だということ、それにかわる地区計画を活用できないか、この検討をしていくと。したがって、もう少し時間をいただきたいという答弁でございますが、具体的には、まだ方針が定まっていらないように感じるわけでございますが、いつころ議会には示す考えなのか、まず1点お聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

具体的に先ほど町長答弁ありましたように、当初予定より若干おくれておまして、現在のところ県とまだ調整中でございます。それで、来年1月に改定検討委員会とあわせ、その後に議会のほうに説明をしたいということで準備を進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） いずれ年度内には示されるということだと思えますが、関係機関というのは、今お話あったように、県だというふうに理解をしますが、そのほかの関係機関というのはあるのでしょうか、その点お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

検討している機関といいますのは、うちのほうでいいますと、県の都市計画部門でございますし、当然先ほど町長答弁でもありましたように、調整区域には、農振法あるいは農地法という部分が絡んでまいりますので、こちらにつきましては、いわゆる農政部門が担当になるかと思えますので、いずれも県の機関ではありますけれども、それぞれ窓口が別になりますので、それぞれ検討する必要があるということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 以前に県の段階では、地区計画の方針が示されているということが答弁にあったわけですが、今回の本町における地区計画を進める上で、県の地区計画との整合性というのは、そんなに難しくなく図られるのではないかと、私自身はそう思うのですが、その辺の見通しというのはどうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

いわゆる都市計画のほうの部門におきましては、地区計画の関係については、いわゆるうちのほうから提案しているものでございますので、それをもって県のほうにお願いしたという最初の経緯でございます。それをもって県では、他県のほうの状況を確認したりしておりまして、その間、盛岡広域の都市計画の関係する盛岡、滝沢含めていろいろ検討しておりまして、都市計画部門につきましては、基本的には、地区計画制度を進めていくということで、そのような形の中で町としても進めていきたいということで現在考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 今までの部分では、ある程度理解はできたのですが、実はこの地区計画、私ども会派あるいは産業建設常任委員会でも先進地視察をしながら、それぞれ研究あるいは調査をしてきたのですが、本町における地区計画制度を進める上に当たって、ちょっとなかなか私の頭で能力不足もありますが、理解できない部分があるのです。それでお聞きをいたしますが、例えば煙山小学校周辺、ここは農業集落的土地利用ゾーンということで、前から示されていますが、ここも地区計画の対象区域にしたいというお話はずっと伺ってきましたけれども、例えば具体的にこの地区を都市計画制度を使って土地利用を図る上で、例えばその提案制度とか、申し出制度があるのですが、それにもっていくための、いわゆる手順といいますか、その辺のフローといいますか、その辺ちょっとわかりやすく説明をしてもらいたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

今ご質問のありました例えば煙山小学校近辺ということでございますので、例えば地区計画の申し出制度ということでご質問ありましたが、こちらにつきましては、前回の議会でも答弁しているとおおり、条例を制定した上で、その制度を設定していかなければなりません。それで、今回の町長答弁にもありますとおおり、このマスタープランに合わせて地区計画を検討しているわけでございますが、あわせて条例のほうも検討を今現在しているところでございます。

その中とあわせていわゆる方針ということで手続の方法、例えば町が率先して行うべきもの、地域の方々のほうで行うべきものというふうな、それぞれの手続の考え方というのを全国的には、そういった手順というのを示しておりますので、そういったものを現在考えております。

それで、場所につきましては、例えば地区計画制度というのは、どっちかという申し出制度でございますので、地域からの申し出によってということで今までお話ししているとおりでございますので、町がここからここまでの範囲ですという形ではなくて、地域の方々のほうでここからここまでやりたいのだけれども、どうだというような形の中で協議していくというような考え方を持っておりますので、条例制定後、実際進める上では、そのやり方自体が広域としては初めてなものでございますので、当然やり方がわからないという部分もございますから、まずは地域の、以前もお話ししたとおおり、代表みたいな方々にご説明をして、理解した上で地域の方々へ、例えば説明会等を開催するとか、そして理解を深めた上で、ではどういったその土地の利用をしていくかというのをお互い町とあわせて考えていくというような考え方で進めていければなということで、先ほど言いました条例とあわせ、その手続の方針についてもあわせて現在検討しているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） これは、市街化調整区域の中での地区計画にかかわるガイドライン、それから今課長からありました条例の整備、これは9月会議で私も提案をしたといたしますか、そういう手順を踏むとあって、そういう質問はしてございましたけれども、その方向性が今示されたわけですが、例えば地区でここをいわゆる住宅地にしたいとか、あるいは産業の立地の開発にしたいとかという、そういうことも可能なのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

先ほど言ひましたように、場所的には、地域の皆さんと一緒に考えていくというのがまず一つ。それから、中身につきましては、地域として何が必要か。例えばいわゆるコミュニティの関係で人口が減っているのだから、例えば住宅が欲しいとか、あるいは例えば仕事の確保のために、雇用を確保するために、例えばその社会的なものを設置したいとかという部分に関しましては、先ほど言ひました申し出制度の中で検討していくものでございませぬので、何がよくて何が悪いというのではなくて、地域のほうで何がやりたいのかという部分を出していただいて、それをもって町と地域と一緒に考えていくというような考え方で進めていきたいと思ひておりました。

以上、お答えをいたしませぬ。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問は。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） かなり見えてきました。そこで地区計画の関係については、またいつかの機会で一般質問をと思ひますが、実は企業誘致の話なわけですが、これは町全体の話になっているわけですが、若者世代の定住化を図るためというのが本町の大きな3万人構想に向けての目玉と申ひますが、取り組まなければならない大きな事業になると思ひますが、それぞれ1,000平米とか何万平米というのは、先ほど答弁でありましたが、現実に矢巾町で企業立地の場所、いわゆる工業団地的なものは、今現在もいっばいなわけです。そこでそれをやっぱり前進めさせていくためには、そうしたいわけの計画を組んでいくということになるわけですが、これは地区計画程度では、ちょっとなかなかできない話になるのではないかと思ひますので、そういった今後の大きなプロジェクト的なものになると思ひますので、工業団地を、この中にも、答弁にございませぬが、検討していく時期に来ているというような答弁になっているわけですが、もう既にそういうふうなことを考えるチームが必要ではないかというふうに私自身は思ひますが、それは当然町長が何回も言ひていますが、各課横断的に今の状況で何をなすべきか、今私言ひているのは、企業誘致の話と工業団地の造成の話になるわけですが、いわゆる指標を出すなり、課題を出すなりして、いわゆるチーム、作業部会みたいなものをつくってやっけていかないと、なかなか前進しないのではないかなというふうに思ひますので、その辺の考えについて、これは町長さんに聞いたほうが良いと思ひますが、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まずいずれ矢巾スマートインターチェンジ、これは最初は、まず岩手医科大学の附属病院があれだということで救命救急医療の一環として考えられたわけですが、しかしそれだけでは矢巾スマートインターチェンジの利活用はもったいないわけですので、そしてもう一つは、上り線、下り線が、よそはまず同じところがほとんどなのですが、たまたま別々になっておる、そういった地形もうまく利活用させていただいて進めていきたいと。

ただいま山崎道夫議員からお話あった大規模なプロジェクトになるのです。まず一つは、盛岡西バイパス、南進、これの位置づけ、これが1つと。それから、やっぱり西部地域の活性化を考えたときに、下り線の、前、新総合運動公園構想あったときに、いわゆる清水野までいろいろなことを考えたのですが、私はそれを新総合運動公園は、もうこれは頓挫したわけなので、そこをひとつ企業誘致の大きな目玉にしておきたいと。そして、上り線は、きょう道の駅構想の話も出るのですが、そういうことも含めて考えていきたいということで大規模なプロジェクトになるので、ご指摘のとおり、やはりチーム編成をして、特にも県、国に、特に今あれなのは、産業振興課長にも何回も話ししているのですが、東北農政局、ここのご理解をいただかなければならないわけです。そして、今鹿妻穴堰では、来年度から4,000町歩に、そのまず5%ぐらいまでは、200町歩までは変更があっても、その範囲内であればということなのですが、いずれ今後そういった関係機関、団体を一つに束ねてやっていきたいということで、それから今企画財政課長にも指示しておるのは、私ども矢巾に本社とか、機能が東京とか仙台とかあるわけです。そういう企業の情報収集、今ここであれば、すぐわかりやすいのであれば、ベンも本社機能は東京にあるわけです。関連会社もあるわけです。そういうところの、いわゆる盛岡広域としての企業立地セミナーはあるのですが、その矢巾型バージョンを考えていきたいということで、これも今一つ一つ丁寧にやれということをしておりますので、そういったことで今考えているのは、矢巾スマートインターチェンジ周辺。

それから、もう一つは、やはり徳丹城史跡、ここの周辺の土地利用、これもやっぱり大事になってくるので、いまやっぱり私どもとすれば、矢巾スマートインターチェンジ周辺と徳丹城史跡周辺のまちづくりの中での活性化をぜひ図っていききたいと。それは、大規模なプロジェクトになるので、いわゆるそういったことで、先ほど藤原梅昭議員から技術系

の職員は潰しがきくという、今現に課長たちもおりますが、まさに潰しの効く課長たちで  
ございますが、その上をいくような人材も登用しながらやっていきたいなど。これは、大  
規模プロジェクトになるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ここで休憩に入ります。

再開を3時20分にします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問をさせていただきます。道の駅構想の実  
現に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

ことし3月の定例会議において、道の駅構想と、その実現について一般質問をいたしま  
したが、その際、事務事業推進会議において道の駅の基本計画を職員提案で策定するべく  
検討を進めているとの見解が示されました。その後、8月27日の岩手日報紙上で「矢巾町  
に道の駅」とのタイトルで大きく報道されました。その中で大型車輛の駐車スペースや仮  
設トイレなど、防災機能も兼ね備えたゲートウェイ型の施設を検討しているとの内容で報  
道されています。町民の関心も高いことから、道の駅設置について具体的計画をどの程度  
検討しているのかお伺いをいたします。

また、事務事業推進会議における職員提案も含め事業化に向けた今後のスケジュールに  
ついてお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 道の駅構想の実現に向けた取り組みについてのご質問にお答えをい  
たします。

道の駅設置についての検討状況についてですが、事務事業推進会議での検討内容をもと  
に産業振興課において、本年度中の基本方針策定と候補地の絞り込みに向けて現在先進地

事例等を調査し、さまざまな道の駅の設置者や、また道の駅の駅長から実績に基づく意見やデータ等を収集しておるところであります。今後のスケジュールといたしましては、平成30年度中の事業計画策定と候補地選定に向けて詳細な交通量調査を行い、事業化に向け準備を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 8月27日の新聞報道と今回質問に答弁をいただいた中身とは、ほとんど変わりのない中身ですので、これはそのとおり受けとめますが、候補地選定を行うということ、あるいは事業計画の策定が19年度中に進めていきたいという、それから候補地の選定についても、そういう方向で進めていきたいということなわけですが、議会にはいつごろ計画等を示す考えなのか。また、今後国土交通省へ申請をするということになるだろうというふうに思いますが、そのスケジュールといたしますか、手順といたしますか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度夏から秋にかけてでございますが、東北各県の道の駅、それから北関東とかの道の駅、これ重点道の駅に指定された道の駅と全国のモデル道の駅というのを中心に数多くの道の駅のほうを視察させていただいて、町長答弁にもあったとおり、今そのデータを整理しているところでございます。答弁にもありますが、事業計画につきましては、来年度としておりますが、基本計画につきましては、今年度中に整理をしていきたいと思っております。まだ、具体的にそのデータ整理ができておりませんので、細かいところはお説明できませんが、それを整理した段階で議会の皆様にもご相談を申し上げていきたいというような計画段階でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） データ整理には、かなり時間をかけてやるのかなというふうには思いますが、それと事業計画の策定ですが、現時点では新聞報道で話が出ているのは、ゲートウェイ型の道の駅を模索するという報道でしたが、ご存じのとおり、ゲートウェイ型

と地域センター型があるわけですが、どちらもそれぞれ特徴的な道の駅という形になるだろうというふうに思いますが、新聞報道だけ見ますと、この中には、大型車輛の駐車スペース、仮設トイレ、防災機能も兼ね備えた計画、そのほかに観光なども紹介するゲートウェイアクセス、物流拠点、いずれ地域外から活力を呼び込むことを目指すというのがゲートウェイだということで、その形にしたいということなのですが、実は先ほど申し上げました地域センター型というのも防災機能を兼ね備えたものだというのがあるわけです。何かそういうことを考えると、どちらも兼ね備えたもので、混合型のように私は捉えたのですが、そのゲートウェイ型を模索しているという、その理由というのは、何か特別な理由があれば、それをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣讓治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

8月時点では、こういったちょっと大ざっぱな形の構想という時期でございます。その後、議員ご指摘のとおり、さまざまな道の駅がございます。このゲートウェイ型もありますし、あと観光を主としているものもあれば、史跡と併用で史跡がメインのものもあったり、それを踏まえまして、先ほど申しました各地のそのようないろんなパターンでつくられた道の駅、産直がメインのものとか、産直がない道の駅もございますし、そういった意味で、この時点での構想としてはのっておりますが、その後につきましては、調査させていただいている段階では、もっとさまざまな道の駅を視察してきております。この中で当然候補地も何か所か設定されているわけですがけれども、当然この候補地においても、それぞれの特色があり、どういった道の駅が適切なのかというのを今一生懸命研究しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 8月時点の考えというのは、基本的な考えだという、その後さまざま調査をし、あるいは視察をし、今検討しているのは、そういう一つにとらわれないさまざまな機能を持った、あるいは目的を持ったものに考えているということですので、そこは理解できました。

この前、11月13日、約1カ月前、13日から神奈川と静岡に産業建設常任委員会で道の駅の5月1日オープンした函南町という、富士山が真っ向に見える非常に見晴らしのいい、

伊豆半島の付け根にある道の駅を視察をしてきました。これには、都市計画係長、田口さんも行っておりましたので、彼もいろいろ質問をしておりました。非常にいい質問をするなということで私たちは関心をして聞いたり、あるいは一緒に来てよかったなというふうな思いをしたわけですが、実は、函南町というのは、平成23年からもう既に計画を練っているわけです。それから約6年かけて道の駅を完成させたと。ここは、川の駅も一緒に国土交通省の関係で河川、道路と河川ですので、どちらも国土交通省なのですが、作業部会も当然やられていますが、勉強会なんかはかなり時間をかけてやっていました。作業部会についても、もう8回とか、あるいは整備推進協議会とかというのもそれ以上力を入れてやっていると。そこには、当然国交省が関係しますので、国交省の河川事務所の関係の担当者、課長初め係長さんたちも入っていますし、それから県の担当者が13人ぐらい入っているのです。もちろん函南町の部長さんから係長さんまで入っているのですけれども、かなりの時間をかけてやっぱり綿密に、当然整備手法なんかについても、かなり検討したようです。ここはPFI方式をとって民間の力を借りてやっているのですけれども、非常に当然新しいわけですけれども、まだ6カ月もたっていないので、そういう意味ではすばらしいところだったのですが、コンビニも併設をしていると。コンビニを使って人を呼び込んで、そしてさらに観光の拠点の本当の付け根ですので、そういうふうな観光の案内も伊豆半島全域の宿から名勝地から、全てそこに行けばわかるような場所にしていたわけです。

そういったことで私たちもできるだけ早く道の駅が実現すればいいなと思うのですが、やっぱりある程度さまざまな見地といいますか、担当者、いろいろ国の担当者あるいは県の担当者、そして地元町の担当者ということで、その分厚い、いわゆる検討会議をやりながら進めていると。そういう意味では、田口係長行って本当によかったなと思っていますが、あとは彼に任せればいいという気持ちもありますけれども、やっぱりそういう場所を見ながら、そして計画をしっかりと練って実現をさせたという粘り強い取り組み、それから町民の意見もしっかり聞くと。あるいは周辺市町村のニーズなんかもしっかり把握をしてやっていると。この辺がやっぱり短兵急にやっていいのかなという、私たちはそういう思いをしてきました。できるだけ早くという思いもありますけれども、やっぱりできる以上は、利用者が多い、そして喜ばれる、町民も、ああ、こういう施設でよかったなというふうに思えるものでなければ、つくってみてありやりやでは、ちょっと済まないわけですので、そういった意味からいって、来年度に向けてその事業計画をつくるという、そう

いう意気込みは非常に買うわけですけれども、何となく短期間で物事を決めてしまうというふうなことを考えれば、何となく心配なところがあるのです。

そういった思いについては、何回も言いますが、田口係長はしっかり聞いてきて身にしみているかもしれませんが、やっぱりきょうは、それぞれの課長さんもおりますので、やっぱり横断的な取り組みをやらなければならないということが函南町でも言われておりましたので、その辺も含めて、果たして短期間でやれるものなのか、その辺の思いを聞いてみたいなというのでこの話を今出しましたので、よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

先ほどの都市計画マスタープランのこともそうですし、道の駅構想もそうなのですが、やる気を全面に出していただいていることはあれなのですが、ただこの道の駅構想は、私たちだけでは進めることのできない、いわゆる特にも国土交通省との事前協議は、これから何回となくもう協議をしていかなければならない。だから、道の駅構想は、矢巾スマートインターチェンジ、それから徳丹城の周辺ということで巨大なプロジェクトになるので、いずれこのことについては、私どもも時間をかけてやっていきたいと。

そしてもう一つ、今ここからは、私の夢だと、ほらだと思っていただいて結構ですが、実は、県内に今33市町村あるのです。そして、これをあと秋田とか青森をあれして、1年間に五十何週あるうち、矢巾のスマートインターチェンジの道の駅に行くと、北東北のいわゆる3県のイベント、何か必ずあると。そしてそこにはいろんなもののイベントを行う市町村のいわゆるいろんな出品物もあると、いわゆる地場産品。そういうことが、いわゆる特徴のある道の駅にしていきたいということを考えた場合、私それで、なぜそういう発想になるかということとは、岩手医科大学、ここも県内だけではないのです。北東北を包含しておる附属病院なので、できればそういうことを考えた、いわゆる産直の親方、道の駅にしていきたいなど。

あとは、例えば徳丹城の周辺については、またその特徴のある道の駅、例えばそこは産直の親方みたいなものでもいいでしょうし、だから私にすれば一回に矢巾町に道の駅2つというのは、これは無理ですので、長期計画をしっかりと策定して、その中で同じような道の駅構想ではなく、それぞれひと味もふた味も違う道の駅構想。

片やは、国道4号線、これはもう石鳥谷まで行かなければ道の駅はないわけで、その中間にやはり欲しいと言われているのは、道路利用者からは、そういうお話も出ているとい

うこともお聞きしておりますし、だからこちらの矢巾スマートインターチェンジは、そういったことでまず岩手医科大学のあれと。

それから、今スマートインターチェンジからおりて1時間以内にまた戻れば、そのままのあれで継続して利活用できるというふうな制度もありますので、私は先ほども答弁させていただいたのですが、当初の目的は、早くそれぞれのところからスマートインターチェンジをあれして医科大学の附属病院の救命救急医療のための命の道ということでしたが、それだけではなく。

あともう一つは、矢巾は、やっぱりこれから防災と医療の町ということで、これから矢巾分署も消防署に格上げしなければならないときもくると思うし、それから県でも総合防災拠点施設も考えていきたいというふうなこともありますし、県の消防学校もありますし、建てかえの時期もありますので、そういったことを一つ一つ内容を精査してやっていかなければならないということで、まさに先ほどの土地利用とあわせて道の駅構想も巨大なプロジェクトになるので、しっかりしたチームを編成して、田口係長の、私、復命書を見させていただいて、彼はしっかり考察をして、やはりこういうことで取り組んでいかなければならないということで彼からも指摘をさせていただいておりますので、そういうことも含めながら時間をかけて進めていきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、3問目の質問をいたします。

ドローンを活用した災害等への対応についてでございます。災害対応等を目的にドローンを活用する動きが全国的に広がっています。ドローンは、自治体においても災害時に備えた民間団体との協定締結などを活用して、防災等に役立てるとともに、災害現場での迅速な情報収集活動などに大変有効なものと考えられます。既に導入している先進市町村の状況などを調査、研究し、本町においても導入すべきと思いますが、町の考えをお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ドローンを活用した災害等への対応についてのご質問にお答えいたします。

ドローンは、上空からの撮影が可能であることや機体の種類によっては、物資を運ぶことも可能であることから、町のイベント映像の広報や記録、災害時に人や車輛が進入できない場所での情報収集や孤立地域への物資の搬送など、大いにその有用性が期待されておるところであります。本町といたしましては、ドローンの技術は日進月歩であることから、当面は民間団体や事業者との業務委託や協定による貸与により、各種イベントや災害時に活用する方法を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 県内では、災害時の活用のために5市町村に消防本部でドローンを所有しているとのことでございます。また、3市で民間企業等と応援協定を締結しており、本町においても当面は民間団体や事業者との業務委託や協定による貸与により活用する方法を進めていくとの答弁でございますので、大いに期待したいと思います。

本町は、今後岩手医大附属病院開業を控え、道路の交通量が増加し、渋滞などが一層増すことが想定されており、そうした実態調査などにも活用が期待されているということになります。今後本町職員を対象に研修会に参加させ、操縦者育成などを図るべきと私は思って質問をいたしました。先ほど藤原梅昭議員の質問の際には、職員から提案がございまして、それでドローンの知識の習得あるいは操縦技術の習得などに予算をつけていきたいという答弁があったのですが、その部分でどの程度の予算をつけようとしているのか。これからだと思いますし、今まだそこまでいっていないとすれば、それでいいのですが、研修会というのは、県の消防学校に4機が入っているようでございますけれども、これは消防庁事業で配備されたということでございますが、消防団員も既に何人か研修を受けているということですが、本町における消防団員の研修会の参加はあるのか、ないのか。

それから、職員のドローンの技術習得等の研修は、どのように考えているのか考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 私のほうから予算対応のことについてお答えしたいと思います。

今現在は、新年度予算の要望を取りまとめて、これから具体的な査定に入るところでございますが、資格取得等につきまして、100万円まではいかないレベルでの予算を考えている、そういう要望が上がってきていますし、もう一点、ドローン本体の購入も予算要求には上がってきています。これは、やはり職員が個人で既に免許取得した人間がおりまして、そういった人間からの発案で今回の有資格者を養成するために町でも講習費等の支援ができないかということをご提案したものでございますので、その流れに沿って予算要求しております。

やはり実機がないと練習もできないということもありますし、実機があれば、有資格者がいれば、その人間が実際に空撮をしてこられるというふうなこともありますので、いずれドローン本体のほうも、それほど高価ではない、1機当たり25万円ぐらいのようでございますので、あと附属品等を入れれば、1機当たり35万円ぐらいにはなってしまうのですけれども、それでも2機入れても100万円とかにはなりませんので、そういったレベルのものであれば、認めるということは十分考えられるのかなと思っております。

予算関係については、私のほうから以上です。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消防団関係、いわゆる防災に特化した部分の考え方の答弁になるわけでございますけれども、先ほど町長答弁申しました防災関係につきましては、当面ドローンの活用については、民間団体業務委託というふうな形で進めようという話で今いっているところでございますけれども、この災害については、かなり災害の内容なり、災害、地震とか風水害、いろいろあります。火事のもあれば、いろいろあるわけでございますけれども、そこら辺の部分でドローンの機種と申しますか、ここら辺撮影だけでいいのか、物資を配らなければならないのか、いろんな形のことを内部のほうでちょっと検討しているわけでございますけれども、それによりまして、当初の部分については、答弁のとおりでございますので、ご質問のあります消防団員、消防関係、ここの部分の対応については、ある程度公務的な部分で対応するという意味合いも一応捉えてございますので、そこら辺の対応も含めまして検討はしてまいります。

ただ、災害に特化した部分だけでのドローンの活用となれば、災害は、今ちよくちよく

やってくるわけでございますけれども、なかなか高価なものでもありますし、ここら辺の防災、災害以外にも使える方法の中で検討をさせていただきたいと思いますので、当面の部分については、町長答弁のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 課長、資格者いるか、団員に。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 団員の資格者につきましては、直接的にまだ調べた状況でございませんので、いないと思いますけれども、実際には調べてはおりませんけれども、いないと思います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 消防団の研修も既に実施しているようですが、本町の消防団員は、まだ研修は実行していないのでしょうか。また、その考えは。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

総体的な部分、ちょっと把握してございませんけれども、町の消防団関係については、職員1名取得している状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 1名いるということですか。そういうふうに教えてください。

他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 町職員にもいるということですよ。ということは、それだけ一生懸命前向きにドローンを活用しようということで取り組んでおられる方がいるということですので、非常に喜ばしいことですが、先ほど私言ったように、医大開業に伴って、今も既に渋滞、朝の渋滞はかなり激しい状況になってきているところもあるのですが、ドローンを活用したそういう渋滞の実態調査、これもやっぱり有効だと思うのです。人が道路を歩いたり、車であるいてみるのも一つの方法ですけれども、そうすると、総合的に道路網の整備とか、あるいはルートを考える点からいっても、非常に有効だというふうに思いますし、それからもう一つは、北海道なんかは、新潟もそうですけれども、既にドローン

を使って農業の栽培に非常に役立っていると。除草薬の散布なんかもそうなのですし、それから肥料のどの程度田んぼ、畑の作物に対する肥料の状況がどう効いているのか、あるいは不足しているのかというのも調べられるというふうなこともあって、本町は大規模といっても1町歩ですから、人が見てもわかるかもしれませんが、やっぱりそういうのに積極的に活用していくということをこれから考えていってほしいなと思うのですが、その点の考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず今このドローンの利活用は、まず災害時における、これはもうどこでも今やっているとところがあれば、これからもうぜひやりたいと。私、ドローンのネーミングの由来は何かといつも疑問に思っているのですが、ドローンという表現は私は余り好きではないのですが、いずれ例えば固定資産税の中で、例えば家屋とか何かの場合、今航空写真を撮っているわけです。そういうことも可能であるし、またはGPSを使って、認知症の方が見えなくなったと、そういうときの利活用もできる。もうあとは、例えば外でのイベントのときは、上空から撮影もできるとか、もう考えればきりがなくいろいろな利活用ができるのではないかなと。

そこで、私もこの間、恐る恐る飛ばしてみたのですが、ところがやってみればおもしろいものです。なぜかという、これがいろいろなことに活用、転用できるということを考えたときに、何か夢が広がるというか、だからドローンを通したまちおこしを考えてみたらどうなのかということで、今企画財政課長あたりに話をして、ドローンを通した夢を語る会でも立ち上げてみたらどうなのだということで活用して、災害だけではなく、みんなが身近にドローンを自分たちで飛ばしてみると。その練習場は、ならばどこで考えるかということは今言っているのですが、私は余りいいとは思わないのですが、旧アイワの体育館、あそこあたりだったら、誰にも迷惑がかからないのではないかということで、そしてこれから恐らく講習料も安くなってくると思うのです。今は、余り利用する方、受講する方があれだと思うので、だから本町でも職員も防災士もドローンの資格を取らせる。消防団の団の人たちとも連携してやれるような体制整備を考えていきたいなど。やっぱり一番最後は、命にかかわるところでのドローンの利活用を考えていきたいなと思っておりまして、そういうことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 夢を語る会までいったということで、非常にどんどんと活用策が町長の頭にはあるようですけれども、きょうの質問の中で藤原梅昭議員が矢巾北中学校の文化祭のときの話しました。成功の反対は失敗ではないと、何もしないことだということなので、そのとおりだと思いますが、そのとき私ふと思い出して、私手帳に書いている言葉がありまして、これは幕末の教育者といえますか、吉田松陰が残した言葉なのですが、夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし、ゆえに夢なき者に成功なし、こういう言葉があるのですが、ふと思い出して書きとめたのですが、きょうの町長のお話を聞いても、まさにやる気を持って、やっぱりしっかりと取り組むことによって物事は成就をします。あるいは場合によっては、失敗しても、それは何も残らないものではない。必ずそこには何かしらのものが残って、後には、それが種をまいて花になるという話を、そういうことを承りましたが、12月2日に町長が私どもの地域に老人クラブ、私たちは老人クラブと言わないで笑話会、笑って話をする会ということで笑話会にしているのですが、そのとき来てお話しされましたけれども、スクリーンを使って非常に皆さんがすごい話だなということで興味深く聞いたのですが、その際に、いわゆる西部地区にドームをつくりたいという夢があると。町長は、そういう話をして、私どもの先輩たちは、いや、俺たち生きているうちにそれできればいいなという話があったのですが、最後にその夢をもう一回聞かせてもらって私終わりたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げたように、できれば下り線の西側、西部地域、過去には新総合運動公園の構想もあったのですが、できればそういう屋内ドーム、これはスポーツと防災を兼ねた、先ほど申し上げた道の駅では、そういった北東北のイベント、そして片方は、もし北東北で災害があったときには、もう矢巾に来れば、防災ドームもあるし、病院にもあれだと、そういうことができないのかなということでお話をさせていただいたのですが、まずそれよりも私は、よく諺にあります、隗より始めよということで、これをひとつ胸に刻んで一つ一つ積み重ねながら、これから取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長（廣田光男議員） それでは、これで山崎道夫議員の一般質問を終わります。  
これをもって矢巾町議会定例会一般質問を終わります。
- 

- 議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、明後日は休日休会、11日は休会、12日は予算決算常任委員会を行う旨、山崎予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午後1時30分に本議場にご参集されるようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時57分 散会



平成29年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第4号）

平成29年12月14日（木）午後1時30分開議

議事日程（第4号）

- 第 1 議案第93号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
- 第 2 議案第94号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 3 議案第95号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 4 議案第96号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第 5 議案第97号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 6 議案第98号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議案第99号 副町長の選任について
- 第 8 発議案第11号 道路整備に係る補助率のかさ上げ措置等の継続を求める意見書の提出について
- 第 9 閉会中の継続審査の申出について
- 第10 閉会中の継続調査の申出について
- 第11 閉会中の議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員

12番 長谷川 和 男 議員  
14番 小 川 文 子 議員  
16番 藤 原 義 一 議員  
18番 廣 田 光 男 議員

13番 川 村 よし子 議員  
15番 藤 原 由 巳 議員  
17番 米 倉 清 志 議員

#### 欠席議員（1名）

11番 高 橋 七 郎 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	総務課長兼 防災安全室長	山 本 良 司 君
企画財政課長兼 政策推進室長	藤 原 道 明 君	会計管理者兼 税務課長	佐 藤 健 一 君
住民課長	浅 沼 仁 君	福祉・ 子ども課長	菊 池 由 紀 君
健康長寿課長	村 松 徹 君	産業振興課長	稲 垣 讓 治 君
道路都市課長	菅 原 弘 範 君	農業委員会 事務局長	村 松 亮 君
上下水道課長	山 本 勝 美 君	教 育 長	和 田 修 君
学務課長	村 松 康 志 君	社会教育課長兼 矢巾町公民館長	野 中 伸 悦 君
学校給食共同 調理場所長	佐々木 忠 道 君	代表監査委員	吉 田 功 君

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
主任主事	渡 部 亜由美 君		

---

午後 1時30分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、11番、高橋七郎議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

- 日程第1 議案第93号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第2 議案第94号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第95号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第96号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第97号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第98号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、議案第93号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について、日程第2、議案第94号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第3、議案第95号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第4、議案第96号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第5、議案第97号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第6、議案第98号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についての補正予算6議案については、予算決算常任委員会への付託に係

るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇)

○予算決算常任委員長(山崎道夫議員) それでは、審査報告書を読み上げて報告といたします。

平成29年12月14日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第93号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について、議案第94号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第95号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第96号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、議案第97号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第98号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)について。

本常任委員会は、平成29年12月5日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号第77条)の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第93号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。1、防災ラジオについて、PR活動を積極的に展開し、住民への周知を図り、さらなる普及推進に努められたい。

以上、報告といたします。議員諸氏のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(廣田光男議員) 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会において審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は6議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

それでは、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第93号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第99号 副町長の選任について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第99号 副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第99号 副町長の選任について提案理由の説明を申し上げます。

伊藤副町長が今月31日をもって退任することに伴い、新たに東京都練馬区光が丘五丁目2番5の607号、水本良則さんを副町長に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

水本良則さんは、現国土交通省に入省され、地方道課建設専門官や東北地方整備局道路部長などを歴任され、土木行政に精通しているほか、愛知県豊田市の助役を務められ、地方行政にも精通し、行政経験が豊富であります。

以上のことから、ともに本町の行政を担っていく副町長として適任であると存じますので、

地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、平成30年1月15日から平成34年1月14日までの4年間となるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。

議案第99号 副町長の選任については原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第99号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

日程第8 発議案第11号 道路整備に係る補助率のかさ上げ措置等の継続を  
求める意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、発議案第11号 道路整備に係る補助率のかさ上げ措置等の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第11号 道路整備に係る補助率のかさ上げ措置等の継続を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

現在国においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる財特法に基づき、高規格幹線道路や地域高規格道路の補助率のかさ上げ等を行い、道路整備に

対して特別な措置がなされておりますが、これは平成29年度までの時限措置となっております。平成30年度以降、この措置が廃止され、補助率等が実質的に低減することになれば、地方の生活、経済活動に水を差すことになるばかりか災害復興に取り組んでいる地域の活力、気力を低下させる恐れがあることから、国においては、地域経済の発展や社会生活の向上を持続的に推進するため、長期的かつ安定的な道路関係予算を確保するとともに、財特法の補助率かさ上げ措置等を継続されるよう強く要望するものであり、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆参両議員議長及び県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第11号 道路整備に係る補助率のかさ上げ措置等の継続を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 閉会中の継続審査の申出について

○議長（廣田光男議員） 日程第9、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

教育民生常任委員長から審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

日程第10 閉会中の継続調査の申出について

○議長(廣田光男議員) 日程第10、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長、広報広聴常任委員長、交通に関する調査特別委員長から調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

日程第11 閉会中の議員の派遣について

○議長(廣田光男議員) 日程第11、閉会中の議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本定例会後、次期定例会までの間における本町の重要事項の促進要望、事業の調査及び実務研修などのため、県内外の関係機関等に本議会の議員を派遣する場合、その期日、派遣地及び人員については、矢巾町議会会議規則第128条の規定によりその都度議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中における議員の派遣については、そのように決定いたしました。

以上をもって12月会議に付託された事案の審議は、全部終了しました。

---

○議長(廣田光男議員) ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま廣田議長からお許しをいただきましたので、平成29年矢巾町

議会定例会12月会議の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今12月会議におきまして、廣田議長初め議員各位から本町の町政推進にご提言やご意見を賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げる次第であります。

一般質問につきましては、9名の議員の皆様方から29項目にわたるご質問をいただきましたが、それぞれの施策の推進にはスピード感を持って取り組んでまいり覚悟であります。また、私どもからご提案をさせていただきました人事案件、条例の一部改正や一般会計を初めとした各会計の補正予算につきまして、全ての議案をご可決いただいたところであり、改めて感謝を申し上げます。

町政運営の指針であります第7次矢巾町総合計画の基本理念であります希望と誇りと活力にあふれ躍動する町やはばの実現に向け、今後とも着実に町政運営を推進してまいりますし、予算決算常任委員会における審査報告書に付されました附帯決議につきましても、内容を十分に検討の上、政策の実現を図ってまいります。

平成30年の町政運営に向け、議員各位からいただきましたご提言を大切に、意を体して取り組まさせていただくとともに、町民の皆さんと一丸となって進めてまいりますので、今後ともご指導、ご助言を賜りますようよろしくお願いを申し上げます御礼の挨拶とさせていただきます。

この1年間、皆様方には大変お世話になりました。そして、ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） 矢巾町民歌の斉唱を行いたいと思います。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田光男議員） これをもって平成29年矢巾町議会定例会12月会議を閉じます。

新しい年に向け議員諸君のご健康を願っております。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時54分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員